一　貸付金用途の擴張

從來の監督規程に依れば組合の貸付金用途中に自作用土地の買入を認め居りしも、實際上の問題として又各種の經驗に徴するに、此等は範圍狹少なるの憾あり、組合の効果を全うする上に於て遺憾の點多々あつたのである。例へば土地買入、改良又は不時の災害等に基く已むを得ざる費途の爲めに自作用土地を擔保として組合以外のものより借入れたる債務を償還せんとするが如き場合に於て、從來の規程に依れば之に要する資金を借用することを不可能であつたのである。斯くては組合本來の目的とする組合員の經濟の發達を計る點より見るも未だ徹底せるものとは言ひ得ないのである、此が爲め貸付金用途を擴張し、自作用土地の買入れ資金の外、更らに自作用土地を擔保としたる舊債償還に要する資金をも認むることゝしたのである。卽ち右の如き場合に於ても、等しく其の債務を償還せしめ、自作用土地を買入れしむるの同樣の効果を擧げしめんとする趣旨に出でたるものなるが故に、苟も遊蕩奢澤の末、所有土地を擔保として借受けたる場合の如き、不生產的舊債の償還資金に貸付するが如きことなき樣十分留意することが必要である。

二　貸付金限度の擴張

開墾、排水、灌漑其の他の改良資金、自作用土地の買入れ又は自作用土地を擔保としたる舊債償還に要する資金、住宅以外の農業用建物の新築、增築又は修繕に要する資金に對しては、從來は朝鮮總督の認可を受け百圓を限度とし貸付し得たのであるが、更らに二百圓まで擴張せられたのである。此れ中流以下の農民に恒產を得せしめ地方經濟力の發達を期するの目的に出たものであつて、爲めに組合員は大なる利便を受くることゝなつたのである。而して其の貸付金額を二百圓としたのは、組合員をして自作農とし凡そ十斗落の土地を所有せしむることが必要であり、一斗落假りに三十圓と見るときは十斗落に付き三百圓の買入資金を要する勘定である。

然し乍ら組合が不動產を擔保として貸付くる金額は組合に於て鑑定したる價格の三分の二以下との規定ある故、十斗落三百圓に對する三分の二則二百圓までを貸付け得ることゝしたのである。從つて十斗落の土地を買入るゝには組合より二百圓の融通を受け、尙一百圓の不足を生ずる勘定であるが此の不足額は組合員自己の働きに於て得せしめようと云ふのである。從つて小作の增收をはかり、副業を勵み以て揚げた收入を僅少なりとも貯蓄し、此を基礎として組合の借入金を合せて少量宛なりとも自作用土地を買入れしむる樣仕向けんとするのである。若し土地の買入資金の全部を組合より融通することにすれば組合員自身に於ては何等苦心無しに土地を獲得することを得、從つて土地に對する愛着心自ら薄く再び手離すことを意に介せざるに至る嫌れがあるからである。

尙此の貸付にして不動產を擔保とするものには、信用程度表に基くを要せざることゝなり居るも、一組合員に對する貸付金總額二百圓を超へざる限りは右不動產擔保貸付を併せ信用程度表に基く貸付を爲すも敢て支障の無い所である。

尙右の外、農業用牛馬買入資金に就ても百圓までを貸付くることを認めたのであるが、此れ實際上牛一頭を買入るゝにも五十圓にては不足を生ずる場合あり、實情に鑑み一般に之れを認めたものであるが、從來組合に於ける右資金の貸付は、往々亂雜に流れ、回收不能に歸した實例多く、此が貸付についても組合は畜產組合等と連絡を保ち、其の買入又は所有の事實を調査することが必要である。

若し賣却等に依り之れを手放せる場合には直ちに貸付金の返還を爲さしむる等苟も失敗に陷るが如きことなき樣周到なる注意を要する。

三　貸付期間の伸長

前項に述べたる土地の改良其の他自作用土地の買入れ資金等は、從來の經驗に徴し短期償還を困難とする事情があるから十年以内の定期償還又は三年以内の定期償還の方法を認むることゝなつたのである。此規定たるや時代の要求に依り生じたものであつて、地方金融組合事業に於ける大なる改革と見ることを得、將來農業經營の振興に十分の効果を齎すことゝなるべく、組合活動の上に肝要なる事項である而して此等の方法に依る貸付は必らず不動産を擔保とし、提供せしむることを條件とする。故に其の資金は農工銀行より融通することゝなつてゐる。然し組合資金に餘裕ある場合には、一時之を融通し其の貸付に充て、組合資金需要の時期に到達したる曉、農工銀行より借入金を償して補塡する方法を採るは敢て支障のない處である。

尙其の他年賦又は定期償還の方法に依る貸出に付ては多少の制限がある。卽ち不動産を擔保として徴する場合に於ては、抵當權又は典當權設定の登記又は證明を省略するも差支なき事となつて居るも、年賦又は定期償還の方法に依る貸付に於ては、必ず抵當權又は典當權設定の登記又は證明を經ることを要求して居る。（第三十一條此卽ち長期に渉る貸付なる爲め、自ら其の間に擔保物件上の權利を不安固に陷らしむるが如き事情の發生する場合無きを保證することゝ能はず爲めに其の權利を明確に保留し置く必要生ずるからである。

而して此の場合抵當權又は典當權は第一順位なる事を必要とするも組合より借入れたる新債によつて、其の舊債を償還し之に依つて第一順位となることを得る場合に於ては、必ずしも第一順位たるを必要とせない。之れ舊債の借換を爲す上に於て最も便宜の手段と認められる。

貸付最高金額の擴大及年賦又は定期償還の方法を認めたる理由叙上の如くであるも、之れが爲め動もすれば貸出の放漫に流れ、從つて償還を困難ならしむる嫌れあるが爲め、此が貸付の方法及金額の決定に就ては、其の收穫を基礎とする等愼重の調査を遂げ、且つ貸付の後監督を嚴重にすることが必要である。

更らに年賦又は定期償還の方法に依る貸付を爲す場合に於ては、成るべく利子歩合を低廉にし、當分一割以下とし、債務者の希望に依り期限前何時にても無手數料にて、貸付金の一部若は全部を償還することを得せしめ、且つ年賦金は元利合計均等の計算に依らしむることゝ致したいのである。

今假に土地買入資金として百圓を十個年賦年一割の利子を以て組合より借入れたりとすれば、每年元利濟崩高は十六圓二十七錢五厘なる故に、二百圓を借入れたりとすれば其の二倍三十二圓五十五錢となる計算である。而して此の元利濟崩高は必ず擔保に提供したる土地の收益中より生み出す樣心掛けることが肝要であつて、其の土地は償還期間滿了と共に、完全に自己の所有となるべきものなることは言を俟たず要するに此貸付方法は我が組合に於ては新規の試なれば愼重に實行し十分なる効果を擧げられんことを切望する。

四　事務の簡捷

從來に於ては、組合は每事業年度に於て實施すべき預り金及貸付金の利子歩合を定め、年度始に朝鮮總督の認可を受けしめ、更らに組合の預金總額より拂戻準備金を控除したる殘額が、缺損補塡準備金に超過する時其の超過額の一部を組合員に對し不動産を擔保として貸付する場合に於ても、等しく朝鮮總督の認可を受くることを要することゝなつて居たのであるが、今回之を地方廳に移すことゝなつたのである此れ從來の經驗に徴し、事務の簡捷を圖る爲め、之を地方長官の權限に屬せしめたのである。

右は組合事務監督規程中の改正に就ての大體の說明であるが、要するに此改正は組合多年の經驗に基き、長を採り短を補ひ以て、將來の發展に資するにあるは勿論であるが、更らに時勢の進運に鑑み、農家經濟事情を察し、改善を施さゞるべからざるに至つたものなる故、組合員たるものは充分に此の趣旨を諒解し、會得し以て

地方金融組合の完全なる發達に努むると共に、其の圓滿なる活動に資し、農村經濟の發達の爲め豫期の成績を擧ぐることに努力せねばならぬ。地方金融組合の業務は時代の進運に伴ひ、日一日と增大しつゝあり、況んや今日の我國は最も重大なる時運に際會し居るものなれば、此の際此の秋特に組合員に對し一層の覺悟と奮勵とを要請し置く必要がある。

尙改正條文を示せば次の如くである。

地方金融組合業務監督規程中左ノ通リ改正ス。

第八條中「朝鮮總督」ヲ「地方長官」ニ改メ左ノ一項ヲ加フ

地方長官ハ朝鮮總督ノ承認ヲ受ケタル標準ノ範圍內ニ於テ前項ノ利子歩合ヲ認可スヘシ

第九條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項第一號ノ諸規則ニシテ朝鮮總督ノ定メタル準則ニ依リ制定スルモノハ認可ヲ受クルコトヲ要セス此ノ場合ニ於テハ其ノ規則ノ名稱及實施ノ年月日ヲ朝鮮總督ニ屆出ツヘシ

第二十三條第一項第二號ヲ左ノ如ク改ム

二、自作用土地ノ買入資金又ハ自作用土地ヲ擔保トシタル舊債ノ償還ニ要スル資金

第二十四條但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ農業用牛馬ヲ買入レムトスルトキハ二百圓迄前條第一號及第二號ノ資金ニシテ不動產ヲ擔保トスルトキハ二百圓迄貸付クルコトヲ得

第二十五條ニ左ノ二項ヲ加フ

前條但書ニ依リ不動產ヲ擔保トスル貸付ニ要スル資金ハ農工銀行借入金ヲ以テ充ツヘシ

前項ノ貸付ニ付テハ十年以內ノ年賦償還又ハ三年以內ノ定期償還ノ方法ニヨルコトヲ得

第二十六條第二項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ第二十四條但書ニ依リ不動產ヲ擔保トスル貸付ヲ爲ス場合ハ此ノ限リニアラス

第三十一條　不動產ヲ擔保トシテ徵スル場合ニ於テハ抵當權又ハ典當權設定ノ登記又ハ證明ヲ省略スルコトヲ得但シ第二十五條第四項ノ方法ニ依ル貸付ヲ爲ス場合ハ此ノ限リニ在ラス

前項但書ノ場合ニ於テハ抵當權又ハ典當權ノ第一順位ナルコトヲ要ス

但シ組合ヨリ借入スル新債ヲ以テ其ノ舊債ヲ償還スル效果ニ依リ第一順位トナルコトヲ得ヘキトキハ此ノ限ニ在ラス

第四十三條ノ二　加入豫約者ノ預リ金ハ豫約ノ消滅シタルトキニアラサレハ之ヲ拂戾スコトヲ得ス

第四十五條但書中「朝鮮總督」ヲ「地方長官」ニ改ム

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正七年に於ける地方金融組合業務監督規程の改正

大正七年十月一日朝鮮總督府令第九十四號を以て金融組合業務監督規程を改正し組合令と共に施行せらるゝことゝなつたが其の改正の要旨を說明すれば次ぎの如くである。

一　金融組合に對する認可事項

從來地方金融組合の業務執行に關しては、法令に規定するもの及其の他細微の事項に就ても、朝鮮總督又は地方長官の認可を受け居りたるも、將來組合の活動を促がすの必要あるのみならず、金融組合聯合會

を設け其の指導に任ぜしむる以上は其の認可の範圍を縮少し比較的重大なる事項のみに限定し且つ從來朝鮮總督の認可を受けしめたる事項の大部分は之を地方長官に移し以て組合事務の簡捷をはからんことを期されたのである。

二　缺損補塡準備金運用の制限

缺損補塡準備金は從來一定の證券を買入れ若くは朝鮮總督の指定したる銀行に預入し又は不動産を擔保として組合員に貸付する外之れを運用せしめざりしも新る制限は資金の不足勝なる組合の苦痛とする處であつて從來の經驗に徵するも之れを一般貸付資金に利用するも何等危險の虞無き爲め此の制限を撤廢されたのである。

三　普通貸付最高限度及方法竝期間

從來一組合員に對する貸付金最高限度は五十圓とし土地購入資金等特殊の資金に限り二百圓迄貸付することを得せしめたるが今回組合員の資格及貸付目的の擴張と近時經濟狀態の推移に伴ひ此の限度は少なきに失するが故に農村組合にあつては之れを百圓に引上げ市街地組合に在りては手形割引現在高を併せ五百圓とし尙農村組合に於ける特殊資金の貸付を四百圓迄に增加せしめたのである。

又市街地に於ては手形割引を爲すが爲め預り金に對しても當座勘定を開かしめ且つ一定限度に於て當座貸越を認められたのである。

組合の貸付期間は普通十箇月なるも市街地組合は農村組合と異なり資金の回轉迅速なるを以て之れを六箇月とし農村組合は之れを一年に改めたのである。尙從來土地購入等の特殊資金貸付期間は年賦償還十年定期償還三年以內なりしも此の種資金は長期且つ低利の貸付に依り初めて其の效果を發するこゝなるが故年賦は十五年定期は五年以內に改め而して手形割引は普通の商慣習に基き九十日以內と定められたのである。

四　預り金運用

從來預り金に對しては十分の二以上の拂戾の準備を爲し置く外其の總額が拂戾準備金及缺損補塡準備金の合計額に超過する額は朝鮮總督の指定したる銀行に預入し又は地方長官の認可を受け不動產を擔保として組合員に貸付するの外運用するを得ざりしも組合員と同一の家に在る者公共團體又は營利を目的とせざる法人若くは團體の預り金に對しては新る制限監督を爲すの必要なきを以て此等以外の非組合員の預り金受入れを或る程度までに制限し拂戾準備は其の儘とし其運用制限を撤廢した。

五　金融組合聯合會

各道一個宛特設する金融組合聯合會は所屬組合を指導誘掖し以て其の活躍を促さむとするものなるが爲め其の指導上必要なる規定を設け且つ監督官廳の認可を受けしめ又は報告を要する事項其の他業務の取締に關する規定を設けられたのである。

次ぎに業務監督規程改正の箇條を列記すれば左の如くである。

地方金融組合業務監督規程中左ノ如ク改正ス（大正七年十月一日朝鮮總督府令第九十四號）

「地方金融組合業務監督規程」ヲ「金融組合業務監督規程」ニ改ム

第二條中「業務ノ種類ヲ變更シ」ヲ「之ヲ變更シ」ニ改ム

第四條中「祭日」ヲ「十月一日祭日」ニ改ム

第六條　組合ハ每事業年度ニ於ケル資金ノ運轉其ノ他業務上ノ計畫及經費豫算ヲ定メ年度始迄ニ地方長官ニ屆出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第七條　削除

第三章　金融組合業務監督規程

第八條　削除

第九條第一項中第三號及第四號ヲ削リ同條第二項中「制定」ヲ「制定又ハ變更」ニ改ム

第十條　左ノ場合ニ於テハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

一、訴ノ提起ヲ爲サムトスルトキ

二、常務ノ爲ニスルニ非ラスシテ役員ヲ組合區域外ニ出張セシメムトスルトキ

三、事務員ヲ任免セムトスルトキ

四、業務用土地建物ヲ取得シ、處分シ又ハ借入レムトスルトキ

五、業務用建物ヲ新築、改築、移築又ハ增築セムトスルトキ

六、預リ金及貸付金ノ利子歩合又ハ手形ノ割引歩合ヲ定メ又ハ變更セムトスルトキ

七、貸物保管料又ハ保管期間ノ標準ヲ定メ又ハ變更セムトスルトキ

八、缺損ニ歸スヘキ債權ヲ整理セムトスルトキ又債務辨濟ノ爲引受ケタル物件ヲ處分セムトスルトキ

九、財產目錄ニ揭記シタル財產ノ價額ヲ增加セムトスルトキ

地方長官ハ朝鮮總督ノ承認ヲ受ケタル標準ノ範圍內ニ於テ前項第六號ノ利子及割引ノ歩合ヲ認可スヘシ

第十一條　削除

第十二條　朝鮮總督ノ任命シタル理事ノ給料及手當ハ朝鮮總督之ヲ指定ス

前項ニ規定スルモノヲ除クノ外組合ノ役員ノ定款又ハ總會ノ決議ニ依ルニ非サレハ報酬ヲ受クルコトヲ得ス

第十三條　總會ヲ開カムトスルトキハ開會十日前會議ノ目的タル事項開會ノ日時又ハ場所ヲ地方長官ニ屆出ツヘシ

第十四條第二項ヲ削ル

第十五條第一項中「第三號樣式」ヲ「第二號樣式」ニ改メ同條第二項ヲ削ル

第十七條中「地方金融組合」ヲ「金融組合」ニ改メ「主タル事務所以外ノ事務所ノ名稱又ハ場所ヲ變更シタルトキ亦同シ」ヲ削ル

第十七條ノ二　資金借入ノ認可申請書ニハ借入金額、利率、期限、償還ノ方法及借入先ヲ記載スヘシ

第十七條ノ三　出資一口ノ金額減少ノ認可申請書及總會ノ決議ニ因ル解散ノ認可申請書ニハ財產目錄及貸借對照表ヲ添附スヘシ

第十八條中「總會ノ決議錄」ヲ削ル

第二十條第二十一條及第四十條中「地方金融組合令」ヲ「金融組合令」ニ改ム

第二十一條ノ二　金融組合令又ハ本令ニ依リ朝鮮總督又ハ地方長官ニ提出スル書類ハ聯合會ニ加入セル組合ニ在リテハ聯合會ヲ經由ズルコトヲ要ス

前項ノ書類ニシテ總會又ハ評議員會ノ決議ヲ經ヘキ事項ニ係ルモノニハ其ノ決議錄ヲ添附スヘシ

「第二章貸付ヲ」ヲ「第二章貸付及手形割引ニ」ニ改ム

第二十二條　金融組合令第五條第二項ノ組合ニ在リテハ一組合員ニ對スル貸付及手形割引ノ總額ハ五百圓ヲ超過スルコトヲ得ス

前項以外ノ組合ニ在リテハ一組合員ニ對スル貸付ノ總額ハ百圓ヲ超過スルコトヲ得ス但シ左ノ各號ノ資金ニシテ不動產ヲ擔保トスルトキハ四百圓迄ヲ貸付スルコトヲ得

一、開墾、排水、灌漑其ノ他土地ノ改良資金

二、自作用土地ノ購入資金又ハ自作用土地ヲ擔保トシタル舊債ノ償還ニ要スル資金
三、住宅以外ノ農業用建物ノ新築、改築、移築、増築、修繕又ハ購入ニ要スル資金

第二十三條　貸付期間ハ金融組合令第五條第二項ノ組合ニ在リテハ六月内其ノ他ノ組合ニ在リテハ一年内トス但シ相當ノ事由アルトキハ其ノ一部ヲ返還シ且ツ利子ノ支拂ヲ怠ラサル者ニ限リ其ノ期間ヲ更新スルコトヲ得

前條第二項但書ニ依ル不動産擔保貸付ハ十五年内ノ年賦償還又ハ五年内ノ定期償還ノ方法ニ依ルコトヲ得

前項ノ方法ニ依ル貸付ニ要スル資金ハ朝鮮殖産銀行又ハ聯合會ヨリノ借入金ヲ以テ之ニ充ツヘシ

第二十四條　手形ハ九十日内支拂期日ノ至ルヘキニ非サレハ割引ヲ爲スコトヲ得ス

第二十五條　金融組合令第五條第二項ノ組合ハ期間一年内ノ當座預金貸越ノ方法ニ依ル貸付ヲ爲スコトヲ得

第二十六條第二項中「貸付金額」ニ「貸付又ハ手形割引ノ金額」ニ「第二十四條但書」「第二十二條第二項但書」ニ改ム

第二十七條第一項ヲ左ノ如ク改ム

貸付又ハ手形割引ヲ爲ス場合ニ於テハ確實ナル保證人ヲ立テシメ又ハ擔保物ヲ供セシムル事ヲ要ス

第二十八條　削除

第二十九條　擔保物ヲ徴シテ貸付又ハ手形割引ヲ爲ス金額ハ組合ニ於テ鑑定シタル擔保物評價額ノ十分ノ八以内トス

第三十條　土地ノ評價ハ實地ニ就キ其ノ所在等級、面積、收穫量等ヲ調査シ且ツ土地臺帳若ハ地稅臺帳ノ價格及附近ノ實際賣買價格ヲ斟酌シテ之ヲ決定スヘシ建物又ハ工場ノ評價ハ實地ニ就キ其ノ所在、構造用材、使用法、將來使用ニ堪ヘ得ヘキ年限等ヲ調査シテ之ヲ決定スヘシ

第三十一條中「又ハ證明」ヲ削リ「第二十五條第四項」ヲ「第二十二條第二項但書」ニ改ム

第三十二條　擔保トシテ徴スル土地ハ永續スヘキ確實ナル收益ノ見込アルモノニ限ル

建物又ハ工場ハ火災保險ヲ附シタルモノニ非サレハ擔保トシテ之ヲ徴スルコトヲ得ス

第三十五條　但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ第二十三條第二項ノ方法ニ依ル貸付金又ハ特別ノ事情アル貸付金ノ利子ハ此ノ限ニ在ラス

第三十五條ノ二　貸付金ノ遲延利息ハ貸付金ノ利子歩合ニ其ノ十分ノ三ヲ加ヘタル割合ヲ超過スルコトヲ得ス

第三十七條　組合員ハ償還期限前ト雖貸付金ノ全部又ハ一部ヲ償還スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ組合員ハ手數料ヲ請求スルコトヲ得ス

第三十八條　左ノ但書ヲ加フ

但シ金融組合令第五條第二項ノ組合ニ在リテハ當座預金ノ取扱ヲナスコトヲ得

第四十條　貯蓄預金又ハ當座預金ノ利子ハ預入ノ日ヨリ拂出ノ前日迄ノ日數ヲ計算シテ之ヲ附スヘシ

第四十一條　「貯蓄預金」ヲ「貯蓄預金及當座預金」ニ改ム

第四十三條中「五百圓」ヲ「千圓」ニ改メ同條ニ左ノ二項ヲ加フ

組合員ニ非サルモノノ預リ金ハ出資總額缺損補塡準備金、特別準備金及政府ヨリ下付セラレタル基本金ノ合計額ヲ超エテ之ヲ受入ルルコトヲ得ス

前二項ノ規定ハ組合員ト同一ノ家ニ在ル者、公共團體又ハ營利ヲ目的トセサル法人若ハ團體ノ預リ金

ニ付テハ之ヲ適用セス

第四十五條　削除

「第四章　購入、分配及貸與」ヲ「第四章　購入及貸與」ニ改ム

第四十六條　第四十八條及五十條中「農業材料」ヲ「產業材料」ニ改ム

第四十七條中「分配又ハ貸與スル農業材料」ヲ「貸與スル產業材料」ニ改ム

第五十四條中「百五十圓」ヲ「二百圓」ニ「動產」ヲ「同種ノ動產」ニ改ム

第五十六條ノ二　左ノ貨物ハ寄託者ノ同意アリタル場合ニ限リ種類及品位ノ同一ナルモノハ此ヲ混合保管スルコトヲ得

一、穀類

二、酒

三、繰綿

四、繭

五、吠

混合保管ノ場合ニ於テハ倉庫證券ニ其ノ旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第五十八條　削除

第六十條　削除

第六章　金融組合聯合會

第六十一條　左ノ場合ニ於テハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クヘシ

一、業務、給與、服務及懲戒ニ關スル諸規定ヲ制定シ又ハ變更セムトスルトキ

二、缺損補塡準備金又ハ特別準備金ヲ使用セムトスルトキ

三、預リ金及貸付金ノ利子歩合ヲ定メ又ハ變更セムトスルトキ

四、國債證券又ハ地方債證券ヲ買入レ又ハ賣却セムトスルトキ

第六十二條　左ノ場合ニ於テハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

一、訴ノ提起ヲ爲サムトスルトキ

二、事務員ヲ任免セムトスルトキ

三、業務用土地建物ヲ取得シ處分シ又ハ借入ムトスルトキ

四、業務用建物ヲ新築、改築、移築又ハ增築セムトスルトキ

五、缺損ニ歸スヘキ債權ヲ整理セムトスルトキ又ハ債務辨濟ノ爲メ引受ケタル物件ヲ處分セムトスルトキ

六、財產目錄ニ揭記シタル財產ノ價格ヲ增加セムトスルトキ

第六十三條　理事長及理事ノ給料及手當ハ朝鮮總督之ヲ指定ス

監事ハ定款又ハ總會ノ決議ニ依ルニ非サレハ報酬ヲ受クルコトヲ得ス

第六十四條　貸付金ノ期間ハ五年ヲ超ユルコトヲ得ス但シ第二十三條第二項ノ方法ニヨル貸付ニ要スル資金及金融組合令第九十三條ノ二第二項ノ法人ノ事業執行上必要ナル設備ニ要スル資金ハ二十年內年賦償還ノ方法ニ依リ貸付ヲ爲スコトヲ得

第六十五條　貸付金額ハ資產ノ狀態及資金ノ用途ヲ斟酌シテ之ヲ決定スヘシ

貸付金ノ爲ス場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ保證人ヲ立テシムヘシ

第六十六條　預リ金ノ種類ハ定期預金及當座預金トス

第六十七條　定期預金ハ金額百圓以上期間六月以上ノモノニ限ル

第六十八條　聯合會ハ常ニ所屬組合及法人ノ資金ノ運轉其ノ他業務ノ經營ニ留意シ之カ指導ヲ怠ルヘカラス

第六十九條　聯合會ハ少クトモ毎年一回以上所屬組合又ハ法人ニ就キ業務ノ調査ヲ爲スヘシ

前項ノ調査ヲ爲シタルトキハ其ノ調査ノ要領ヲ朝鮮總督ニ屆出ツヘシ

第七十條　所屬組合又ハ法人カ法令若ハ定款ニ違反シ其ノ他監督官廳ノ處分ヲ必要トスル場合ニ於テハ聯合會ハ其ノ事由ヲ地方長官ニ具申スヘシ

第七十一條　聯合會ハ第三號樣式ニヨリ毎月實際報告表ヲ調製シ翌月五日迄ニ朝鮮總督ニ提出スヘシ

第七十二條　財產目錄貸借對照表事業報告書及剩餘金處分案ハ第四號樣式ニ依リ作成スヘシ

第七十三條　組合又ハ法人ノ加入ヲ承諾シタルトキハ聯合會ハ直ニ之ヲ朝鮮總督ニ屆出ツヘシ

第七十四條　聯合會カ講習會ヲ開催シタルトキハ其ノ場所期間科目及其ノ分擔講師科目別講習時間講習者ノ種類及員數其ノ他必要ナル事項ヲ朝鮮總督ニ屆出ツヘシ

第七十五條　第一條第二條乃至第六條第十三條第十六條乃至第十七條ノ三第十九條乃至第二十一條第三十五條乃至第三十七條第三十九條第二項第四十條及第四十一條ノ規定ハ聯合會ニ之ヲ準用ス但シ第六條中地方長官トアルハ朝鮮總督トス

第四節　金融組合業務監督規程の改正

大正八年に於ける金融組合業務監督規程の改正

既述せるが如く大正七年に於て改正を見たる業務監督規程は翌八年更らに此が改正の必要を生じ一月十三日朝鮮總督府令第四號を以て發布せらるるに至つた。此改正の要點を擧ぐれば貸付金限度擴張に關するもので即ち大正七年に於ける組合員の資格及貸付目的の擴張の結果其の後の經濟事情の推移に伴ひ從前規定せる限度は尙小額に失せるが故に都市組合に於ては手形の割引高を併せ五百圓なりしを千圓に擴張し農村組合にありては其の農民の經濟狀態の進展に鑑み普通貸付限度百圓を二百圓に擴張し特種貸付に於ては更らに其の使途を擴張して貸付限度を五百圓に擴張されたのである。

現在の農村經濟上先づ此程度の金額を以て適當としなくてはなるまい尙其の他第二十三條第二十六條第四十四條第二項の改正は本規程及組合令の改正に伴ふ當然の字句の改正に過ぎずして又第四十一條の但書附加は之預金取扱上便宜の策を講じたるものに過ぎない。

金融組合業務監督規程中左ノ如ク改正ス（大正八年一月十三日總督府令第四號）

第二十二條第一項中「五百圓ヲ千圓ニ改メ同條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項以外ノ組合ニ在リテハ一組合員ニ對スル貸付ノ總額ハ二百圓ヲ超ユルコトヲ得ス但シ左ノ各項

ノ資金ニシテ不動産又ハ朝鮮殖産銀行令第十六條第一項第七號若クハ第八號ニ掲クル動産ヲ擔保トスルトキハ五百圓迄ヲ貸付スルコトヲ得

一、開墾排水灌漑其ノ他ノ改良資金

二、自作用土地ノ購入資金

三、住宅以外ノ農業用又ハ工業用建物ノ新築改築移築增築修繕又ハ購入ニ要スル資金

四、店舗ノ設備ニ要スル資金

五、前各號ノ用途ニ充テ又ハ自作用土地ヲ擔保トシタル舊債ノ償還ニ要スル資金

第二十三條第二項中「不動產擔保」ヲ削ル

第二十六條第二項中「不動產擔保トスル」ヲ削ル

第四十一條ニ左ノ但シ書ヲ加フ

但シ特別ノ契約ニ依ル預リ金ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第四十四條第二項中「又ハ」ノ下ニ「金融組合聯合會若ハ」ヲ加フ

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正九年に於ける金融組合業務監督規程の改正

大正九年七月業務監督規程の改正ありたるが這回の改正の要點は畢竟事務の簡捷と組合の自治を圖る目的にて組合をして常に獨立心を加重せしめ責任感を惹起せしむるが爲め必要のことであると信ずる。

金融組合業務監督規程中左ノ通リ改正ス（大正九年七月一日總督府令第九十二號）

第十一條及第二條第二項中「朝鮮總督」ヲ「地方長官」ニ改ム

第九條第一項第五號ヲ削リ同條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項第一號ノ諸規則ニシテ朝鮮總督又ハ朝鮮總督ノ承認ヲ受ケ地方長官ノ定メタル準則ニ依リ制定又ハ變更スルモノハ認可ヲ受クルコトヲ要セス

第十條第一項各號ヲ左ノ如ク改メ第二項中「第六號」ヲ「第三號」ニ改ム

一、業務用土地建物ヲ取得シ又ハ業務用建物ヲ新築改築又ハ移築セムトスルトキ

二、國債證券地方債證券ヲ買入レ又ハ賣却セムトスルトキ

三、預リ金及貸付金ノ利子歩合又ハ手形割引歩合ヲ定メ又ハ變更セムトスルトキ

四、財產目錄ニ掲記シタル財產ノ價格ヲ增加セムトスルトキ

第十七條　削除

第二十一條ノ二　金融組合令又ハ本令ニ依リ朝鮮總督又ハ地方長官ニ提出スル書類ニシテ總會又ハ評議員會ノ決議ヲ經ヘキ事項ニ係ルモノハ其ノ決議錄ヲ添附スベシ

第四十條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ特別ノ契約ニヨル預リ金ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第六十二條各號ヲ左ノ如ク改ム

一、業務用土地建物ヲ取得シ又ハ業務用建物ヲ新築改築又ハ移築セムトスルトキ

二、財產目錄ニ掲記シタル財產ノ價格ヲ增加セムトスルトキ

第七十五條但書中「第六條ヲ」「第一條及第六條ニ改ム

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十年に於ける金融組合業務監督規程の改正

都市金融組合も設立以來三年業務の進展著しく爲めに順應すべき監督規程も之に伴はざる憾あり小商工業者と雖經濟界の躍進的趨向裡に於て普通貸付千圓のみにては實際不便勘からざるのみならず十分なる活動を爲すこと能はざる點に鑑み此に特殊貸付を認め第二十二條第一項但書を設け都市狀況に照し貸付の限度を擴大し三千圓となされた。而して此種資金は長期且つ低利の貸付により其の効果を期待し得るものにして小商工業者の受くる恩惠は相當大なるものあると雖も都市に於ける資金は農村に於ける資金に比し運轉迅速なるが故に農村組合に於ける期間より稍短くし年賦を十年内と爲されたのであつて定期は五年内と定めて今日改正の基幹を爲したものと思考せらる。又從來組合所在地の市場開設日には一般祝祭日、日曜日と雖も業務を執行せしも改正令に於ては規程の如く三大節に相當する日には休業を認められたのである。蓋し三大節は國民として謹んで奉祝し業を休むのを當然のこととするものなれば此趣旨により第四條但し書が改正された。

金融組合業務監督規程中左ノ通リ改正ス（大正十年八月十三日朝鮮總督府令第一二八號）

第四條第一項中「但シ事務所ニ於ケル」ヲ「一月一日、紀元節及天長節竝日ヲ除クノ外事務所々在地ニ於ケル」ニ改ム

第二十二條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ左ノ各號ノ資金ニシテ不動産又ハ朝鮮殖産銀行令第十六條第一項第七號若ハ第八號ニ揭クル動産ヲ擔保トスルトキハ三千圓迄ヲ貸付クルコトヲ得

一、商業又ハ工業用建物ノ新築、改築、移築、增築、修繕又ハ購入ニ要スル資金

二、店舖ノ設備ニ要スル資金

三、工場ノ設備又ハ工業用器具、機械ノ購入ニ要スル資金

四、前各號ノ用途ニ充テタル舊債ノ償還ニ要スル資金

第二十三條第二項中「前條第二項但書」ヲ「前條第一項但書ニ依ル貸付ハ十年内ノ年賦償還又ハ五年内ノ定期償還同條第二項但書」ニ改ム

第二十六條第二項及第三十一條第一項中「第二十二條第二項但書」ヲ「第二十二條第一項但書及同條第二項但書」ニ改ム

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十一年に於ける金融組合業務監督規程の改正

大正十一年に於ける業務監督規程の改正は、預金取扱上に於ける制限の緩和を爲したることであつて、金融組合も預り金業務取扱を開始したる以來約四箇年、相當の試練を經其の實蹟を顧みる

も毫も危險の生ずるものなきが故に、此制限の限度を擴張するも敢て支障なきは明白のことであり、這回の改正に於て組合にありては貯金奬勵上、將組合經營上にも便益を與ふる處蓋し尠くはなかつたと思ふ。其の改正條文を示せば次ぎの如くである。

金融組合業務監督規程中左ノ通リ改正ス（大正十一年九月五日總督府令第一二八號）

第四十三條中「千圓」ヲ「三千圓」ニ「合計額」ヲ「合計額ノ二倍」ニ改ム

大正十五年に於ける金融組合業務監督規程の改正

大正十五年に於ける金融組合業務監督規程の改正は、朝鮮總督府に於ける產米增殖計畫に伴ふ農事改良に參劃して、組合員に農業用の器具又は肥料の購入を爲さしめ、極力之を奬勵して農事の開發を企圖すると共に、貸付金の使途をして的確ならしむる最も重要なる要旨に出でたるものである。先づ其の改正箇條を示せば次ぎの如くである。

金融組合業務監督規程中左ノ通リ改正ス（大正十五年七月十二日總督府令第六一號）

第二十二條第二項第二號ノ次ニ左ノ二號ヲ加フ

二ノ二、農業用器具、機械ノ購入ニ要スル資金

二ノ三、肥料ノ購入ニ要スル資金

第二十三條第二項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ肥料ノ購入ニ要スル資金及肥料購入ノ用途ニ充テタル舊債ノ償還ニ要スル資金ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

昭和四年に於ける金融組合業務監督規程の改正

這回金融組合令の改正に伴ひ、自然同業務監督規程の改正が行はるゝに至つたが、寔に金融組合發達の實情に則し、時勢に適應せる改正であつて、之に依つて金融組合業務は更に長足の進展を來すべきは疑を容れざる所である。今草間財務局長の改正要旨を揭記して、その重大なる理由を窺ひ度い。

去る四月二十七日制令第四號を以て公布せられた金融組合令中の一部の改正に伴ひ、金融組合業務監督規程を改正し、改正組合令の施行と同時に實施せらるゝことゝなつたのであるが、其の主なる點を擧ぐれば、

一、貸付業務關係事項

(イ)貸付金の擔保の制限を擴張し、且資金の使途の制限を撤廢せしこと

舊令に於ては組合の擔保貸付金の擔保は、不動產及殖產銀行令第十六條第一項第七號若は第八號に揭ぐる動產（朝鮮の產物及朝鮮の產業上必要なる貨物、國債證券又は朝鮮總督の認可したる有價證券）に限定し、且又其の資金の使途も長期償還を必要とする種類のものに局限されて居たので組合員に對する金融上種々不便と支障とを生じて居た實情に鑑みて、擔保制限の範圍を擴張し、不動產、動產、國債證券、地方債證券、社債、道知事の認可したる株券、倉庫證券其の他の有價證券、定期預金證書等をも徵し得ることゝし一面資金使途の制限を撤廢し貸付業務執行上の障害を除くことゝした（第二十九條）

(ロ)擔保貸付限度を擴張せしこと

從來村落組合に於ける一組合員當貸付限度は五百圓迄に制限して居たが、銀行に於ても千圓以下の小口不動產擔保貸付は採算上放資を喜ばない爲、農村に於ける此等小額金融に付ては制度上缺陷を存して居る實情に鑑み、今回之を千圓迄に擴張することゝなつた(第二十九條第二項)

(ハ)長期貸付の資源を擴大せしこと

舊令に於ては組合の長期貸付資源を借入金に限定して居たが、近年組合に於ては出資拂込金、積立金預金等の運轉資金が著しく增加し、多額の餘裕金を生じて來た爲、採算上不利を招くこと甚だしく延て其の貸出金利率の低下を妨ぐるの原因ともなるので、改正令に於ては借入金の外異動比較的少き出資拂込金及積立金の三分の二以內、定期預金、据置預金及定期積金の三分の一以內をも之に充て得ることゝした(第三十條第四項)

(ニ)手形に依る貸付を認めしこと

制令で都市組合に對して認めて居る手形の割引は純粹の割引であつて、所謂手形貸付は之を含まないのであるが、市街地では手形貸付と割引とが併せ行はるゝを常態とするが爲め從來之を混同處理し其の間色々弊害を伴ふ嫌もあつたので、今回都市組合に對し手形貸付をも認め之を割引と判然區別して取扱はしむることゝした(第三十二條)

(ホ)長期貸付の根抵當に依る融通を禁止せしこと

根抵當の設定に依る貸付は簡便に行はるゝが爲組合に於ても從來根抵當の方法を採るものが多いが此の方法は擔保が不動產等の場合には永く其の價額の再鑑定をしないで放置する弊を招き易く一面又借主に於ては借入の利便な爲に常に契約限度迄の資金借入を爲す弊をも伴ひ、農業者等に對する金融には不適當と認められるので改正令を以て特別の事情ある場合を除く外之に依ることを禁止することゝした(第四十二條)

二、預金業務關係事項

(イ)預金の種類及利子計算方法を變更せしこと

組合令第五條第一項第二號及同令第六條の改正に基づき本改正令に於ても預金と定期積金とを分ち又預金の內貯蓄預金を普通預金と据置預金とに分ち利子計算法にも變更を加へた、尙舊令に於ては村落組合に對しては當座預金の取扱を認めて居なかつたが、準市街地の村落組合等に於ては商業に從事する組合員も多數に上り、當座預金の取扱を認むる必要があるので、舊令の制限を緩和することゝした(第四十八條、第五十三條)

(ロ)非組合員預金受入の制限を撤廢せしこと

金融組合令改正の結果、非組合員預金の受入は特殊のものを除き之を禁止することゝなつたが貯蓄預金に付ては零細貯蓄奬勵の爲無制限に之を受入しむることゝし舊令の非組合員預金受入に關する一人當制限及總額制限は之を撤廢することゝした(舊令第四十三條)

三、其の他の事項

組合の兼營業務の廢止に伴ふ購入、貸與及販賣に關する規定を削除し(舊令第四十六條乃至第五十五條)貸付方法に月賦償還を加へ(第三十條第二項)、組合及聯合會の業務時間及休業、組合及聯合會の業務に關する認可事項を改め(第四條、第五條、第十條、第十一條、第五十九條)、監事の業務監査報告第十八條(組合が監督官廳へ提出する書類の聯合會經由(第二十四條)、聯合會に於ける預金拂戻準備(第六十七條等の諸點に付新に規定を設けたのである

組合令及叙上の本規程の改正に基づき、金融組合及同聯合會とも定款を變更することとなつた」以上の如き理由に依つて其の改正が行はれたのであるが、先づ其の内容に就て少しく檢討して其の内最も著しく從前に比して異つた點を擧げて見ると次の如きものである。

一、貸付金限度の擴張
二、貸付金使途の撤廢
三、預り金業務の改新

今此の三者に就て改正の精神を推斷して見ると(一)貸付金限度の擴張と云ふことは組合に於ける年來の希望が實現したものであつて、從來組合の中堅階級とも見るを得べき組合員に對して擔保貸付最高限度の五百圓たるや實際上「帶に短し襷に長し」の憾がないでもなかつた。然し乍ら今回の擴張に依つて其の不足を補ひ得べく、是れ以上の金額に至りては殖産銀行の代理媒介貸付金に依るべきであらうと思ふ。尙茲に特に留意すべきは此の貸付金限度の擴張たるや以上の如く組合の中堅階級たる組合員の切實なる需要に適合せしむるものであるとはいへ、之に依つて組合員の大部分を占むる中産以下の組合員に對する零細なる貸付を閑却するが如きことがあつてはならぬ。蓋し改正の眞意は限度擴張によつて、組合は力を得るから、その餘力を以て下層階級に及ぼし益々組合の恩惠を普く庶民に擴充せしむる所以の擴張であると推斷し得るのである、從て其の貸付は愼重なる注意と周密なる鑑定の下に行ひ絶對に滯貸付の累增を誘致するが如きことなからむやうつとむべきは當然である。(二)貸付金の使途の撤廢といふことは之を早計に測斷して如何なる使途にも制限を爲さずして貸付することが出來るといふのではない「組合員に對し其の經濟の發達に必要なる資金」であることを要することは勿論である。(三)預り金業務中從來と著しく異なる所は村落組合に於ても組合員の爲めに當座預金を爲すに至つたことである之れは村落組合員中にも商業者の組合員あるが爲め之等組合員の便益の爲めに必要なるが爲めに設けられたものと思ふ、また組合員外の預金中一般定期預金(公共團體及産業組合を除く)及當座預金(公共團體又は産業組合を除く)を取扱ひ得ざるに至つたことは專ら銀行と金融組合の分野を明にする理由であらうと思ふ。

(改正條項は本編の末尾に其の全文を掲ぐ)

第四章　金融組合定款

地方金融組合模範定款

地方金融組合の模範定款は、光武十一年五月十三日令達を以て、制定せられたるを嚆矢とする。其の後陸照三年在來の組合費徴收制度を廢して、單に組合加入の際一回限り加入金を拂込ましむることゝし、尙組合加入の際評議員一名以上の照會を要することゝし、更らに同年八月此の改正に伴ふて同定款第十九條及第三十四條の改正を行つたのである。之在來の定款の不備を補ひ、民度慣習に適切ならしめむが爲めであつて、組合創成期に於ける定款改正の序幕である。

今茲に模範定款の全文を揭記すれば次ぎの如くである。

地方金融組合模範定款（光武十一年五月十三日令達）

第一章　總　則

第一條　本組合ハ政府ノ趣旨ヲ奉體シ專ラ組合員ニ對シテ農業上必要ナル資金ヲ貸付シ斯業ノ發達ヲ企圖スルヲ以テ目的トス

第二條　本組合ハ何々金融組合ト稱ス

第三條　本組合ハ何郡內ニ住所ヲ有シ農業ヲ營ムモノヲ以テ之ヲ組織ス

第四條　本組合ハ何々ニ事務所ヲ置ク

第五條　本組合ノ責任ハ組合財產ヲ限度トスルヲ以テ其ノ組合財產ヲ以テ債務ヲ完濟スルコト能ハサル場合ニ於テモ組合ハ責任ヲ負ハサルモノトス

第六條　本組合ノ存立期間ハ本定款認可アリタル日ヨリ滿二十箇年トス

第二章　資　金

第七條　政府カ本組合ニ下附シタル金一萬圓ハ本組合ノ共同資金ナルヲ以テ勉メテ其ノ增殖ヲ圖リ本組合ノ基礎ヲ永遠ニ鞏固ナラシムルコトヲ要ス

第八條　本組合ハ評議員會ノ協議ニ依リ農工銀行ヨリ借入金ヲ爲スコトヲ得但シ此ノ場合ニハ度支部大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第三章　業　務

第九條　本組合ノ業務ハ左ノ如シ

一、組合員ニ對シ農業上必要ナル資金ノ貸付ヲナスコト

二、組合員ノ爲ニ穀物ヲ倉庫ニ保管スルコト

第十條　前條ニ揭ケタル業務ノ外本組合ハ情形ニヨリ左ノ業務ヲ營ムコトヲ得

一、組合員ニ對シ種苗肥料農具等ノ分配及貸與ヲナスコト

二、組合員ノ爲ニ其ノ生產物ノ委託販賣ヲナスコト

第四章　組合員ノ權利義務

第十一條　組合員ハ組合ヨリ資金ノ貸付ヲ得タル場合ニ於テ貸付ノ目的以外ニ其ノ貸付金ヲ使用スルコトヲ得サルモノトス

前項貸付ノ目的以外ニ貸付金ヲ使用シタル場合ニ於テハ組合ハ償還期限前ト雖貸付金全部ノ償還ヲ請求スルコトヲ得

第十二條　本組合員ハ組合費トシテ金何圓ヲ毎年六月及十二月ノ兩回ニ分チ組合ニ拂込ムコトヲ要ス

第五章　役　員

第十三條　本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

一組合長　一名
二評議員　十名
三理　事　一名

第十四條　組合長及評議員ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選擧シ度支部大臣ノ認可ヲ經テ就任スルモノトス

第十五條　組合長及評議員ノ任期ハ滿二箇年トス但シ再選ヲ妨ケス

第十六條　組合長及評議員カ其ノ任期中ニ辭任又ハ退任シタルトキハ補缺員ヲ選擧ス但シ補缺員ノ任期ハ前任者ノ殘期間トス

前項補缺員ノ選擧ハ評議員會ノ決議ニ依リ組合業務ノ執行ニ妨ケナシト認ムル時ハ次期ノ總會迄之ヲ延期スルコトヲ得

第十七條　組合長ハ組合ヲ代表シ且ツ其ノ常務ヲ執行スル外總會ノ議長トナル但シ組合長事故アルトキハ評議員ノ一人之ヲ代理ス

第十八條　理事ハ度支部大臣ノ推薦ニ依リ就任シ組合長ヲ補佐シテ常務ヲ執行シ且ツ評議員會ノ決議ニ加ハル者トス

第十九條　評議員會ハ組合費ノ賦課組合員ノ加入及脫退其ノ他常務以外ノ事項ヲ決議ス

第二十條　評議員會ノ議長ハ組合長ヲ以テ之ニ充ツ組合長事故アルトキハ評議員中ノ一人ヲシテ之ヲ代理セシム

第二十一條　評議員會ノ議事ハ評議員ノ多數ヲ以テ決シ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第二十二條　各評議員ハ組合ノ常務ニ付組合長ノ處置ヲ不當ト認ムル時ハ監督官廳ニ上申スルコトヲ得

第二十三條　各評議員ハ組合ノ會計其ノ他ノ事務ヲ檢査スルコトヲ得

第二十四條　組合長及評議員ハ無報酬トス但シ總會ノ決議ニ依リ相當ノ報酬ヲ支給スルコトヲ得

第二十五條　組合長ハ評議員會ノ決議ヲ經テ有給ノ事務員ヲ雇入ルルコトヲ得

第二十六條　監督官ハ度支部大臣之ヲ命シ組合ノ事務ヲ檢査スルコトヲ得

第六章　總　會

第二十七條　本組合ノ總會ハ之ヲ定時ト臨時トニ分チ定時總會ハ毎年一月之ヲ開キ臨時總會ハ評議員會ニ於テ必要ト認メタルトキ之ヲ開クモノトス

第二十八條　總會ノ決議ハ出席組合員ノ半數以上ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス

第七章　會　計

第二十九條　本組合ハ毎年一月ヨリ十二月迄ヲ一事業年度トス

第三十條　一事業年度ニ於ケル總益金ヨリ諸經費損失金借入金ノ利子ヲ控除シ殘餘ハ之ヲ組合ノ益金トス

前項組合ノ益金ハ組合員ニ配當セスシテ凡テ組合基本金トシテ之ヲ積立ツルコトヲ要ス

第三十一條　組合長ハ毎事業年度ノ業務成績及損益計算ヲ定期總會ニ於テ組合員ニ報告スル事ヲ要ス

第八章　加入及脫退

第三十二條　新ニ本組合ニ加入セントスル者ハ評議員一名以上ノ紹介ヲ得テ組合長ヘ申込ムコトヲ要ス前項ノ申込アリタルトキハ組合長ハ本組合ヲ管轄スル財務署長ノ承認ヲ經テ加入ノ承諾ヲ與フルモノトス

第三十三條　組合員ハ左ノ事由ニ依リテ脫退ス

一、第三條ニ定メタル資格ノ消滅

二、死亡

三、除名

四、脫退ノ許可

第三十四條　組合員ニシテ犯罪其ノ他不法行爲ヲ爲シタルトキ、組合費ノ拂込、貸付金ノ辨濟若ハ利息ノ支拂ヲ延滯シタルトキ其ノ他組合ノ體面ヲ汚損スルカ如キ行爲アリタルトキハ組合長ハ本組合ヲ管轄スル財務署長ノ承認ヲ經テ之ヲ除名スルモノトス

附　則

第三十五條　本定款ヲ變更セントスル場合ニハ總會ノ決議ヲ經度支部大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

地方金融組合模範定款第十二條改正ノ件（隆熙三年六月十八日理監發第五二六號度支部次官令達）

記

地方金融總合模範定款

第十二條　本組合ハ加入ノ際加入金トシテ金一圓以上三圓以内ヲ拂込ムコトヲ要ス

第三十二條　新ニ本組合ニ加入セントスルモノハ評議員一名以上ノ紹介ヲ得テ組合長ヘ申込ムコトヲ要ス

前項ノ申込ミアリタルトキハ組合長ハ評議員會ノ決議ニ依リ加入ノ承諾ヲ與フルモノトス

地方金融組合模範定款第十九條及第三十四條改正ノ件（隆熙三年八月二十日理監發第九一四號度支部次官令達）

第十九條及第三十二條改正相成候ニ付テハ第十九條及第三十四條亦左記ノ通リ改正相成可然ト被存候條適當ノ時機ニ總會ノ決議ヲ經テ該條變更認可申請相成度此段及通達候也

地方金融組合模範定款

第十九條　「組合費賦課組合員ノ加入及脫退其ノ他ヲ削ル

評議員會ハ常務以外ノ事項ヲ決議ス

第三十四條　「組合費ノ拂込ミ」トアルヲ「加入金ノ拂込ミ」ト改正ス

組合員ニシテ犯罪其ノ他不法行爲ヲ爲シタルトキ加入金ノ拂込ミ貸付金ノ辨濟若ハ利息ノ支拂ヲ延滯シタルトキ其ノ他組合ノ體面ヲ汚損スルカ如キ行爲アリタルトキハ組合長ハ評議員會ノ決議ニ依リ之ヲ除名スルモノトス

如斯少許の改正の外、何等の他に見るべき變更がなかつたが、明治四十三年日韓併合の盛事に際會した、爲めに行政機關の刷新が行はれ、幾多諸法規の改廢があり、地方金融組合定款案中度支部大臣とあるは、朝鮮總督と改正せられ同定款案中第二十六條は削除せられた。

地方金融組合定款案

大正三年八月地方金融組合令發布と共に、地方金融組合定款案が制定せられた。從來の模範定

款は金融組合創立時代に定められたものであつて、今日に於ては幾多改善の餘地があつたことは否むことが出來ない。今地方金融組合令の發布せらるゝに當つて、完備せる定款案の指示せられたのは蓋し當然であらねばならぬ、其の全文は左の如くである。

地方金融組合定款（大正三年八月二十六日官通牒第三百七號政務總監通牒各道長官宛）

第一章　總則

第一條　本組合ハ何地方金融組合ト稱ス

第二條　本組合ハ組合員ノ金融ヲ緩和シ其ノ經濟ノ發達ヲ企圖スル爲左ノ業務ヲ營ムヲ以テ目的トス

一、組合員ニ農業上必要ナル資金ヲ貸付スルコト

二、組合員ノ爲ニ預リ金ヲ爲スコト

三、組合員ノ爲ニ種子、種苗、肥料、農具其他農業上必要ナル材料ヲ購入シ又ハ分配スルコト

四、組合員ニ農具其ノ他農業上必要ナル材料ヲ貸付スルコト

五、組合ノ委託ニ依リ其ノ生產物ヲ販賣スルコト

六、組合員ノ爲ニ其ノ生產物ヲ倉庫ニ保管シ又ハ之ニ對シ倉荷證券ヲ發行スルコト

七、組合員共同ノ利益ノ爲ニ農業上ノ施設ヲ爲スコト

八、地方金融ノ調節ニ關シ朝鮮總督ノ命令アリタル業務ヲ營ムコト

九、組合員ニ非サル者ノ預リ金ヲ爲スコト

十、農工銀行ノ業務ヲ代理シ又ハ其ノ業務ノ媒介ヲ爲スコト

第三條　本組合ノ業務區域ハ何道何府郡（何面）トス

第四條　本組合ノ事務所ハ之ヲ何道何府郡（何面）ニ置ク

本組合ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ前項ノ事務所以外ニ事務所ヲ設置スルコトアルヘシ

第五條　組合員ハ本組合ノ業務區域内ニ於テ一年以上引續キ住所ヲ有スルモノニシテ農業ニ從事シ獨立ノ生計ヲ營ム者ニ限ル

第六條　本組合ノ公告ハ何道報及組合事務所ニ於ケル揭示場ニ之ヲ爲ス者トス

第二章　出資及準備金

第七條　出資一口ノ金額ハ十圓トス

第八條　出資ノ第一回拂込金額ハ一口ニ付一圓トス

第九條　出資第二回以後ノ拂込ノ金額、日時及方法ハ剩餘金ノ配當ヲ以テ拂込ニ充ツル場合ヲ除クノ外評議員會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム

第十條　組合員其ノ出資ノ拂込ヲ怠リタルトキハ拂込期日ノ翌日ヨリ百圓ニ付日歩五錢ノ割合ヲ以テ過怠金ヲ徵ス

第十一條　組合員ハ何時ニテモ出資ノ口數ヲ增加スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ增加口數ニ對シ直ニ第一回ノ拂込ヲ爲スコトヲ要ス

第十二條　缺損補塡準備金ノ額ハ出資總額及預リ金總額ノ合計額トシ其ノ額ニ達スル迄毎事業年度ノ剩餘金ノ四分ノ一以上ヲ積立ツルモノトス

第十三條　剩餘金カ缺損補塡準備金ニ積立ツヘキ金額及組合員ニ配當スヘキ金額ヲ控除シテ尙殘餘アルトキハ次年度ニ繰越ヲ要スルモノヲ除クノ外特別準備金トシテ之ヲ積立ツルモノトス

第三章　組合ノ機關

第十四條　本組合ニ組合長一人理事一人監事三人及評議員何人ヲ置ク

第十五條　組合長ノ任期ハ三年トシ監事及評議員ノ任期ハ二年トス但シ任期中ノ最終ノ決算期ニ關スル定時總會ノ終結ニ至ル迄其ノ任期ヲ伸長ス

第十六條　辭任其ノ他ノ事由ニ依リ監事又ハ評議員ニ缺員ヲ生シタルトキハ現任者法定ノ最少人員ニ不足スル場合ニ限リ臨時總會ニ於テ補缺選擧ヲ爲スモノトス

補缺選擧ニ依リ就任シタル監事及評議員ハ前任者ノ任期ヲ承繼ス

第十七條　評議員會ハ必要ニ應シ組合長之ヲ招集シ法令及本定款ニ定メタル事項ヲ議決ス

評議員會ハ評議員定數ノ半數以上出席スルニ非サレハ之ヲ開クコトヲ得ス但シ除名ノ決議ヲ爲サムトスル時ハ三分ノ二以上出席スルコトヲ要ス

第十八條　總會ヲ分チテ定時及臨時ノ二種トス

定時總會ハ毎年四月之ヲ開ク

臨時總會ハ組合長ニ於テ必要アリト認メタルトキ又ハ地方金融組合令第二十九條ニ依リ總會招集ノ請求アリタルトキ之ヲ開ク

第十九條　總會ノ招集ハ十日前ニ其ノ會議ノ目的事項ヲ示シタル書面ヲ以テ各組合員ニ通知ヲ發スルコトヲ要ス

第二十條　總會ノ決議ハ總組合員ノ三分ノ一以上出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

組合長及監事ノ選任定款ノ變更解散及合併ノ決議ハ總組合員ノ半數以上出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

第二十一條　總會ノ決議錄ハ理事之ヲ作リ組合長及監事之ニ記名捺印シ決議錄ニ之ヲ附綴スヘシ

總會出席者名簿ハ組合長及監事記名捺印シ決議錄ニ之ヲ附綴スヘシ

第二十二條　組合長監事及評議員ハ名譽職トス

組合長監事及評議員ハ正當ノ理由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス

組合長監事及評議員ニハ一事業年度毎ニ左ノ手當金ヲ支給ス

組合長　十圓以上三十圓以下

監事評議員　十圓以上二十圓以下

理事ニハ朝鮮總督ノ指定ニ基キ給料及手當金ヲ支給ス

第二十三條　本組合ノ職制給與服務及懲戒ニ關スル規程ハ評議員會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第四章　事業ノ執行

第二十四條　本組合ノ事業年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十五條　理事ハ毎事業年度ノ終ニ於テ翌年度ニ於ケル資金ノ運轉其ノ他業務上ノ計畫ヲ定メ評議員會ノ議決ヲ經テ朝鮮總督ニ認可申請ノ手續ヲ爲スヘシ

第二十六條　資金借入ノ必要生シタルトキハ理事ハ其ノ金額利率期間及償還ノ方法ヲ定メ評議員會ノ議決ヲ經テ朝鮮總督ニ認可申請ノ手續ヲ爲スヘシ

第二十七條　左ノ事項ハ評議員會ノ決議ニ附スヘシ

一、組合用土地建物ヲ取得シ又ハ處分セムトスルトキ

二、組合用建物ヲ新築改築又ハ增築セムトスルトキ

第二十八條　業務執行ニ關スル規程ハ評議員會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第五章　剰餘金及缺損補塡

第二十九條　理事ハ毎事業年度ノ終ニ於テ諸勘定ヲ決算スヘシ

前項ノ決算ヲ終リタルトキハ財産目錄貸借對照表、事業報告書及剰餘金處分案ヲ作成スヘシ

第三十條　毎事業年度ニ於ケル貸付金利息、手數料其ノ他諸益金ヨリ事務費其ノ他ノ諸費用及諸損ヲ引去リ其ノ殘額ヲ以テ之ヲ剰餘金トス

第三十一條　剰餘金ハ缺損補塡準備金ニ積立ツヘキ金額ヲ控除シタル後ニ非サレハ之ヲ組合員ニ配當スルコトヲ得ス

前項ノ配當ハ各組合員ノ拂込濟出資額ニ對シ年七分ノ割合ヲ超過スルコトヲ得ス

第三十二條　損失ノ補塡ハ左ノ順位ニ依リ其ノ準備金ヨリ之ヲ補塡スヘシ

一、特別準備金

二、缺損補塡準備金

前項ニ依リ損失ノ補塡ヲ爲サムトスルトキハ總會ノ議決ヲ經テ朝鮮總督ノ認可ヲ受クルモノトス

第六章　加入及脫退

第三十三條　新ニ組合員ト爲ラムトスル者ハ評議員一人以上ノ紹介ヲ以テ本組合ニ申込ムコトヲ要ス

前項ノ申込アリタルトキハ評議員會ノ議決ニ附シ其ノ諾否ヲ決スル者トス

加入申込ノ承諾ヲ爲シタルトキハ其ノ旨申込人ニ通知シ出資第一回拂込ヲ爲サシメタル後組合員名簿ニ記載スルコトヲ要ス

第三十四條　組合員其ノ持分ヲ讓渡セムトスルトキハ組合長及理事ノ承諾ヲ受クルコトヲ要ス

持分ノ讓受人組合員ニ非サルトキハ前條ノ規定ヲ準用ス

第三十五條　組合員ハ事業年度ノ終ニ於テ脫退ヲ爲スコトヲ得但シ三月前ニ其ノ旨組合ニ豫告スルコトヲ要ス

第三十六條　組合員左ノ事由ノ一ニ當ルトキハ評議員會ノ決議ニ依リ之ヲ除名ス

一、出資ノ拂込其ノ他組合ニ對スル債務ノ支拂ヲ怠リ期限後ノ出資ノ拂込ニ付テハ二月以内、他ノ債務ニ付テハ六月以内ニ其ノ義務ヲ履行セサルトキ

二、組合ノ事業ヲ妨クル所爲アリタルトキ

三、犯罪其ノ他ノ所爲ニ依リ信用ヲ失ヒタルトキ

四、組合員タルノ體面ヲ汚損スルノ行爲アリタルトキ

第三十七條　脫退シタル組合員ニハ脫退ノ原因如何ニ拘ラス請求ニ依リ其ノ脫退シタル事業年度ノ決算ニ基キ年度經過後ニ於テ拂込出資額ヲ限度トシテ持分ノ拂戻ヲ爲スヘシ

第七章　解散

第三十八條　解散ノ場合ニ於テ組合ノ債務ヲ完濟シ殘餘ノ財産アルトキハ組合基本金トシテ政府ヨリ下付セラレタル資金及組合員ノ拂込出資額ニ按分シ其ノ一部ヲ政府ニ納付シ其ノ他ヲ組合員ニ分配スルモノトス

附則

本組合設立當時ノ組合長、監事ヲ定ムルコト左ノ如シ

組合長　何某

監事　何某

監事　何某

大正七年に於ける地方金融組合定款案の改正

大正七年地方金融組合令及同業務監督規程の改正を見たことは、既に記述したる處の如くであるが此等の改正に隨伴し、當然定款の改正を要したのである。之が要旨は既に組合令及業務監督規程の章に於て述べたると同一であつて、組合をして指針の一助たらしめ、運用上の完きを期せんが爲めである。この定款案は、大正三年の發布に係る定款案に改正を加へ、更らに新に認められる都市金融組合及金融組合聯合會に關し、其の適當なる定款案を同時に發布されたのである、今其の定款案を掲記すれば次ぎの如くである。

金融組合及同聯合會定款案（大正七年十月一日官通牒第一五八號）

甲　金融組合定款（金融組合令第五條第二項ノ組合（以外ノ組合（村落組合）ノ分）

第一章　總則

第一條　本組合ハ何金融組合ト稱ス

第二條　本組合ハ組合員ノ金融ヲ緩和シ其ノ經濟ノ發達ヲ企圖スル爲左ノ業務ヲ營ムヲ以テ目的トス

一、組合員ニ對シ其ノ經濟ノ發達ニ必要ナル資金ヲ貸付スルコト

二、組合員ノ爲ニ預リ金ヲ爲スコト

三、組合員ノ爲ニ產業上必要ナル材料ノ貸付若ハ共同購入ヲ爲シ又ハ組合員ノ委託ニ依リ其ノ生產物ヲ販賣スルコト

四、組合員ノ爲ニ其ノ生產物ヲ倉庫ニ保管シ又ハ之ニ對シ倉荷證券ヲ發行スルコト

「五、組合員ニ非サル者ノ預リ金ヲ爲スコト」

五、組合員ニ非サル者ニシテ組合ニ加入ノ豫約ヲ爲シタル者ノ爲ニ出資一口ノ金額ニ達スル迄及組合員ト同一ノ家ニ在ル者、公共團體又ハ營利ヲ目的トセサル法人若ハ團體ノ預リ金ヲ爲スコト

六、朝鮮殖產銀行ノ業務ヲ代理シ又ハ其ノ業務ノ媒介ヲ爲スコト

七、地方金融ノ調節ニ關シ朝鮮總督ノ命令アリタル業務ヲ營ムコト

第二章　區域

第三條　本組合ノ區域ハ何道何郡何面トス

第四條　本組合ノ事務所ハ之ヲ何道何府何郡何面ニ置ク

本組合ハ前項ノ事務所ノ外必要ナル地ニ事務所ヲ設置スルコトアルヘシ

第五條　組合員ハ本組合ノ區域內ニ住所ヲ有シ獨立ノ生計ヲ營ム者ニ限ル

第六條　本組合ノ公告ハ何道報及組合事務所ニ於ケル揭示場ニ之ヲ爲ス者トス

第三章　出資及積立金

第七條　出資一口ノ金額ハ十圓トス

第八條　出資ノ第一回拂込金額ハ一口ニ付一圓トス

第九條　出資第二回以後ノ拂込ノ金額、日時及方法ハ配當スヘキ剩餘金ヲ以テ拂込ニ充ツル場合ヲ除ク外評議員會ノ議決ニ依リ之ヲ定ム

第十條　組合員其ノ出資ノ拂込ヲ怠リタル時ハ期日後一日ニ付其ノ拂込ムヘキ金額ノ二百分ノ一ニ當ル過怠金ヲ徵ス

第十一條　組合員ハ何時ニテモ出資口數ヲ增加スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ增加ノ申込ト同時ニ增

加口數ニ對スル第一回ノ拂込ヲ爲スコトヲ要ス

第十二條　缺損補填準備金ノ額ハ出資總額及預リ金總額ノ合計額トシ其ノ額ニ達スル迄毎事業年度ノ剩餘金ノ四分ノ一以上ヲ積立ツルモノトス

第十三條　剩餘金カ缺損補填準備金ニ積立ツヘキ金額及組合員ニ配當スヘキ金額ヲ控除シテ尚殘餘アルトキハ次年度ニ繰越ヲ要スルモノヲ除クノ外特別準備金ハ損失補填ニ充ツルノ外臨時ノ支出ニ使用スルコトヲ得

第十四條　缺損補填準備金又ハ特別準備金ヲ使用セムトスルトキハ總會ノ決議ヲ經ヘシ

第三章　機關

第十五條　本組合ニ組合長一人理事一人監事三人及評議員何人ヲ置ク

組合長理事監事及評議員ハ名譽職トス

第十六條　組合長及理事ノ任期ハ三年トシ監事及評議員ノ任期中ノ最終ノ結算期ニ關スル定時總會ノ終結前任期滿了シタルトキハ其ノ終結迄任期ヲ伸長ス

組合長理事監事及評議員ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス

第十七條　辭任其ノ他ノ事由ニ依リ監事又ハ評議員ニ闕員ヲ生シタルトキハ現任者法定ノ最少人員ニ不足スル場合ニ限リ臨時總會ヲ開キ補闕選舉ヲ爲スモノトス

補闕選舉ニ依リ就任シタル監事及評議員ハ前任者ノ殘任期間在任ス

第十八條　評議員會ハ必要ニ應シ組合長之ヲ招集シ法令及本定款ニ定メタル事項ヲ議決ス

評議員會ハ評議員ノ半數以上出席スルニ非サレハ之ヲ開クコトヲ得ス但シ除名ノ決議ヲ爲サムトスルトキハ三分ノ二以上出席スルコトヲ要ス

議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナル時ハ議長之ヲ決ス

評議員會ニ於テ議決シタル事項ハ決議錄ニ記載シ出席者之ニ記名捺印スヘシ

第十九條　左ノ事項ハ評議員會ノ議決ヲ經ヘシ

一、業務、給與、服務及懲戒ニ關スル諸規程ノ制定又ハ變更

二、訴ノ提起

三、事務員ノ任免

四、業務用土地建物ノ取得、處分又ハ借入

五、業務用建物ノ新築、改築、移築又ハ增築

六、國債證券又ハ地方債證券ノ買入又ハ賣却

七、金錢出納時間ノ變更

八、資金ノ借入

九、經費豫算

十、預リ金及貸付金ノ利子竝貸付金ノ遲延利息ノ歩合

十一、組合員信用程度ノ決定

十二、役員ニ對スル貸付

十三、貸物保管料及保管期間ノ標準

十四、缺損ニ關スヘキ債權ノ整理又ハ債務辨濟ノ爲引受タル物件ノ處分

十五、財產目錄ニ揭記シタル財產ノ價額ノ變更

第二十條　定時總會ハ毎年四月之ヲ招集ス臨時總會ハ組合長ニ於テ必要アリト認メタルトキ又ハ金融

組合令第二十九條ニ依リ請求アリタルトキ之ヲ招集ス

第二十一條　總會ノ招集ハ少クモ十日前ニ其ノ會議ノ目的事項ヲ示シタル書面ヲ以テ各組合員ニ通知ヲ發スルコトヲ要ス

第二十二條　總會ノ決議ハ組合員ノ三分ノ一以上出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

組合長理事及監事ノ選任定款ノ變更解散及合併ノ決議ハ總組合員ノ半數以上出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

第二十三條　組合員ハ十人以上ヲ代理シテ議決權ヲ行フコトヲ得ス

第二十四條　議長ハ總會ノ決議錄ヲ作リ會議ノ顚末及出席者ノ員數ヲ記載シ且ツ之ニ出席者名簿ヲ添附スルコトヲ要ス

決議錄ニハ議長及議長ノ指名シタル組合員二名以上之ニ署名捺印スルコトヲ要ス

第四章　業務ノ執行

第二十五條　本組合ノ事業年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十六條　組合長及理事ハ毎事業年度ノ終ニ於テ評議員ノ意見ヲ徵シ翌年度ニ於ケル資金ノ運轉其ノ他ノ業務上ノ計畫ヲ定ムヘシ

第二十七條　一組合員ニ對スル貸付金ノ最高限度ハ百圓トス但シ左ノ各號ノ資金ニシテ不動產ヲ擔保トスル場合ニ於テハ四百圓迄ヲ貸付スルコトヲ得

一、開墾、排水、灌漑其ノ他土地ノ改良資金

二、自作用土地ノ購入資金又ハ自作用土地ヲ擔保トシタル舊債ノ償還ニ要スル資金

三、住宅以外ノ農業用建物ノ新築改築移築增築修繕又ハ購入ニ要スル資金

前項但書ニ依ル貸付擔保不動產ハ抵當權ノ第一順位ナルコトヲ要ス但シ組合ヨリ借入スル新債ヲ以テ舊債ヲ償還スル効果ニ依リ第一順位トナルコトヲ得ヘキトキハ此ノ限リニ在ラス

第二十八條　貸付金ノ期間ハ一年以內トス但シ相當ノ事由アルトキハ其ノ一部ヲ返還シ且利子ノ支拂ヲ怠ラサル者ニ限リ其ノ期間ヲ更新スルコトヲ得

前條第一項但書ニ依ル不動產擔保貸付ハ十五年以內ノ年賦償還又ハ五年以內ノ定期償還ノ方法ニ依ルコトヲ得

第二十九條　貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ確實ナル保證人ヲ立テシメ又ハ擔保物ヲ供セシムルコトヲ要ス

擔保物ヲ徵シテ貸付スル金額ハ鑑定價額ノ十分ノ八以內トス

第三十條　貸付金ノ利子ハ日割ヲ以テ計算シ每月之ヲ徵收ス但シ第二十八條第二項ノ方法ニ依ル貸付金又ハ特別ノ事情アル貸付金ノ利子ハ此ノ限リニ在ラス

第三十一條　組合員カ貸付ノ目的ニ反シ貸付金ヲ使用シタルトキハ償還期限前ト雖其ノ償還ヲ爲サシムルコトヲ得

第三十二條　預リ金ノ種類ハ定期預金及貯蓄預金トス

第三十三條　定期預金ハ金額二十圓以上期間六月以上ノモノニ限ル

第三十四條　貯蓄預金ハ一回ノ最低額ハ十錢トス

第三十五條　預リ金ノ利子ハ預入ノ日ヨリ拂戻ノ前日迄ノ日數ヲ計算シテ之ヲ附スヘシ但シ定期預金ノ利子ハ期間滿了後ハ之ヲ附セス

第三十六條　貯蓄預金ノ利子ハ每年二月及八月末日現在ヲ以テ之ヲ計算シ元加ス

第三十七條　組合員ノ爲ニ購入スル產業材料ノ種類及數量ハ豫メ依賴者ヨリ申込ヲ爲サシメ購入費用

ノ概算額ノ全部又ハ一部ヲ徴シ現品引渡ノ際之カ精算ヲ爲スモノトス

第三十八條　販賣ノ委託ヲ受ケタル物品ハ三月以内ニ之ヲ賣却スルコトヲ要ス

第三十九條　委託販賣ノ荷造運搬其ノ他ニ要スル費用ハ組合ニ於テ一時立替支拂ヲ爲スコトヲ得

第四十條　委託販賣品ノ引渡ヲ受タル時ハ時價十分ノ七以内ニ於テ代金ノ前渡ヲ爲スコトヲ得

前項ノ前渡金ハ一組合員ニ對シ總額二百圓ヲ超過スルコトヲ得ス

第一項ノ前渡金ニ對シテハ同種ノ動產ヲ擔保トスル貸付金ト同率ノ利子ヲ徴ス

第四十一條　委託販賣ニ關スル立替金及手數料並前渡金及其ノ利子ハ販賣代金ノ濟算ヲ爲ス時之ヲ差引計算ス

第四十二條　左ノ貨物ハ寄託者ノ承諾ヲ得種類及品位ノ同一ナル者ヲ混合保管スルコトアルヘシ

一、穀物

二、酒

三、繰綿

四、繭

五、吠

第四十三條　保管貨物ニ對シテハ火災保險ヲ附ス保險料ハ組合ノ負擔トス

第五章　剩餘金缺損補塡

第四十四條　組合長及理事ハ毎事業年度ノ終ニ於テ諸勘定ヲ決算スヘシ

前項ノ決算ヲ終リタルトキハ財產目錄貸借對照表事業報告書及剩餘金處分案ヲ作成スヘシ

第四十五條　毎事業年度ニ於ケル貸付金利息手數料其ノ他諸益金ヨリ事務費其ノ他ノ諸費用及諸損ヲ引去リ其ノ殘額ヲ以テ之ヲ剩餘金トス

第四十六條　損失ノ補塡ハ先ツ特別準備金ヲ以テシ次ニ缺損補塡準備金ヲ以テス

第六章　加入及脫退

第四十七條　本組合ニ加入ノ申込アリタル時ハ評議員會ノ議決ニ附シ其ノ諾否ヲ決ス

加入申込ノ承諾ヲ爲シタル時ハ其ノ旨申込人ニ通知シ出資第一回ノ拂込ヲ爲サシメタル後組合員名簿ニ記載スルコトヲ要ス

第四十八條　組合員其ノ持分ヲ讓渡セムトスル時ハ組合ノ承諾ヲ受クルコトヲ要ス

持分ノ讓受人組合員ニ非サルトキハ前條第一項ノ規定ヲ準用ス

第四十九條　組合員ハ事業年度ノ終ニ於テ脫退ヲ爲スコトヲ得但シ三月前ニ其ノ旨ヲ豫告スルコトヲ要ス

第五十條　組合員左ノ事由ノ一ニ當ルトキハ之ヲ除名ス

一、出資ノ拂込其ノ他組合ニ對スル債務ノ支拂ヲ怠リ組合員タルニ適セスト認メタルトキ

二、組合ノ事業ヲ妨クルノ所爲アリタルトキ

三、犯罪其ノ他ノ所爲ニ依リ信用ヲ失ヒタルトキ

第五十一條　脫退シタル組合員ニハ脫退原因ノ如何ニ拘ラス請求ニ依リ拂込出資額ヲ限度トシ其ノ脫退シタル事業年度末現在ノ資產ニ基キ拂込出資額ニ應シ持分ノ拂戻ヲ爲スヘシ

前項ノ持分ノ拂戻ハ事業年度經過後ニ非サレハ之ヲ請求スルコトヲ得ス

第七章　解　散

第五十二條　解散ノ場合ニ於テ組合ノ債務ヲ完濟シ殘餘ノ財產アルトキハ之ヲ「組合資本金トシテ政府

ヨリ下附セラレタル資金ト組合員ノ拂込出資額トニ依リ按分シ政府下附金ニ對スル分ヲ政府ニ納付シ組合員ノ拂込出資額ニ對スル分ヲ組合員ニ分配ス

前項ニ依リ組合員ニ分配スヘキ額ハ拂込出資額ニ相當スル金額迄ハ拂込出資ニ應シ其ノ他ハ拂込出資ノ年累計額ニ應シ之ヲ定ム

附　則

本組合設立當初ノ組合長理事監事左ノ如シ

組合長　何某

「理事　何某」

監事　何某

同上　何某

同上　何某

以上

乙　金融組合定款（金融組合令第五條第二項ノ組合（都市組合）ノ分）

第一章　總　則

第一條　本組合ハ何金融組合ト稱ス

第二條　本組合ハ組合員ノ金融ヲ緩和シ其ノ經濟ノ發達ヲ企圖スル爲左ノ業務ヲ營ムヲ以テ目的トス

一、組合員ニ對シ其ノ經濟ノ發達ニ必要ナル資金ヲ貸付スルコト

二、組合員ニ對シ前號ノ資金ノ爲手形ノ割引ヲ爲スコト

三、組合員ノ爲ニ預リ金ヲ爲スコト

「四、組合員ノ爲ニ產業上必要ナル材料ノ貸付若ハ共同購入ヲ爲シ又ハ組合員ノ委託ニ依リ其ノ生產物ヲ販賣スルコト」

「五、組合員ノ爲ニ其ノ生產物ヲ倉庫ニ保管シ又ハ之ニ對シ倉荷證券ヲ發行スルコト」

「六、組合員ニ非サル者ノ預リ金ヲ爲スコト」

六、組合員ニ非サル者ニシテ組合ニ加入ノ豫約ヲ爲シタル者ノ爲ニ出資一口ノ金額ニ達スル迄及組合員ト同一ノ家ニ在ル者、公共團體又ハ營利ヲ目的トセサル法人若ハ團體ノ預リ金ヲ爲スコト

七、地方金融ノ調節ニ關シ朝鮮總督ノ命令アリタル業務ヲ營ムコト

第三條　本組合ノ區域ハ何道何府（ノ何町洞里）何郡何面トス

第四條　本組合ノ事務所ハ之ヲ何道何府何郡何面ニ置ク

第五條　組合員ハ本組合ノ區域內ニ住所ヲ有シ獨立ノ生計ヲ營ム者ニ限ル

第六條　本組合ノ公告ハ何道報及組合事務所ニ於ケル揭示場ニ之ヲ爲ス者トス

第二章　出資及積立金

第七條　出資一口ノ金額ハ何圓トス

第八條　出資ノ第一回ノ拂込金額ハ一口ニ付何圓及方法ハ配當スヘキ剩餘金ヲ以テ拂込ニ充ツル場合ヲ除ク

第九條　出資第二回以後ノ拂込ノ金額、日時及方法ハ外評議員會ノ議決ニ依リテ之ヲ定ム

第十條　組合員其ノ出資ノ拂込ヲ怠リタル時ハ期日後一日ニ付其ノ拂込ムヘキ金額ノ二百分ノ一ニ當ル過怠金ヲ徵ス

第十一條　組合員ハ何時ニテモ出資口數ヲ增加スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ增加ノ申込ト同時ニ增

加口數ニ對スル第一回ノ拂込ヲ爲スコトヲ要ス

第十二條　缺損補塡準備金ノ額ハ出資總額及預リ金總額ノ合計額トシ其ノ額ニ達スル迄毎事業年度ノ剩餘金ノ四分ノ一以上ヲ積立ツルモノトス

第十三條　剩餘金カ缺損補塡準備金ニ積立ツヘキ金額及組合員ニ配當スヘキ金額ヲ控除シテ尙殘餘アルトキハ次年度ニ繰越ヲ要スルモノヲ除クノ外特別準備金ニ積立ツルノ外臨時ノ支出ニ使用スルコトヲ得

特別準備金ハ損失補塡ニ充ツルノ外臨時ノ支出ニ使用セムトスルトキハ總會ノ決議ヲ經ヘシ

第十四條　缺損補塡準備金又ハ特別準備金ヲ使用

第三章　機關

第十五條　本組合ニ組合長一人、理事一人、監事三人及評議員何人ヲ置ク

組合長、理事、監事及評議員ハ名譽職トス

第十六條　組合長及理事ノ任期ハ三年トシ監事及評議員ノ任期ハ二年トス但シ任期中ノ最終ノ決算期ニ關スル定時總會ノ終結前任期滿了シタルトキハ其ノ終結迄任期ヲ伸長ス

組合長、理事、監事及評議員ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス

第十七條　辭任其ノ他ノ事由ニ依リ監事又ハ評議員ニ闕員ヲ生シタルトキハ現任者法定ノ最少人員ニ不足スル場合ニ限リ臨時總會ヲ開キ補闕選擧ヲ爲スモノトス

補闕選擧ニ依リ就任シタル監事及評議員ハ其ノ前任者ノ殘任期間在任ス

第十八條　評議員會ハ必要ニ應シ組合長之ヲ招集シ法令及定款ニ定メタル事項ヲ議決ス

評議員會ハ評議員ノ半數以上出席スルニ非サレハ之ヲ開クコトヲ得ス但シ除名ノ決議ヲ爲サムトスルトキハ三分ノ二以上出席スルコトヲ要ス

議事ハ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナル時ハ議長之ヲ決ス

評議員會ニ於テ議決シタル事項ハ決議錄ニ記載シ出席員之ニ記名捺印スヘシ

第十九條　左ノ事項ハ評議員會ノ議決ヲ經ヘシ

一、業務、給與、服務及懲戒ニ關スル諸規定ノ制定又ハ變更

二、訴ノ提起

三、事務員ノ任免

四、業務用土地建物ノ取得、處分又ハ借入

五、業務用建物ノ新築、改築、移築又ハ增築

六、國債證券又ハ地方債證券ノ買入又ハ賣却

七、金錢出納時間ノ變更

八、賃金ノ借入

九、經費豫算

十、預リ金、貸付金ノ利子及貸付金ノ遲延利息ノ歩合並手形ノ割引歩合

十一、組合員信用程度ノ決定

十二、役員ニ對スル貸付及手形割引

「十三、貨物ノ保管料及保管期間ノ標準」

十四、缺損ニ歸スヘキ債權ノ整理又ハ債務辨濟ノ爲引受タル物件ノ處分

十五、財產目錄ニ揭記シタル財產ノ價額ノ變更

第二十條　定時總會ハ毎年四月之ヲ招集ス

第四章　金融組合定款

臨時總會ハ組合長ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ金融組合令第二十九條ニ依リ請求アリタルトキ之ヲ招集ス

第二十一條　總會ノ招集ハ少クモ十日前ニ其ノ會議ノ目的事項ヲ示メシタル書面ヲ以テ各組合員ニ通知ヲ發スルコトヲ要ス

第二十二條　總會ノ決議ハ組合員ノ三分ノ一以上出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

組合長、理事及監事ノ選任定款ノ變更、解散及合併ノ決議ハ總組合員ノ半數以上出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

第二十三條　組合員ハ十人以上ヲ代理シテ議決權ヲ行フコトヲ得ス

第二十四條　議長ハ總會ノ決議錄ヲ作リ會議ノ顚末及出席者ノ員數ヲ記載シ且之ニ出席者名簿ヲ添附スルコトヲ要ス

決議錄ニハ議長及議長ノ指名シタル組合員二名以上之ニ署名捺印スルコトヲ要ス

第四章　業務ノ執行

第二十五條　本組合ノ事業年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十六條　組合長及理事ハ毎事業年度ノ終ニ於テ評議員ノ意見ヲ徵シ翌年度ニ於ケル資金ノ運轉其ノ他業務上ノ計畫ヲ定ムヘシ

第二十七條　一組合員ニ對スル貸付金及手形割引ノ總額ハ五百圓ヲ超過スルコトヲ得ス

第二十八條　貸付金ノ期間ハ六月以內トス但シ相當ノ事由アルトキハ其ノ一部ヲ返還シ期間ヲ更新スルコトヲ得

手形ハ九十日內ニ支拂期日ノ至ルヘキモノニ非サレハ割引ヲ爲スコトヲ得ス

當座預金貸越契約ニ依ル貸付期間ハ一年以內トス

第二十九條　貸付又ハ手形割引ヲ爲ス場合ニ於テハ確實ナル保證人ヲ立テシメ又ハ擔保物ヲ供セシムルコトヲ要ス

擔保物ヲ徵シテ貸付又ハ手形割引ヲ爲ス金額ハ鑑定價額ノ十分ノ八以內トス

第三十條　貸付金ノ利子ハ日割ヲ以テ計算シ毎月之ヲ徵收ス但シ特別ノ事情アル貸付金ノ利子ハ此ノ限リニ在ラス

第三十一條　組合員カ貸付ノ目的ニ反シ貸付金ヲ使用シタルトキハ償還期限前ト雖其ノ償還ヲ爲サシムルコトヲ得

第三十二條　預リ金ノ種類ハ定期預金、貯蓄預金及當座預金トス

第三十三條　定期預金ハ金額二十圓以上期間六月以上ノモノニ限ル

第三十四條　貯蓄預金一回ノ最低額ハ拾錢トス

第三十五條　預リ金ノ利子ハ預入ノ日ヨリ拂戻ノ前日迄ノ日數ヲ計算シテ之ヲ附スヘシ但シ定期預金ノ利子ハ期間滿了後ハ之ヲ附セス

第三十六條　貯蓄預金及當座預金ノ利子ハ毎年二月及八月ノ末日現在ヲ以テ之ヲ計算シ元加ス

〔第三十七條　組合員ノ爲ニ購入スル產業材料ノ種類及數量ハ豫メ依賴者ヨリ申込ヲ爲サシメ購入費用ノ概算額ノ全部又ハ一部ヲ徵シ現品引渡ノ際之カ精算ヲ爲スモノトス〕

〔第三十八條　販賣ノ委託ヲ受タル物品ハ三月內ニ之ヲ賣却スルコトヲ要ス〕

〔第三十九條　委託販賣ノ荷造運搬其ノ他ニ要スル費用ハ組合ニ於テ一時立替支拂ヲ爲スコトヲ得〕

〔第四十條　委託販賣品ノ引渡ヲ受タル時ハ時價十分ノ七以內ニ於テ代金ノ前渡ヲ爲スコトヲ得

前項ノ前渡金ハ一組合員ニ對シ總額二百圓ヲ超過スルコトヲ得ス

第一項ノ前渡金ニ對シテハ同種ノ動產ヲ擔保トスル貸付金ト同率ノ利子ヲ徵ス」

「第四十一條　委託販賣ニ關スル立替金及手數料竝前渡金及其ノ利子ハ販賣代金ノ精算ヲ爲ス時之ヲ差引計算ス」

「第四十二條　左ノ貨物ハ寄託者ノ承諾ヲ得種類及品位ノ同一ナルモノヲ混合保管スルコトアルヘシ

一、穀物

二、繭

三、繰綿

四、麻

五、吠」

第四十三條　保管貨物ニ對シテハ火災保險ヲ附ス保險料ハ組合ノ負擔トス」

第五章　剩餘金及缺損補塡

第四十四條　組合長及理事ハ每事業年度ノ終ニ於テ諸勘定ヲ決算スヘシ

第四十五條　每事業年度ニ於ケル貸付金利息手形割引料其ノ他諸益金ヨリ事務費其ノ他ノ諸費用及諸損ヲ引去リ其ノ殘額ヲ以テ之ヲ剩餘金トス

第四十六條　損失ノ補塡ハ先ツ特別準備金ヲ以テシ次ニ缺損補塡準備金ヲ以テス

第六章　加入及脫退

第四十七條　本組合ニ加入ノ申込アリタルトキハ評議員會ノ議決ニ附シ其ノ諾否ヲ決ス

加入申込ノ承諾ヲ爲シタルトキハ其ノ旨申込人ニ通知シ出資第一回ノ拂込ヲ爲サシメタル後組合員名簿ニ記載スルコトヲ要ス

第四十八條　組合員其ノ持分ヲ讓渡セムトスルトキハ組合ノ承諾ヲ受クルコトヲ要ス

持分ノ讓受人組合員ニ非サルトキハ前條第一項ノ規定ヲ準用ス

第四十九條　組合員ハ事業年度ノ終ニ於テ脫退ヲ爲スコトヲ得但シ三月前ニ其ノ旨ヲ組合ニ豫告スルコトヲ要ス

第五十條　組合員左ノ事由ノ一ニ當ルトキハ之ヲ除名ス

一、出資ノ拂込其ノ他組合ニ對スル債務ノ支拂ヲ怠リ組合員タルニ適セスト認メタルトキ

二、組合ノ事業ヲ妨クル所爲アリタルトキ

三、犯罪其ノ他ノ所爲ニ依リ信用ヲ失ヒタルトキ

第五十一條　脫退シタル組合員ニハ脫退原因ノ如何ニ拘ラス請求ニ依リ拂込出資額ヲ限度トシ其ノ脫退シタル事業年度末現在ノ資產ニ基キ拂込出資額ニ應シ持分ノ拂戻ヲ爲スヘシ

前項ノ持分ノ拂戻ハ事業年度經過後ニ非サレハ之ヲ請求スルコトヲ得ス

第七章　解散

第五十二條　解散ノ場合ニ於テ組合ノ債務ヲ完濟シ殘餘ノ財產アルトキハ拂込出資額ニ相當スル金額迄ハ拂込出資額ニ應シ其ノ他ハ拂込出資ノ年累計額ニ應シ之ヲ組合員ニ分配ス

附　則

本組合設立當初ノ組合長、理事、監事左ノ如シ

組合長　何某

理事　何某
監事　何某
同上　何某
同上　何某
同上　何某

以上

丙　金融組合聯合會定款

第一章　總則

第一條　本會ハ何道金融組合聯合會ト稱ス

第二條　本會ハ左ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的トス

一、會員ニ必要ナル資金ヲ貸付スルコト

二、會員ヨリ預リ金ヲ爲スコト

三、會員ニ對シ業務上ノ指導ヲ爲スコト

四、會員相互ノ聯絡及業務上ノ便宜ヲ圖ルコト

第三條　本會ノ區域ハ何道一圓トス

第四條　本會ノ事務所ハ之ヲ何道何府郡何面ニ置ク

第五條　會員ハ金融組合及金融組合令第九十三條ノ二第二項ノ法人ニシテ本會ノ區域内ニ主タル事務所ヲ有スルモノニ限ル

第六條　本會ノ公告ハ何道報及本會事務所ニ於ケル揭示場ニ之ヲ爲スモノトス

第二章　出資及積立金

第七條　出資一口ノ金額ハ五百圓トス

第八條　出資ノ第一回拂込金額ハ一口ニ付百圓トス

第二回以後ノ拂込ハ配當スヘキ剩餘金ヲ以テ拂込ニ充ツルモノノ外第一回拂込ヲ爲シタル翌年度ヨリ出資一口ニ付毎年度五月末日迄ニ百圓宛拂込ムモノトス

第九條　會員其ノ出資ノ拂込ヲ怠リタルトキハ期日後一日ニ付其ノ拂込ヘキ金額ノ二百分ノ一ニ當ル過怠金ヲ徵ス

第十條　會員ハ何時ニテモ出資口數ヲ增加スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ增加ノ申込ト同時ニ增加口數ニ對スル第一回ノ拂込ヲ爲スコトヲ要ス

第十一條　缺損補塡準備金ノ額ハ出資總額及預リ金總額ノ合計額トシ其ノ額ニ達スル迄毎事業年度ノ剩餘金ノ四分ノ一以上ヲ積立ツヘキ金額及會員ニ配當スヘキ金額ヲ控除シテ尙殘餘アルトキハ次年度ニ繰越ヲ要スルモノヲ除クノ外特別準備金トシテ之ヲ積立ツルモノトス

第十二條　剩餘金カ缺損補塡準備金ニ積立ツヘキ金額ニ不足スル場合ニ於テハ增加ノ申込ト同時ニ增加口數ニ對スル第一回ノ拂込ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ增加ノ申込ト同時ニ增加口特別準備金ハ缺損補塡ニ充ツルノ外臨時ノ支出ニ使用スルコトヲ得

第十三條　缺損補塡準備金又ハ特別準備金ヲ使用セムトスルトキハ總會ノ決議ヲ經ヘシ

第三章　機關

第十四條　本會ニ理事長一人理事一人監事三人ヲ置ク

理事長及理事ニハ朝鮮總督ノ指定シタル給料及手當ヲ支給ス

監事ハ名譽職トス

第十五條　監事ノ任期ハ二年トス但シ最終ノ決算期ニ關スル定時總會ノ終結前任期滿了シタルトキハ

第四章　金融組合定款

其ノ終結迄任期ヲ伸長ス

監事ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス

第十六條　辭任其ノ他ノ事由ニ依リ監事ニ闕員ヲ生シタルトキハ現任者法定ノ最少人員ニ不足スル場合ニ限リ臨時總會ヲ開キ補闕選擧ヲ爲スモノトス

補闕選擧ニ依リ就任シタル監事ハ其ノ前任者ノ殘任期間在任ス

第十七條　定時總會ハ毎年五月之ヲ招集ス

臨時總會ハ理事長ニ於テ必要アリト認メタルトキ又ハ金融組合令第二十九條ニ依リ請求アリタルトキ之ヲ招集ス

第十八條　總會ノ招集ハ少クモ十日前ニ其ノ會議ノ目的事項ヲ示シタル書面ヲ以テ各會員ニ通知ヲ發スルコトヲ要ス

第十九條　會員ハ本會ノ總會ニ出席スル爲メ其ノ代表者中ヨリ出席者一名ヲ定メ豫メ本會ニ屆出ツルコトヲ要ス之ヲ變更シタル場合亦同シ

第二十條　理事長ハ總會ノ議長トナル理事長事故アルトキハ理事議長トナル

第二十一條　總會ノ決議ハ會員ノ三分ノ一以上出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス監事ノ選任定款ノ變更及解散ノ決議ハ總會員ノ半數以上出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

第二十二條　議長ハ總會ノ決議錄ヲ作リ會議ノ順末及出席者ノ員數ヲ記載シ且ツ之ニ出席者名簿ヲ添附スルコトヲ要ス

決議錄ニハ議長及議長ノ指名シタル出席者二名以上之ニ署名捺印スルコトヲ要ス

第二十三條　給與服務及懲戒ニ關スル規程ハ總會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第四章　業務ノ執行

第二十四條　本會ノ事業年度ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十五條　理事長ハ毎事業年度ノ終ニ於テ翌年度ニ於ケル資金ノ運轉其ノ他ノ業務上ノ計畫及經費豫算ヲ定ムヘシ

第二十六條　貸付金ノ期間ハ五年以內トス但シ金融組合業務監督規程第二十三條第二項ノ方法ニ依ル貸付金ニ要スル資金及金融組合令第九十三條ノ二第二項ノ法人ノ事業執行上必要ナル設備ニ要スル資金ハ二十年以內ノ年賦償還ノ方法ニ依リ貸付ヲ爲スコトヲ得

第二十七條　貸付金ヲ爲ス場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ保證人ヲ立テシムヘシ

第二十八條　會員カ貸付ノ目的ニ反シ貸付金ヲ使用シタルトキハ償還期限前ト雖貸付金ノ償還ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十九條　預リ金ノ種類ハ定期預金及當座預金トス

第三十條　定期預金ハ金額百圓以上期間六月以上ノモノニ限ル

第三十一條　當座預金ノ利子ハ毎年二月及八月末日現在ヲ以テ之ヲ計算シ元加ス

第三十二條　會員ハ毎事業年度ノ初ニ於テ事業計畫及經費豫算ヲ本會ニ提出スヘシ

第三十三條　會員ハ毎月業務ノ狀況報告書ヲ本會ニ提出スヘシ

第三十四條　會員ハ其ノ定款又ハ役員ノ氏名住所ニ變更アリタルトキハ遲滯ナク其ノ旨本會ニ通知スヘシ

第三十五條　前三條ニ規定スルモノノ外本會ハ會員ヲシテ其ノ業務ノ指導上必要ナル書類ヲ提出セシムルコトヲ得

第四章　金融組合定款

第三十六條　理事長又ハ理事ハ少クモ毎年一回以上會員ニ就キ其ノ業務及財產ノ狀況ノ實地調查ヲ爲スヘシ

第三十七條　會員ハ其ノ業務經營ニ關スル事項ニ付本會ニ質疑ヲ爲シ其ノ他指導ヲ求ムルコトヲ得

第三十八條　本會ハ會員ノ業務ニ關スル事項ニ付講習會、講話會又ハ協議會ヲ開クコトアルヘシ

第三十九條　本會ハ會員ノ業務經營ニ關スル事項ノ調查及用紙、帳簿類購入ノ斡旋其ノ他業務上ノ便宜ヲ圖ルコトアルヘシ

第四十條　業務執行ニ關スル細則ハ理事長之ヲ定ム

第五章　剩餘金及缺損補塡

第四十一條　理事長ハ每事業年度ノ終ニ於テ諸勘定ヲ決算スヘシ

前項ノ決算ヲ終リタルトキハ財產目錄、貸借對照表、事業報告書及剩餘金處分案ヲ作成スヘシ

第四十二條　每事業年度ニ於ケル貸付金利息其ノ他諸益金ヨリ事務費其ノ他ノ諸費用及諸損ヲ引去リ其ノ殘額ヲ以テ之ヲ剩餘金トス

第四十三條　損失ノ補塡ハ先ツ特別準備金ヲ以テシ次ニ缺損補塡準備金ヲ以テス

第六章　加入及脫退

第四十四條　本會ニ加入セムトスルトキハ申込書ニ左ノ書類ヲ添附シ差出スコトヲ要ス

一、定款ノ謄本

二、最近ニ作成シタル貸借對照表

三、總會ノ決議錄ノ謄本

四、設立許可ノ年月日及役員ノ氏名、住所ヲ記載シタル書面

總會ノ決議ニ依リ加入ノ申込ヲ承諾シタルトキハ理事長ハ其ノ旨ヲ申込者ニ通知シ出資第一回ノ拂込ヲ爲サシメタル後會員名簿ニ記載スルコトヲ要ス

第四十五條　會員其ノ持分ヲ讓渡セムトスルトキハ本會ノ承諾ヲ受クルコトヲ要ス

第四十六條　會員ハ事業年度ノ終ニ於テ脫退スルコトヲ得但シ三月前ニ其ノ旨ヲ豫告スルコトヲ要ス

第四十七條　脫退シタル會員ニハ脫退原因ノ如何ニ拘ラス請求ニヨリ拂込出資額ヲ限度トシ其ノ脫退シタル事業年度末現在ノ資產ニ基キ拂込出資額ニ應シ持分ノ拂戻ヲ爲スヘシ

前項ノ持分ノ拂戻ハ年度經過後ニ非サレハ之ヲ請求スルコトヲ得ス

第七章　解　散

第四十八條　本會解散ノ場合ニ於テ債務ヲ完濟シ殘餘ノ財產アルトキハ拂込出資額ニ相當スル金額マテハ拂込出資額ニ應シ其ノ他ハ拂込出資ノ年累計額ニ應シ之ヲ會員ニ分配ス

大正十年に於ける金融組合及同聯合會定款案の改正

大正七年金融組合及同聯合會の定款案の改正を見たのは、前記の如くであるが其の後數回に亙り金融組合業務監督規程が改正せられ、從つて定款案も亦一部變更を見た次第である。其の要旨とする處は大正八年及大正十年に於ける業務監督規程中の貸付限度の擴張にして、甲案に於ては大正八年の業務監督規程に則り、乙案に於ては大正十年に於ける業務監督規程に則りたるものであつて、兩案共第二十七條及第二十八條の改正は全く該規程に順應せむの趣旨たるや瞭然である。要するに農村にあつては農家經濟狀態の進展を考察し、都市にあつては小商工業者の向上發達を

促進すべく、當然の改正案であつて、組合員の要望も茲にあつたと云ふべく、其の他數箇條の改正は從來の定款中の不備を補足したものであつて、組合業務執行上の便宜とする處尠くない、其の改正箇條の全文を掲ぐれば左の通りである。

金融組合及同聯合會定款案中左ノ通リ改正ス（大正十年九月七日官通牒第七十九號）

（甲案内ノ）（金融組合令第五條第二項以外ノ組合）

第二十七條第一項ヲ左ノ如ク改ム

一組合員ニ對スル貸付金ノ最高限度ハ二百圓トス但シ左ノ各號ノ資金ニシテ不動產又ハ朝鮮殖產銀行令第十六條第一項第七號若ハ第八號ニ揭クル動產ヲ擔保トスル場合ニ於テハ五百圓迄ヲ貸付スルコトヲ得

一、開墾排水灌漑其ノ他土地ノ改良資金

二、自作用土地ノ購入資金

三、住宅以外ノ農業又ハ工業用建物ノ新築改築移築增築修繕又ハ購入ニ要スル資金

四、店舗ノ設備ニ要スル資金

五、前各號ノ用途ニ充テ又ハ自作用土地ヲ擔保トシタル舊債ノ償還ニ要スル資金

第二十八條第二項中「不動產擔保」ヲ削ル

第三十三條ニ左ノ一項ヲ加フ

定期預金ノ利子ハ期間滿了後ハ之ヲ附セス

第三十五條中「預リ金ヲ貯蓄預金」ニ改メ同條但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ特別ノ契約ニ依ル預リ金ニ付テハ此限ニ在ラス

第三十六條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ特別ノ契約ニ依ル預リ金ニ付テハ此限ニ在ラス

（乙之案内ノ）（金融組合令第五條第二項ノ組合）

第二十七條　一組合員ニ對スル貸付金及手形割引ノ總額ノ最高限度ハ千圓トス但シ左ノ各號ノ資金ニシテ不動產又ハ朝鮮殖產銀行令第十六條第一項第七號若ハ第八號ニ揭クル動產ヲ擔保トスル場合ニ於テハ三千圓迄ヲ貸付スルコトヲ得

一、商業又ハ工業用建物ノ新築改築移築增築修繕又ハ購入ニ要スル資金

二、店舗ノ設備ニ要スル資金

三、工場ノ設備又ハ工業用器具機械ノ購入ニ要スル資金

四、前各號ノ用途ニ充テタル舊債ノ償還ニ要スル資金

前項但シ書ニ依ル貸付擔保不動產ハ抵當權ノ第一順位ナルコトヲ要ス但シ組合ヨリ借入スル新債ヲ以テ舊債ヲ償還スル効果ニ依リ第一順位ト爲ルコトヲ得ヘキ時ハ此ノ限ニ在ラス

第二十八條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前條第一項但シ書ニ依ル貸付ハ十年以內ノ年賦償還又ハ五年以內ノ定期償還ノ方法ニ依ルコトヲ得

第三十條中「特別ノ事情アル貸付金」ヲ「第二十八條第二項ノ方法ニ依ル貸付金又ハ特別ノ事情アル貸付金」ニ改ム

第三十三條ニ左ノ一項ヲ加フ

定期預金ノ利子ハ期間滿了後ハ之ヲ附セス

第三十五條預リ金」ヲ「貯蓄預金及當座預金」ニ改メ同條但シ書ヲ左ノ如ク改ム

但シ特別ノ契約ニ依ル預リ金ニ付テハ此限ニ在ラス

第三十六條ニ左ノ但シ書ヲ加フ

但シ特別ノ契約ニ依ル預リ金ニ付テハ此限ニ在ラス

昭和三年に於ける金融組合定款案の改正

其の後昭和三年二月二十一日金融組合定款案中一部の改正が行はれた。改正の要項は次の通であるが玆に時代の要求、金融組合業務の進展上、必要且つ適切なる改正としなければならぬ。今是が要旨を述べて見よう。

(A)

甲、乙兩案に於ける第九條に於ける「日時」を「期間と」改めたるは出資拂込の實際上の便宜に則せんがためでありその結果第十條中の「期日」を「拂込期間滿了後」と改めたのである。而して第十條中「二百分ノ一」を「五百分ノ一」に改めたるは過去の經驗に徴して一般下層組合員が出資の拂込を怠りたる場合に拂込むべき金額の二百分の一に相當する過怠金は、現在の組合員經濟狀態に於て、また種々之に關聯する事情の下に却つて過酷に過ぎるの嫌あるが爲めであつて、幾分の緩和策をとり實情に適せしめたものであらう。

(B)

甲、乙兩案第十九條中第三號及第十二號の削除たるや大正九年に於ける業務監督規程改正の趣旨に順應したものであつて、此等の事項は專ら事務簡捷を圖りしものであつて、事務員の任免、役員に對する貸付の如きを一々評議員會に附議すべしとするは業務執行に立入り過ぎ或は又時期を失すの嫌がある業務執行者たる組合長、理事に於て裁決するを至當と認めたる結果に外ならない而して第十四號を附加せられたのは職員身元保證金は比較的多額に上るものもあり、且つ職員在職中の過失の有無等をも考慮しなくてはならない爲め、此等身元保證金、身元引受證書の還付に就ては愼重なる注意を要するものがあるからであらう。尙此の外評議員會に附議すべき事項の發生を豫想し、第十五號を附加したもので、概括すれば組合の自治を尊重したものと解釋し得らるゝのである。

(C)

甲案第二十七條及第二十八條に於ける改正は大正十五年の業務監督規程に隨伴したるものであつて、朝鮮產業開發農業の改良に參畫する以上當然の改正であつて、充分に其の目的を遂行せしむると云ふ趣旨に外ならない。

(D)

乙案中第十五條の改正は都市組合理事を有給とするの件であつて、近來都市組合が著しき進展の結果、業務繁忙となつた爲め業務執行の任に當る理事者をして、專心常務に當らしむる趣旨に外ならぬ。此の件に關しては理財課長林繁藏氏の所見を記載して參考に供し度い。

今回有給理事制度を都市組合に及ぼすを可と認むるに至つたのは、最近都市組合が著しき進展を遂げて其の業務も亦頗る繁忙を極むるに至つた情勢に鑑みて之が業務執行の任に當るべき理事者は、別に正業を有する傍ら片手間に之を行つて行くと云ふことは、事實上至難だと認めたる結果に外ならないのである。卽ち全鮮の都市組合の實際に就て觀れば、現在名譽職制度の下に於ても、事實上の必要に迫られて、既に有給理事と實體に於て何等擇ぶ所なき給與を爲しつゝある組合が大多數であつて、規定の通り名譽職制を維持する組合は僅かに全體の一割内外に過ぎない狀況である。而も此等小數の組合でも其の内情を精査して見ると名譽職制度の眞義を沒却して、當然理事の爲すべき職務を組合の使用人に委任實行しつゝある組合が多い有樣で、名譽職理事制と云つても羊頭狗肉の誹を免れ難いことゝ思ふのみならず、此の制度を廢止して其の實際に適合せしむると共に、組合使用人に重大の職責を執行せしむるが如き變體的慣行を改むる爲めに、有給理事制度を方針として採用したのであつて、私は如斯して初めて組合理事者を擧げて業務の刷新と健全なる進展を期し得るであらうと確信してゐる次第である。

總督府理財課長林繁藏

金融組合定款案中一部改正ニ關スル件（昭和三年二月二十一日　官通牒第六號）

甲　金融組合定款金融組合令第五條第二項以外ノ組合ノ分）

第九條中「日時」ヲ「期間」ニ改ム

第十條中「期日後」ヲ「拂込期間滿了後」ニ「二百分ノ一」ヲ「五百分ノ一」ニ改ム

第十九條中　第三號及第十二號ヲ削リ以下順次繰上ケ同條ニ左ノ二號ヲ加フ

十四、理事其ノ他職員ノ退職死亡後ニ於ケル身元保證金又ハ身元引受證書ノ還付

十五、其ノ他組合長及理事ニ於テ必要ト認ムル事項

第二十七條第一項第三號ヲ第五號トシ以下順次繰下ケ第二號ノ次ニ左ノ二號ヲ加フ

三、農業用ノ器具、機械ノ購入ニ要スル資金

四、肥料ノ購入ニ要スル資金

第二十八條第二項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ肥料ノ購入ニ要スル資金及肥料購入ノ用途ニ充テタル舊債ノ償還ニ要スル資金ニ付テハ此限ニ在ラス

乙　金融組合定款（金融組合令第五條第二項ノ組合ノ分）

第九條中「日時」ヲ「期間」ニ改ム

第十條中「期日後」ヲ「拂込期間滿了後」ニ「二百分ノ一」ヲ「五百分ノ一」ニ改ム

第十五條第二項中「理事」ヲ削リ同條ニ左ノ二項ヲ加フ

理事ハ之ヲ有給トシ其ノ給料及手當金ハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム

理事ハ別ニ定ムル所ニ依リ本組合ニ身元保證金又ハ身元引受證書ヲ提供スヘシ

第十九條中第三號及第十二號ヲ削リ以下順次繰上ケ同條ニ左ノ二號ヲ加フ

十四、理事其ノ他職員ノ退職又ハ死亡後ニ於ケル身元保證金又ハ身元引受證書ノ還付

十五、其ノ他組合長及理事ニ於テ必要ト認ムル事項

備考　第一號中第十三號ヲ第十一號ニ改ム

昭和四年に於ける金融組合定款案の改正

這回金融組合令竝業務監督規程の改正に基因し、定款案をも自然改訂の必要を生じ、六月十七日官通牒第二十三號を以て通牒せらるゝ所があつた。改正の要旨は組合令及監督規程の改正の箇所に於て說述した如くである。

（改正案は本編の末尾に之を記載して置いた）

第五章　現行金融組合關係諸法規

一　金融組合令

大正三年五月二十二日制令第二二號
大正七年六月二十七日制令第一三號
昭和四年四月二十七日制令第四號

第一章　總則

第一條　金融組合ハ組合員ノ金融ヲ緩和シ其ノ經濟ノ發達ヲ企圖スル社團法人トス

第二條　金融組合ノ組合員ハ組合ノ區域内ニ於テ住所ヲ有スルモノニ限ル

第三條　金融組合ノ住所ハ主タル事務所ノ所在地ニ在ルモノトス

第四條　金融組合ノ名稱中ニハ金融組合ナル文字ヲ用ウルコトヲ要ス

金融組合ニ非スシテ其ノ名稱中ニ金融組合タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ウルコトヲ得ス

第五條　金融組合ハ左ノ業務ヲ行フモノトス

一、組合員ニ對シ其ノ經濟ノ發達ニ必要ナル資金ヲ貸付スルコト

二、組合員ノ爲ニ預金ヲ受入レ又ハ期間ヲ定メテ一定金額ノ給付ヲ爲スコトヲ約シ定期ニ若ハ一定ノ期間内ニ於テ數回ニ金錢ヲ受入ルルコト

府又ハ朝鮮總督ノ指定シタル市街地カ組合ノ區域ニ屬スル金融組合ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ前項第一號ノ資金ノ爲手形ノ割引ヲ爲スコトヲ得

金融組合ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ組合員ノ爲ニ其ノ貨物ヲ倉庫ニ保管シ又ハ之ニ對シ倉荷證券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ倉荷證券ニハ商法中倉荷證券ニ關スル規定ヲ準用ス

第六條　金融組合ハ組合員ニ非サル者ノ爲ニ貯蓄銀行令第一條第一項若ハ第五條第一號ノ業務ヲ爲シ又ハ同令第五條第五號ノ業務ヲ爲スコトヲ得

第七條　金融組合ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ他ノ金融組合若ハ銀行ノ業務ヲ代理シ又ハ銀行ノ業務ノ媒介ヲ爲スコトヲ得

第八條　金融組合ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ借入金ヲ爲スコトヲ得

第九條　業務上ノ餘裕金ハ金融組合聯合會若ハ朝鮮總督ノ指定シタル銀行ニ預入シ郵便貯金ト爲シ又ハ國債證券地方債證券其ノ他朝鮮總督ノ認可シタル有價證券ヲ買入ルルノ外之ヲ使用スルコトヲ得ス

第十條　金融組合ハ業務ノ爲必要ナル物件ヲ取得シ又ハ債務辨濟ノ爲物件ヲ引受クル場合ヲ除クノ外動產又ハ不動產ヲ所有スルコトヲ得ス

第十一條　金融組合ハ本令ニ記載セサル業務ヲ行フコトヲ得ス但シ朝鮮總督ノ命令アリタルトキハ供託又ハ地方金融ノ調節ニ關スル業務ヲ行フコトヲ得

朝鮮總督ハ必要ト認ムルトキハ金融組合ノ業務ヲ制限スルコトヲ得

第十一條ノ二　金融組合ニハ本令ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外商法及商法施行法中商人ニ關スル規定ヲ準用ス

第十二條　本令ニ定ムルモノノ外金融組合ノ業務ノ取締ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第二章　設　立

第十三條　金融組合ヲ設立セムトスルトキハ定款ヲ作リ朝鮮總督ノ許可ヲ受クヘシ

第十四條　定款ニハ本令ニ規定アルモノノ外左ノ事項ヲ記載シ設立者之ニ署名捺印スヘシ

一、目　的
二、名　稱
三、區　域
四、事務所ノ所在地
五、出資一口ノ金額及其ノ拂込ノ方法
六、第一回拂込ノ金額
七、準備金積立ノ方法
八、剩餘金ノ處分ニ關スル規定
九、組合員タル資格ニ關スル規定
十、組合員持分ノ計算方法ニ關スル規定
十一、組合員ノ加入及脫退ニ關スル規定
十二、存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由
十三、業務ノ執行ニ關スル規定
第十五條　金融組合ノ設立ヲ許可スル爲必要アリト認ムルトキハ朝鮮總督ハ既設組合ノ區域及事務所所在地ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第十六條　金融組合ハ組合員數ヲ限定スルコトヲ得ス

第十七條　出資一口ノ金額ハ十圓以上五十圓以下トシ均一ニ之ヲ定ムヘシ

第十八條　金融組合カ其ノ設立ノ許可ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク各組合員ヲシテ第一回ノ拂込ヲ爲サ

シムヘシ

第十九條　前條ノ拂込アリタルトキハ二週間内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スヘシ

一、第十四條第一號乃至第三號、第五號及第十二號ニ揭ケタル事項

二、事務所

三、出資ノ總口數及拂込ミタル出資ノ總額

四、設立許可ノ年月日

五、組合長、理事、副理事及監事ノ氏名住所

金融組合ノ設立ハ其ノ主タル事務所ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲スニ非サレハ之ヲ以テ他人ニ對抗スルコトヲ得ス

第二十條　前條第一項ニ揭ケタル事項ニ變更ヲ生シタルトキハ二週間内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スヘシ但シ前條第一項第三號ノ事項ニ付テハ每事業年度末日ノ現在ニ依リ年度終了後一月内ニ登記ヲ爲スコトヲ得

前項ノ登記前ニ在リテハ登記事項ノ變更ヲ以テ他人ニ對抗スルコトヲ得ス

主タル事務所以外ノ事務所ノ所在地ニ於テ登記スヘキ事項ヲ登記セサリシトキハ前項ノ規定ハ其ノ事務所ニ於テ爲シタル行爲ニ付テノミ之ヲ適用ス

第二十一條　行政區劃又ハ土地ノ名稱ニ變更アリタルトキハ記登簿ニ記載シタル其ノ名稱ハ當然之ヲ變更シタルモノト看做ス

前項ノ變更アリタルトキハ金融組合ハ遲滯ナク之ヲ登記所ニ通知スヘシ

前項ノ通知アリタルトキハ登記所ハ登記簿ノ記載ヲ變更スヘシ

第一項ノ規定ハ組合ノ區域及事務所所在地ニ關スル定款ノ規定ニ之ヲ準用ス

第二十二條　民法第四十五條第三項第四十七條及第四十八條ノ規定ハ金融組合ニ之ヲ準用ス但シ期間ニ付一週間トアルハ二週間トス

第三章　組合員ノ權利義務

第二十三條　組合員ハ出資一口以上ヲ有スヘシ

組合員ノ有スヘキ出資口數ハ百口ヲ超ユルコトヲ得ス

第二十四條　組合員ノ責任ハ其ノ出資額ヲ限度トス

第二十五條　組合員ハ拂込ムヘキ出資ニ付相殺ヲ以テ組合ニ對抗スルコトヲ得ス

第二十六條　組合員ハ組合ノ承諾アルニ非サレハ其ノ持分ヲ讓渡スルコトヲ得ス

組合員ニ非サル者ニシテ持分ヲ讓受ムトスルトキハ第五十七條第一項ノ例ニ依ルヘシ

第二十七條　組合員ハ持分ヲ共有スルコトヲ得ス

第二十八條　持分ノ讓受人ハ其ノ持分ニ付讓渡人ノ權利義務ヲ承繼ス

第二十八條ノ二　死亡ニ因リ脫退シタル組合員ノ相續人ハ第五十七條第一項ノ例ニ依リ被相續人ノ持分ヲ承繼スルコトヲ得

前條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ持分ヲ承繼シタル相續人ニ付之ヲ準用ス

第二十九條　組合員ハ總組合員五分ノ一以上ノ同意ヲ得總會ノ目的及其ノ招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ提出シ總會ノ招集ヲ組合長ニ請求スルコトヲ得

前項ノ請求アリタルトキハ組合長ハ二週間内ニ總會ヲ招集スヘシ

第三十條　組合員總會ノ招集手續又ハ其ノ決議ノ方法カ法令又ハ定款ニ違反スト認ムルトキハ決議ノ日ヨリ一月內ニ其ノ決議ノ取消ヲ道知事ニ請求スルコトヲ得

第四章　管　理

第三十一條　金融組合ニ組合長一人理事一人監事二人以上及評議員五人以上ヲ置ク但シ必要アル場合ニ於テハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ副理事一人又ハ數人ヲ置クコトヲ得

組合長監事及評議員ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任シ理事及副理事ハ朝鮮總督之ヲ任免ス

組合長ノ選任ハ道知事ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス

組合設立當時ノ組合長及監事ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第三十二條　監事ハ組合長理事副理事其ノ他組合ノ職員ト相兼スルコトヲ得ス

第三十三條　組合長ノ任期ハ三年トス但シ定款ヲ以テ任期中ノ最終ノ決算期ニ關スル定時總會ノ終結ニ至ル迄其ノ任期ヲ伸長スコトヲ得

監事及評議員ノ任期ハ二年トス但シ定款ヲ以テ別段ノ定メヲ爲スコトヲ得

第三十四條　組合長監事ノ選任ハ總組合員ノ半數以上出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第三十五條　組合長ハ理事ト共同シテ金融組合ヲ代表ス但シ組合ノ常務ニ付テハ理事單獨ニ之ヲ代表スルコトヲ得

組合長又ハ理事ニ對シテ爲シタル意思表示ハ組合ニ對シテ其ノ効力ヲ生ス

組合長ハ定款ニ別段ノ定メアル場合ヲ除クノ外總會及評議員會ノ議長トナル組合長事故アルトキハ理事ハ總會及評議員會ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得

副理事ハ組合長及理事ヲ補佐シ定款ノ定ムル所ニ依リ理事ノ職務ヲ代理ス

第三十五條ノ二　副理事ノ代理權ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第三十六條　組合長及理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ金融組合ノ業務ヲ執行ス

第三十七條　監事ハ金融組合ノ財產及業務執行ノ狀況ヲ監查ス

監事ハ組合ノ財產狀況又ハ業務ノ執行ニ付不整ノ廉アルコトヲ發見シタルトキハ之ヲ道知事ニ具申スヘシ

第三十七條ノ二　金融組合カ組合長理事又ハ副理事ト契約ヲ爲ス場合ニ於テハ監事組合ヲ代表ス組合ト組合長理事又ハ副理事トノ間ニ於ケル訴訟ニ付亦同シ

第三十七條ノ三　組合長及理事故アルトキ又ハ缺員ノ場合ニ於テハ總會ノ招集ハ監事之ヲ行フ

組合長及理事カ第二十九條第一項ノ規定ニ依ル請求アリタル日ヨリ二週間內ニ正當ノ事由ナクシテ總會招集ノ手續ヲ爲ササルトキハ監事ハ其ノ總會ヲ招集スヘシ

第三十八條　評議員會ハ組合長之ヲ招集ス

評議員會ハ本令本令ニ基キテ發スル命令又ハ定款ニ定メタル事項ヲ決議ス其ノ決議ノ方法ハ定款ノ定ムル所ニ依ル評議員ハ組合ノ業務ニ關シ組合長ニ對シ意見ヲ述フルコトヲ得

第三十九條　定時總會ハ每年一回定款ニ定メタル時期ニ於テ組合長之ヲ招集ス

第四十條　臨時總會ハ必要アルトキ組合長之ヲ招集ス

第四十一條　總會ノ招集ハ少クモ十日前ニ其ノ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ各組合員ニ通知ヲ發スルコトヲ要ス

第四十二條　總會ニ於テハ豫メ通知ヲ爲シタル事項ニ付テノミ決議ヲ爲スモノトス

第四十三條　總會ノ決議ハ本令又ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外出席シタル組合員ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

第四十四條　組合員ノ議決權ハ平等トス

第四十五條　組合員ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席ト看做ス

代理人ハ組合員又ハ同居ノ戶主若ハ家族ナルコトヲ要ス

代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ組合ニ差出スヘシ

第四十五條ノ二　金融組合ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ總會ニ代ルヘキ總代會ヲ設クルコトヲ得

總會ニ關スル規定ハ前條ノ規定ヲ除クノ外前項ノ總代會ニ之ヲ準用ス但シ總代會ニ於テハ解散及合併ノ決議ヲ爲スコトヲ得ス

第四十五條ノ三　金融組合ト或ル組合員,評議員又ハ總代トノ關係ニ付決議ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ組合員,評議員又ハ總代ハ議決權ヲ有セス

第四十六條　組合長及理事ハ定時總會ノ會日ヨリ一週間前ニ財產目錄,貸借對照表,事業報告書及剩餘金處分案ヲ監事ニ提出シ且ツ之ヲ主タル事務所ニ備フヘシ

組合員及組合ノ債權者ハ前項ニ揭ケタル書類ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第四十七條　組合長及理事ハ前條第一項ニ揭ケタル書類及監事ノ意見書ヲ定時總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムヘシ

組合長及理事ハ前項ノ承認ヲ得タルトキハ二週間內ニ其ノ書類ヲ道知事ニ提出シ且ツ貸借對照表ヲ公告スヘシ

第四十八條　定款ハ總會ノ決議ヲ經朝鮮總督ノ認可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第三十四條ノ規定ハ前項ノ決議ニ之ヲ準用ス

第四十九條　金融組合ハ定款ヲ各事務所ニ備ヘ置キ且組合員名簿ヲ主タル事務所ニ備ヘ置クヘシ

組合員及組合ノ債權者ハ前項ニ揭ケタル書類ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第四十九條ノ二　金融組合カ其ノ組合員ニ對シテ爲ス通知又ハ催告ハ組合員名簿ニ記載シタル組合員ノ住所又ハ其ノ者カ組合ニ通知シタル住所ニ宛ツルヲ以テ足ル

前項ノ通知又ハ催告ハ通常其ノ到達スヘカリシ時ニ到達シタルモノト看做ス

第五十條　組合員名簿ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一、各組合員ノ氏名住所

二、各組合員ノ出資口數

三、出資各口ニ付拂込ミタル金額及其ノ拂込ミノ年月日

四、出資各口ノ取得ノ年月日

第五十條ノ二　金融組合カ出資一口ノ金額ノ減少ノ決議ヲ爲シタルトキハ其ノ決議ノ日ヨリ二週間內ニ財產目錄及貸借對照表ヲ作ルヘシ

組合ハ前項ノ期間內ニ其ノ債權者ニ對シ異議アルトキハ一定ノ期間內ニ之ヲ述フヘキ旨ヲ定款ノ定ムル方法ニ從ヒテ公告シ且知レタル債權者ニ各別ニ之ヲ催告スヘシ但シ其ノ期間ハ二月ヲ下ルコトヲ得ス

第五十條ノ三　債權者カ前條第二項ノ期間內ニ出資ノ減少ニ對シ異議ヲ述ヘサリシトキハ之ヲ承認シタルモノト看做ス

第五章　現行金融組合關係諸法規

債權者カ異議ヲ述ヘタルトキハ組合ハ之ニ辨濟ヲ爲シ又ハ相當ノ擔保ヲ供スルニ非サレハ出資ヲ減少スルコトヲ得ス

第五十一條　金融組合ノ事業年度ハ一年トス

第五十二條　金融組合ハ損失ヲ補塡シタル後ニ非サレハ剩餘金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ス

第五十三條　金融組合ハ定款ヲ以テ定メタル準備金ノ額ニ達スル迄每事業年度ノ剩餘金ノ四分ノ一以上ヲ積立ツヘシ

剩餘金ハ拂込出資額ニ應シ年七分以下ノ割合ヲ以テ配當ヲ爲スコトヲ得但シ組合員カ其ノ出資ノ拂込ヲ終ル迄ハ之ニ配當スヘキ剩餘金ハ左ノ場合ヲ除クノ外之ヲ使用スルコトヲ要ス

第五十三條ノ二　前條第一項ノ準備金ハ左ノ場合ニ於テ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ其ノ財產ノ一部ヲ他ノ金融組合ニ讓與スルトキ

一、損失ノ補塡ニ充ツルトキ

二、其ノ金融組合ノ區域カ他ノ金融組合ノ區域ト爲リタル場合ニ於テ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ其ノ財產

第五十三條ノ三　金融組合ハ第六條ノ規定ニ依リ受入レタル金額ノ三分ノ一以上ノ金額ヲ左ノ方法ニ依リ管理スヘシ

一、金融組合聯合會若ハ朝鮮殖產銀行ヘノ預ケ金又ハ郵便貯金

二、國債證券又ハ地方債證券ノ金融組合聯合會又ハ朝鮮殖產銀行ヘノ保證預ケ

前項ノ受入金額ハ每年三月及九月ノ各末日現在ニ依リ之ヲ定ム

第六條ノ規定ニ依ル預金者及給付金ニ關シテハ第一項ノ規定ニ依リテ管理シタル預ケ金、國債證券及地方債證券ニ付他ノ債權者ニ先チ辨濟ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第五十四條　金融組合ハ組合員ノ持分ヲ取得スルコトヲ得ス

第五十五條　組合長、理事又ハ副理事ハ定款又ハ總會ノ決議ニ依リテ禁止セラレサルトキニ限リ或ル種類又ハ特定ノ事項ニ付他人ヲシテ代理セシムルコトヲ得

第五十六條　金融組合ハ組合長、理事、副理事又ハ前條ノ代理人カ其ノ職務ヲ行フニ付他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スルノ責ニ任ス

第五章　加入及脫退

第五十七條　組合員ノ加入ハ評議員會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

新ニ組合員ト爲リタルモノハ定款ノ定ムル所ニ依リ直ニ第一回ノ出資拂込ヲ爲スヘシ

第五十八條　組合員ハ事業年度ノ終ニ於テ脫退ヲ爲スコトヲ得但シ三月前ニ其ノ豫告ヲ爲スコトヲ要ス

第五十九條　組合員ハ左ノ事由ニ因リ脫退ス

一、組合員タル資格ノ喪失

二、死亡

三、破產

四、禁治產

五、除名

第六十條　除名ノ事由ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムヘシ除名ハ評議員會ノ決議ニ依ル但シ除名シタル組合員ニ其ノ旨ヲ通知スルニ非サレハ之ヲ以テ其ノ組合員ニ對抗スルコトヲ得ス

第六十一條　脫退シタル組合員ハ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ持分ノ拂戻ヲ請求スルコトヲ得但シ第五

十三條第一項ノ準備金ニ對スル持分ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ニ規定スル拂戻ノ請求權ハ二年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

第六十二條　持分ノ計算ヲ爲スニ當リ組合ノ財產ヲ以テ其ノ債務ヲ完濟スルニ足ラサルトキハ脫退シタル組合員ハ出資額ヲ限度トシ其ノ負擔ニ歸スヘキ金額ヲ拂込ムヘシ

第六十三條　脫退シタル組合員カ組合ニ對スル債務ヲ完濟スル迄ハ組合ハ其ノ持分ノ拂戻ヲ停止スルコトヲ得

第六章　監　督

第六十四條　金融組合ハ朝鮮總督及道知事之ヲ監督ス

第六十五條　監督官廳ハ何時ニテモ金融組合ヲシテ其ノ業務及財產ノ狀況ヲ報告セシメ又ハ之ヲ檢查スルコトヲ得

第六十六條　監督官廳ハ金融組合ノ業務又ハ財產ノ狀況ニ依リ組合ニ對シ財產ノ供託ヲ命シ其ノ他必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第六十七條　金融組合カ定款、本令、本令ニ基キテ發スル命令若ハ處分ニ違反シタルトキ、公益ヲ害スル虞アルトキ又ハ組合ノ事業ノ繼續困難ナルトキハ監督官廳ハ總會若ハ評議員會ノ決議ヲ取消シ、組合長監事若ハ評議員ノ改選ヲ命シ又ハ組合ノ事業ノ停止ヲ命スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ朝鮮總督ハ組合ノ解散ヲ命スルコトヲ得

第七章　解　散

第六十八條　金融組合ハ左ノ事由ニ因リ解散ス

一、定款ニ定メタル存立時期ノ滿了又ハ事由ノ發生

二、總會ノ決議

三、合併

四、組合員ノ缺亡

五、破產

六、前條第二項ノ命令

第六十九條　第三十四條ノ規定ハ解散及合併ノ決議ニ之ヲ準用ス

前項ノ決議ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス

第七十條　金融組合第六十八條第一號、第二號又ハ第四號ノ事由ニ因リ解散シタルトキハ二週間內ニ各事務所ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スヘシ

第二十條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ解散ノ登記ニ之ヲ準用ス

第七十一條　第五十條ノ二及第五十條ノ三ノ規定ハ金融組合ノ合併ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十二條　削除

第七十三條　金融組合カ合併ヲ爲シタルトキハ二週間內ニ各事務所ノ所在地ニ於テ合併後存續スル組合ニ在リテハ變更ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ消滅シタル組合ニ在リテハ解散ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ在リテハ第十九條第一項ノ登記ヲ爲スヘシ

第七十四條　合併後存續スル組合又ハ合併ニ因リテ設立シタル組合ハ合併ニ因リテ消滅シタル組合ノ權利義務ヲ承繼ス

第七十五條　金融組合カ其ノ債務ヲ完濟スルコト能ハサルニ至リタルトキハ裁判所ハ組合長及理事若ハ債權者ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ破產ノ宣告ヲ爲ス

第五章　現行金融組合關係諸法規

前項ノ場合ニ於テ組合長及理事ハ直ニ破產宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ要ス

第七十六條　解散シタル金融組合債務ヲ完濟シ殘餘ノ財產アルトキハ定款ノ定ムル所ニ依リ之ヲ處分スルモノトス

第八章　清　算

第七十七條　金融組合解散シタルトキハ合併又ハ破產ノ場合ヲ除クノ外本章ノ規定ニ依リ清算ヲ爲スコトヲ要ス

第七十八條　金融組合ノ清算ハ朝鮮總督ノ監督ニ屬ス

朝鮮總督ハ清算事務及財產ノ狀況ヲ檢查シ財產ノ供託ヲ命シ其ノ他監督ニ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第七十九條　清算人ハ朝鮮總督之ヲ任免ス

第八十條　清算人ハ就職後二週間內ニ各事務所ノ所在地ニ於テ其ノ氏名、住所ノ登記ヲ爲スヘシ

前項ノ登記事務ニ變更アリタルトキハ清算人ハ二週間內ニ各事務所ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スヘシ

第二十條第二項及第三項ノ規定ハ前二項ノ清算人ニ關スル登記ニ之ヲ準用ス

第八十一條　清算人ハ就職後遲滯ナク組合財產ノ狀況ヲ調查シ財產目錄及貸借對照表ヲ作リ總會ヲ招集シ之ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムヘシ

第八十二條　清算人ハ組合ノ債務ヲ辨濟シ又ハ辨濟ニ必要ナル金額ヲ供託スルニ非サレハ組合ノ財產ヲ分配スルコトヲ得ス

第八十三條　清算事務カ終リタルトキハ清算人ハ遲滯ナク決算報告書ヲ作リ總會ヲ招集シ之ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムヘシ

第八十四條　清算カ結了シタルトキハ清算人ハ遲滯ナク各事務所ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スヘシ

清算人ハ清算ノ顚末ヲ朝鮮總督ニ報告スヘシ

第八十五條　第四十三條乃至第四十五條及民法第七十三條第七十八條乃至第八十一條ノ規定ハ金融組合ノ清算ニ之ヲ準用ス

第九章　登　記

第八十六條　金融組合ノ登記ニ付テハ其ノ事務所所在地ヲ管轄スル地方法院又ハ其ノ支廳若ハ出張所ヲ以テ管轄登記所トス

第八十七條　登記所ニ金融組合登記簿ヲ備フ

第八十八條　第十九條第一項ノ登記ノ申請書ニハ定款ヲ添附スヘシ

第八十九條　事務所ノ移轉其ノ他登記事項變更ノ登記ノ申請書ニハ移轉其ノ他變更ヲ證スル書面ヲ添附スヘシ

第八十九條ノ二　出資一口ノ金額減少ノ登記ノ申請書ニハ其ノ事實ヲ證スル書面ノ外第五十條ノ二第二項ノ規定ニ依リ催告ヲ爲シタルコト若異議ヲ述ヘタル債權者アルトキハ之ニ對シ辨濟ヲ爲シ又ハ擔保ヲ供シタルコトヲ證スル書面ヲ添附スヘシ

第九十條　組合解散ノ登記ノ申請書ニハ解散ノ事由ヲ記載シ且總會ノ決議又ハ合併ニ因リテ解散シタルトキハ總會ノ決議錄ヲ添附スヘシ

前條ノ規定ハ合併ニ因ル解散ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第九十一條　金融組合カ朝鮮總督ノ命令ニ因リテ解散シタルトキハ登記所ハ其ノ嘱託ニ因リテ登記ヲ

爲スヘシ

第九十二條　金融組合ニ關シ登記シタル事項ハ裁判所遲滯ナク之ヲ公告スヘシ

第九十三條　非訟事件手續法第百四十一條乃至第百四十三條、第百四十七條乃至第百四十九條、第百五十條ノ二乃至第百五十一條ノ六、第百五十四條乃至第百五十七條及第百七十五條乃至第百七十八條ノ規定ハ金融組合ノ登記ニ之ヲ準用ス但シ司法大臣トアルハ朝鮮總督、地方裁判所長トアルハ地方法院長トス

第九章ノ二　金融組合聯合會

第九十三條ノ二　金融組合ハ左ノ目的ヲ以テ道ノ區域ニ依リ金融組合聯合會ヲ設立スルコトヲ得

一、所屬組合ニ必要ナル資金ヲ貸付スルコト

二、所屬組合又ハ貯蓄銀行ヨリ預リ金ヲ爲スコト

三、所屬組合ニ對シ業務上ノ指導ヲ爲スコト

四、所屬組合相互ノ聯絡及業務上ノ便宜ヲ圖ルコト

金融組合聯合會ハ金融組合ノ外朝鮮總督ノ指定シタル產業ニ關スル法人ヲ加入セシムルコトヲ得

第九十三條ノ三　金融組合聯合會ハ社團法人トス

第九十三條ノ四　出資一口ノ金額ハ五百圓トス

第九十三條ノ五　金融組合聯合會ニハ理事長一人、理事一人又ハ數人及監事二人以上ヲ置ク理事長及理事ハ朝鮮總督之ヲ任免ス

監事ハ所屬ノ金融組合及第九十三條ノ二第二項ノ法人ノ役員中ヨリ總會ニ於テ之ヲ選任ス

監事ノ任期ハ二年トス但シ定款ヲ以テ別段ノ定メヲ爲スコトヲ得

第九十三條ノ六　理事長ハ金融組合聯合會ヲ代表シ其ノ業務ヲ執行ス

理事長ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外總會ノ議長トナル

理事ハ理事長ヲ補佐シ定款ノ定ムル所ニ依リ理事長事故アルトキハ之ヲ代理シ缺員ノ場合ニハ其ノ職務ヲ行フ

第九十三條ノ七　金融組合又ハ第九十三條ノ二第二項ノ法人カ金融組合聯合會ニ加入シ又ハ脫退セムトスルトキハ總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

第九十三條ノ八　金融組合聯合會ハ所屬ノ金融組合又ハ第九十三條ノ二第二項ノ法人ノ業務及財產ノ實況ヲ調査スルコトヲ得

第九十三條ノ九　金融組合聯合會ハ朝鮮總督之ヲ監督ス但シ必要アリト認ムルトキハ道知事ヲシテ其ノ監督權ノ一部ヲ行ハシムルコトヲ得

第九十三條ノ十　登記所ニ金融組合聯合會登記簿ヲ備フ

第九十三條ノ十一　第三條、第四條、第八條乃至第十四條、第十六條、第十八條乃至第二十八條、第二十九條、第三十條、第三十二條、第三十四條、第三十七條乃至第四十五條、第四十五條ノ三乃至第五十條、第五十一條乃至第五十三條ノ二、第五十四條乃至第五十六條、第五十七條ノ二第二項、第五十八條、第五十九條、第六十一條乃至第六十三條、第六十五條乃至第七十條、第七十五條乃至第八十六條、第八十八條、第八十九條、第九十條、第一項及第九十一條乃至第九十三條ノ規定ハ金融組合聯合會ニ之ヲ準用ス但シ第四十六條第一項、第四十七條及第七十五條中組合長及理事トアルハ理事長、第十九條第一項第五號、第三十二條、第三十七條ノ二、第五十五條及第五十六條中組合長、理事、副理事トアルハ理事長、理事第三十條、第三十七條第二項及第四十七條第二項中道知事トアルハ朝鮮總督トス

第十章　罰則

第九十四條　第四條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十五條　左ノ場合ニ於テハ金融組合ノ組合長、理事、副理事、監事若ハ清算人又ハ金融組合聯合會ノ理事長、理事、監事若ハ清算人ヲ五圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

一、監督官廳ノ認可ヲ受クヘキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケサルトキ

二、登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ

三、官廳又ハ總會ニ對シ不實ノ申述ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ

四、第九條乃至第十一條、第十八條、第二十一條第二項、第二十九條、第三十九條第二項、第五十條ノ二、第五十條ノ三第二項、第五十二條、第五十三條、第五十三條ノ三、第七十一條又ハ第七十五條第二項ノ規定ニ違反シタルトキ

五、第四十六條第一項若ハ第四十九條第一項ノ規定ニ違反シタルトキ又ハ第四十六條第一項若ハ第四十九條第一項ニ揭ケタル書類ニ記載スヘキ事實ヲ記載セス、不正ノ記載ヲ爲シ若ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ閱覽セシメサルトキ

六、第四十七條、第六十五條又ハ第八十四條第二項ニ規定スル報告ヲ爲サス又ハ書類ヲ提出セサルトキ

七、公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

八、清算ノ場合ニ於テ第八十一條乃至第八十三條、民法第七十九條若ハ第八十一條第一項ノ規定ニ違反シ又ハ債權申出期間滿了前ニ債權者ニ對シ辨濟ヲ爲シタルトキ

九、監督官廳ノ檢査ヲ拒ミ、之ヲ妨ケ若ハ忌避シ又ハ當該官吏ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛僞ノ陳述ヲ爲シタルトキ

十、本令ニ基キテ發スル命令又ハ處分ニ從ハサルトキ

第九十六條　非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前條ノ過料ニ之ヲ準用ス

附　則　（大正三年五月二十二日制令第二二號）

本令施行ノ期日ハ朝鮮總督之ヲ定ム

舊令ニ依リ設立シタル地方金融組合ハ本令ニ依リ設立シタルモノト看做ス

前項ノ地方金融組合ハ本令施行後三月以內ニ定款ヲ改正シ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ第十八條及第十九條ノ規定ニ準シ出資ノ拂込及登記手續ヲ爲スヘシ

裁判所前項ノ登記ヲ爲シタルトキハ從前ノ登記ヲ抹消スヘシ

附　則　（大正七年六月二十七日制令第一三號）

本令施行ノ期日ハ朝鮮總督之ヲ定ム

從前ノ規定ニ依ル地方金融組合登記簿ハ本令ニ依ル金融組合登記簿ト看做シ其ノ登記簿中地方金融組合トアルハ金融組合ニ變更セラレタルモノト看做ス

附　則　（昭和四年四月二十七日制令第四號）

本令施行ノ期日ハ朝鮮總督之ヲ定ム

本令施行ノ際現ニ組合員ニ貸付スル資金ノ爲手形ノ割引ヲ爲シ又ハ組合員ノ爲ニ其ノ生產物ヲ倉庫ニ保管シ若ハ之ニ對シ倉荷證券ヲ發行スル金融組合ハ別ニ第五條第二項又ハ第三項ノ規定ニ依ル朝鮮總督ノ認可ヲ受クスシテ其ノ業務ヲ繼續スルコトヲ得

本令施行ノ際現ニ存スル金融組合及金融組合聯合會ハ本令ノ施行ニ伴ヒ登記スヘキ事項ヲ本令施行後三月內ニ第二十條第一項ノ規定ニ準シ登記スヘシ

本令施行ノ際現ニ組合員ノ有スル出資口數カ百口ヲ超ユル場合ニ於テハ其ノ百口ヲ超ユル部分ニ付テハ第二十三條第二項ノ規定ヲ適用セス

本令施行前金融組合ノ爲シタル契約ニシテ本令ニ依リ金融組合ノ爲スコトヲ得サル業務ニ屬スルモノニ付テハ其ノ契約ヲ完了スル迄仍ホ其ノ契約ニ關スル業務ニ限リ之ヲ繼續スルコトヲ得

本令施行ノ際現ニ在職スル理事ニシテ總會ニ於テ選任セラレタルモノハ第三十一條第二項ノ規定ニ依リ朝鮮總督ノ任命シタルモノト看做ス

附　則（昭和三年十二月二十四日制令第八號）

本令施行ノ期日ハ朝鮮總督之ヲ定ム

二　金融組合業務監督規程（大正三年八月四日府令第一一五號）

改正　大正六年十二月一日府令第九二號　大正七年十月一日府令第九四號　大正八年一月十三日府令第四號　大正九年七月一日府令第九二號　大正十年八月十三日府令第一二八號　大正十一年九月五日府令第一二八號　大正十五年七月十二日府令第六一號　昭和四年四月三十日府令第三八號

第一章　總　則

第一條　本令ニ於テ組合ト稱スルハ金融組合都市組合ト稱スルハ金融組合令第五條第二項ノ規定ニ依リ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ手形ノ割引ヲ爲ス金融組合村落組合ト稱スルハ其ノ他ノ金融組合聯合會ト稱スルハ金融組合聯合會ヲ謂フ

第二條　組合カ其ノ業務ヲ開始シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ道知事ニ屆出ツヘシ

組合設立ニ關スル費用ハ組合成立ノ後組合費ヲ以テ支辨スヘシ

第三條　組合カ從タル事務所ヲ設置セントスルトキハ其ノ名稱、場所、區域及業務ノ種類ヲ定メ朝鮮總督ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更シ又ハ事務所ヲ廢止セントスルトキ亦同シ

前項ノ事務所ニ於テ業務ヲ開始シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ道知事ニ屆出ツヘシ

第四條　組合ノ業務時間ハ四月一日ヨリ十一月三十日迄ハ午前十時ヨリ午後四時迄十二月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ハ午前十時ヨリ午後四時迄トス

組合ハ道知事ノ認可ヲ受ケ前項ノ時間ヲ變更スルコトヲ得

第五條　組合ノ休日ハ一月一日、一月二日、十月一日、紀元節、天長節及明治節ヲ除クノ外事務所ノ所在地ニ於ケル定例ノ休日トス但シ村落組合ニ在リテハ一月一日、祭日、就日及日曜日竝ニ各事務所ノ所在地ニ於ケル市場開設日ニ相當スルトキハ休業スルコトヲ得ス

前項ノ規定ニ拘ラス休業ノ必要アルトキハ道知事ノ認可ヲ受クヘシ

第六條　組合ノ事業年度ハ每年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第七條　金融組合令第五十三條ノ三ノ規定ニ依ル金錢ノ管理ハ主タル事務所ニ於テ之ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ニ於テ預ケ金又ハ有價證券ノ保護預ケヲ爲シタルトキハ一月內ニ其ノ旨ヲ道知事ニ屆出ツヘシ其ノ有價證券ノ見積價額ハ三月及九月ノ各末日ニ於ケル時價ヲ超ユルコトヲ得ス

第八條　組合カ業務、給與、服務、身元保證及懲戒ニ關スル諸規則ヲ制定セントスルトキハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

前項ノ諸規則ニシテ朝鮮總督又ハ朝鮮總督ノ承認ヲ受ケ道知事ノ定ムル準則ニ依リ制定又ハ變更スルモノハ認可ヲ受クルコトヲ要セス

前項ノ規定ニ依リ諸規則ヲ制定又ハ變更シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ道知事ニ屆出ツヘシ

第九條　組合ハ每事業年度ニ於ケル資金ノ運轉其ノ他業務上ノ計畫ヲ定メ年度始迄ニ道知事ニ屆出ツ

ヘシ

第十條　組合ハ毎事業年度ノ經費豫算ヲ定メ年度始迄ニ道知事ノ認可ヲ受クヘシ豫算ヲ追加更正セントスルトキ亦同シ

豫算ニ定メタル各項ノ金額ハ彼是流用スルコトヲ得

左ノ種類ノ費目ニハ道知事ノ承認ヲ經ルニ非サレハ其ノ費目以外ノ費目ノ金額ヲ流用スルコトヲ得ス

一、事務員ノ給料及手當

二、管外出張旅費

三、消耗品費

四、會議接待及寄附ニ要スル經費

第十一條　左ノ場合ニ於テハ道知事ノ認可ヲ受クヘシ

一、金融組合令第五十三條ノ三ノ規定ニ依リ管理セル預ケ金又ハ有價證券ヲ引出サントスルトキ

二、業務用土地、建物ヲ取得若ハ賣却シ又ハ業務用建物ヲ新築、改築、增築若ハ移築セントスルトキ

三、國債證券、地方債證券其ノ他ノ有價證券ヲ買入レ又ハ賣却セントスルトキ

四、預金及貸付金ノ利子歩合、定期積金ノ複利計算ニ依ル利廻又ハ手形ノ割引歩合ヲ定メ又ハ變更セントスルトキ

五、法定準備金以外ノ積立金ヲ損失ノ補塡以外ノ用途ニ使用セントスルトキ

六、財產目錄ニ掲記シタル財產ノ價額ヲ增加セントスルトキ

道知事ハ朝鮮總督ノ承認ヲ受ケタル標準ノ範圍内ニ於テ前項第四號ノ利廻又ハ利子若ハ割引ノ歩合ヲ認可又ハ承認ヲ受ケシムルコトヲ得

第十二條　組合カ總代會ヲ設ケントスルトキハ定款ニ總代ノ員數、任期及選任ニ關スル規定ヲ設クヘシ

第十三條　理事及副理事ノ給料及手當ハ朝鮮總督之ヲ指定ス

組合長、監事及評議員ハ定款ノ規定又ハ總會若ハ總代會ノ決議ヲ依ルニ非サレハ報酬ヲ受クルコトヲ得ス

第十四條　總會又ハ總代會ヲ開カントスルトキハ開會十日前ニ其ノ旨ヲ道知事ニ屆出ツヘシ

第十五條　組合ハ第一號樣式ニ依リ毎月實際報告表ヲ作成シ翌月五日迄ニ道知事ニ提出スヘシ

第十六條　財產目錄、貸借對照表、事業報告書及剩餘金處分案ハ第二號樣式ニ依リ作成スヘシ

第十七條　組合ノ公告ハ所轄道廳ノ發行スル道報及組合事務所ニ於ケル揭示場ニ之ヲ爲スヘシ

第十八條　組合ノ監事ハ毎年二回以上組合ノ財產及業務執行ノ狀況ヲ監査シ其ノ結果ヲ道知事ニ屆出ツヘシ

第十九條　出資一口ノ金額減少ノ認可申請書及總會ノ決議ニ因ル解散ノ認可申請書ニハ財產目錄及貸借對照表ヲ添附スヘシ

第二十條　合併ノ認可申請書ニハ合併契約書、財產目錄、貸借對照表及合併後存續スル組合又ハ合併ニ因リテ設立スル組合ノ定款ヲ添附スヘシ

第二十一條　組合カ破產ノ宣告ヲ受ケタルトキハ選擧ナク其ノ旨ヲ朝鮮總督ニ屆出ツヘシ

第二十二條　組合ノ清算人ハ金融組合第八十一條ノ規定ニ依リ總會ノ承認ヲ得タルトキハ財產目錄及

第五章　現行金融組合關係諸法規

貸借對照表ヲ朝鮮總督ニ提出スヘシ

清算人ハ毎月清算事務報告書及貸借對照表ヲ作成シ翌月十日迄ニ朝鮮總督ニ提出スヘシ

第二十三條　道知事ハ金融組合令第六十六條又ハ第六十七條ノ規定ニ依リ命令又ハ處分ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ朝鮮總督ニ報告スヘシ

第二十四條　金融組合令又ハ本令ニ依リ朝鮮總督又ハ道知事ニ提出スル書類ニシテ總會若ハ總代會又ハ評議員會ノ決議ヲ經ヘキ事項ニ係ルモノニハ其ノ決議錄ヲ添附スヘシ

前項ノ書類ハ聯合會ニ加入セル組合ニ在リテハ聯合會ヲ經由スヘシ

第二十五條　組合ハ新ニ加入スル者ヨリ加入金ヲ徵シ又ハ新ニ出資口數ヲ增加スル者ヨリ增口金ヲ徵スルコトヲ得ス

第二十六條　損失ノ補塡ハ先ツ法定準備金ヲ以テシ次ニ法定準備金ヲ以テスヘシ

第二十七條　組合カ金融組合令第五十三條ノ二第二號ノ規定ニ依ル議與其ノ他ノ寄附ヲ受ケタルトキハ其ノ財產ハ之ヲ法定準備金ニ組入ルヘシ脫退シタル組合員ニ對シ其ノ持分ノ全部又ハ一部ノ拂戻ヲ爲ササルトキ其ノ金額ニ付亦同シ

第二十八條　每事業年度ニ於ケル損益計算上未拂利子及未收利子ハ本令ニ別段ノ定ヲ爲スモノノ外左ノ二號ニ依リ之ヲ處理スヘシ

一、定期預金及借入金ノ未拂利子ニシテ其ノ年度ノ負擔ニ屬スヘキ額ハ之ヲ支出ニ立ツヘシ

二、未收利子ハ收入ニ立ツルコトヲ得ス但シ預ケ金及所有有價證券ノ利子ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二章　貸付及手形割引

第二十九條　都市組合ニ在リテハ一組合員ニ對スル貸付及手形割引ノ總額ハ千圓ヲ超ユルコトヲ得ス

（以下之ヲ無擔保貸付ト稱ス）但シ不動產、動產、有價證券、拂戻ニ付期限ノ定アル預金證書又ハ定期積金證書ヲ擔保トスルトキハ總額三千圓迄ト爲スコトヲ得（以下之ヲ擔保貸付ト稱ス）

村落組合ニ在リテハ一組合員ニ對スル貸付ノ總額ハ二百圓ヲ超ユルコトヲ得ス（以下之ヲ無擔保貸付ト稱ス）但シ不動產、動產、有價證券、拂戻ニ付期限ノ定アル預金證書又ハ定期積金證書ヲ擔保トスルトキハ總額千圓迄ト爲スコトヲ得（以下之ヲ擔保貸付ト稱ス）

擔保貸付ノ擔保トシテ徵スル有價證券ハ國債證券、地方債證券、社債、道知事ノ認可シタル株券、倉荷證券又ハ貨物引換證ニ限ル

第三十條　貸付ノ期間ハ都市組合ニ在リテハ六月內村落組合ニ在リテハ一年內トス但シ災害其ノ他特別ノ事由アルトキハ利子ノ支拂ヲ怠ラサルモノニ限リ其ノ期間ヲ更新スルコトヲ得（以下之ヲ短期貸付ト稱ス）

貸付金ノ使途ノ性質長期ノ償還ヲ必要トスルトキハ不動產國債證券、地方債證券其ノ他朝鮮總督ノ指定シタル有價證券、拂戻ニ付期限ノ定アル預金證書又ハ定期積金證書ヲ擔保トスル場合ニ限リ十五年內ノ年賦償還、十年內ノ月賦償還又ハ五年內ノ定期償還ノ方法ニ依リ之ヲ貸付スルコトヲ得（以下之ヲ長期貸付ト稱ス）

長期貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ組合ハ其ノ使途ノ調查書ヲ作成スヘシ

長期貸付ニ要スル資金ハ聯合會又ハ朝鮮殖產銀行ヨリノ借入金ノ外出資拂込金及法定準備金其ノ他ノ積立金ノ三分ノ二以內並ニ定期預金據置預金及定期積金ノ三分ノ一以內ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第三十一條　都市組合ハ期間六月內ノ當座預金貸越ノ契約ニ依リ貸付ヲ爲スコトヲ得但シ其ノ契約期

間ハ之ヲ更新スルコトヲ妨ケス

第三十二條　都市組合ニ非サレハ手形ニ依リ貸付ヲ爲スコトヲ得ス但シ短期貸付ニ限ル手形貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ借主ヲ約束手形ニ在リテハ振出人爲替手形ニ在リテハ引受人ト爲シ償還義務者ヲシテ支拂拒絶證書ノ作成ヲ免除セシムヘシ

手形貸付ニ付テハ其ノ貸付期間九十日ヲ超エサルモノニ限リ利子ノ先取ヲ爲スコトヲ得

第三十三條　手形ハ九十日内ニ支拂期日ノ到來スヘキモノニ非サレハ割引ヲ爲スコトヲ得ス

第三十四條　組合ハ各組合員ノ信用程度表ヲ備ヘ異動ノ都度之ヲ整理シ且毎年少クトモ一回其ノ信用狀態ヲ調査スヘシ

貸付又ハ手形割引ノ金額ハ信用程度表ニ基キ貸金ノ用途ヲ斟酌シテ之ヲ決定スヘシ但シ擔保貸付ヲ爲ス場合ニ在リテハ信用程度表ニ基クコトヲ要セス

第三十五條　組合カ無擔保貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外確實ナル保證人又ハ確實ナル手形上ノ債務者ヲ立テシムヘシ

前項ノ場合ニ於テ組合員ヲ保證人ト爲スニハ其ノ組合ニ對スル主タル債務ト保證債務トヲ合セテ前條ノ信用程度表ニ依ル信用程度ヲ超過セサル場合ニ限ル組合員ヲ手形上ノ債務者ト爲ス場合亦同シ

第三十六條　擔保貸付ノ金額ハ組合ニ於テ鑑定書ヲ作成シ評價シタル額ノ十分ノ八以内トス

擔保カ第三者ノ提供ニ係ルトキハ提供者ヨリ承諾書ヲ徵スヘシ

第三十七條　土地ノ評價ハ實地ニ就キ其ノ所在等級面積管理費既往數年間ニ於ケル收穫量及其ノ價額及附近ノ實際賣買價額ヲ斟酌シテ之ヲ決定スヘシ

等ヲ調査シ且土地臺帳若ハ林野臺帳ノ地價及附近ノ實際賣買價額ヲ斟酌シテ之ヲ決定スヘシ

建物又ハ工場ノ評價ハ實地ニ就キ其ノ所在構造用材使用法將來使用ニ堪ユヘキ年限賃貸料賣買ノ難易等ヲ調査シテ之ヲ決定スヘシ

前二項ノ調査ニ付テハ貸付又ハ手形割引ヲ爲ス金額ノ千分ノ五ヲ限度トシテ之ニ要シタル實費ヲ徵スルコトヲ得

動產及有價證券ノ評價額ハ時價ヲ超ユルコトヲ得ス

定期積金證書ノ評價額ハ既ニ受入レタル金額ヲ超ユルコトヲ得ス

第三十八條　不動產ヲ擔保トシテ徵スル場合ニ於テハ抵當權設定ノ登記ヲ爲スヘシ

前項ノ抵當權設定ハ第一順位ナルコトヲ要ス但シ組合ヨリ借入スル新債ヲ以テ其ノ舊債ヲ償還スル效果ニ依リ第一順位ト爲ルコトヲ得ヘキトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十九條　建物又ハ工場ハ火災保險ヲ付シタルモノニ非サレハ擔保トシテ之ヲ徵スルコトヲ得ス

長期貸付ノ擔保トシテ建物又ハ工場ヲ徵スルニハ其ノ敷地ヲモ組合ニ擔保トシテ提供セシムル場合ニ限ル但シ貸付ノ期限後二年以上ニ亙ル地上權ヲモ其ノ擔保トシテ提供セシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

長期貸付ノ擔保トシテ徵スル株式ハ全額ヲ拂込ミタルモノニ限ル

第四十條　擔保トシテ徵シタル貨物ハ組合ノ倉庫ニ之ヲ保管スヘシ但シ特別ノ事情アル場合ハ組合ニ於テ之ニ火災保險ヲ附シ確實ナル第三者ヲシテ保管セシムルコトヲ得

第四十一條　擔保トシテ徵シタル有價證券拂戻ニ付期間ノ定アル預金證書又ハ定期積金證書ハ組合ニテ保管シ且之ヲ以テ第三債務者其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ヘキ法定ノ手續ヲ爲スヘシ

第四十二條　不動產ノ擔保トシテ徵スル場合ノ抵當權設定ハ長期貸付ニ付テハ特別ノ事情アル場合ヲ除クノ外根抵當ノ方法ニ依ルコトヲ得ス有價證券拂戻ニ付期限ノ定アル預金證書又ハ定期積金證書

ヲ擔保トシテ徵スル場合ニ付亦同シ

第四十三條　組合ハ印鑑證明規則ニ依リ證明ヲ受ケタル組合員ノ印鑑ヲ備ヘ貸付ノ都度借主ノ印章ト照合スヘシ

第四十四條　貸付金ノ利子ハ貸付ノ日ヨリ償還ノ日迄日割ニ依リ之ヲ計算スヘシ手形ノ割引料ニ付亦同シ

短期貸付及定期償還貸付ノ利子ハ數回ニ分割シテ之ヲ徵スヘシ

第四十五條　貸付金及其ノ利子ニ對スル遲延利息ハ貸付金ノ利子歩合ニ其ノ十分ノ三ヲ加ヘタル割合ヲ超ユルコトヲ得ス

第四十六條　組合員ハ償還期限前ト雖貸付金ノ全部又ハ一部ヲ償還スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ償還スル場合ニ於テハ組合ハ手數料ヲ請求スルコトヲ得ス但シ低利ニ借替ヲ爲ス爲償還セラルルモノニ限リ其ノ償還金額ノ百分ノ一以內ノ手數料ヲ請求スルコトヲ得

第四十七條　年賦償還貸付及月賦償還貸付ノ賦拂金ヲ拂込期日前ニ受クル場合ニハ拂込期日迄ノ期間ニ應シ利子ノ割引ヲ爲スヘシ

第三章　預金及定期積金

第四十八條　組合ノ受入ルル預金ハ定期預金當座預金貯蓄銀行令第一條第一項第三號ニ該當スル預金(貯蓄預金貯蓄銀行令第一條第一項第一號及第二號ニ該當スル預金)トシ定期積金ハ貯蓄銀行令第一條第一項第四號ニ該當スル受入金トス

第四十九條　組合員ニ非サル者ノ預金ニシテ其ノ拂戻ニ付期限ヲ定ムルモノノ契約期間ハ五年ヲ超ユルコトヲ得ス定期積金ノ契約期間ニ付亦同シ

第五十條　組合員ニ非サル者ノ當座預金ハ公共團體又ハ產業組合ニ限リ之ヲ取扱フコトヲ得

第五十一條　組合員ニ非サル者ノ預金及定期積金ノ受拂ハ組合員ノ預金及定期積金ト區別シタル帳簿ニ依リ之ヲ整理スヘシ

第五十二條　定期預金ハ金額二十圓以上期間三月以上ノモノニ限ル

第五十三條　當座預金、据置預金及複利ノ方法ニ依ラサル貯蓄預金ノ利子ハ每月ノ最低殘高ニ對シ之ヲ附スヘシ

複利ノ方法ニ依ル貯蓄預金ノ利子ハ月ノ初日ヨリ十五日迄十六日ヨリ末日迄ヲ各一期間トシ每期間ニ於ケル最低殘高ニ對シ之ヲ附スヘシ

當座預金及貯蓄預金ノ利子ヲ附スヘキ最低額及單位ハ定款又ハ評議員會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第五十四條　當座預金及貯蓄預金ノ利子ハ每年二月及八月ニ之ヲ計算シ複利ノ方法ニ依ル貯蓄預金ノ利子ハ每年二月及八月ニ之ヲ元加スヘシ

据置預金ノ利子及定期積金ノ給付補塡金ハ每年二月及八月ニ複利ノ方法ニ依リ之ヲ計算シ別勘定ニ繰入レ其ノ支拂又ハ給付ニ備フヘシ

第五十五條　貯蓄預金ノ受拂ハ通帳ニ依リ之ヲ爲スヘシ

組合カ据置預金又ハ定期積金ノ集金ヲ爲ス場合ハ其ノ集金方法ヲ一定シ之ヲ据置預金又ハ定期預金ニ關スル證書ノ約款ニ記載スヘシ中途解約ノ場合ニ於ケル利子ノ支拂ニ付亦同シ

當座預金ハ每年二回以上其ノ預金者ニ就キ殘高ヲ照合スヘシ据置預金及定期積金ニ付亦同シ

第四章　倉庫保管

第五十六條　左ニ揭クル貨物ハ寄託ヲ受クルコトヲ得

一、滅失、毀損、腐敗又ハ變色シ易キモノ
二、他ノ貨物ニ損害ヲ及ホス虞アルモノ
三、危險ノ虞アルモノ

第五十七條　左ノ貨物ハ寄託者ノ同意アリタル場合ニ限リ種類及品位ノ同一ナルモノハ之ヲ混合保管スルコトヲ得

一、穀物
二、醬
三、繰綿
四、麻
五、呉

混合保管ノ場合ニ於テハ倉荷證券ニ其ノ旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第五十八條　保管貨物ニ對シテハ組合ニ於テ火災保險ヲ付スヘシ但シ擔保トシテ徵シタルモノニ非サルモノニシテ特約ニ依リ寄託者ニ於テ之ニ火災保險ヲ付スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五章　聯合會

第五十九條　左ノ場合ニ於テハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クヘシ

一、業務、給與、服務、身元保證及懲戒ニ關スル諸規則ヲ制定シ又ハ變更セントスルトキ
二、業務用土地建物ヲ取得若ハ賣却シ又ハ業務用建物ヲ新築、改築、增築若ハ移築セントスルトキ
三、國債證券、地方債證券其ノ他ノ有價證券ヲ買入レ又ハ賣却セントスルトキ
四、預金及貸付金ノ利子歩合ヲ定メ又ハ變更セントスルトキ
五、法定準備金以外ノ積立金ヲ損失ノ補塡以外ノ用途ニ使用セントスルトキ
六、財產目錄ニ揭記シタル財產ノ價額ヲ增加セントスルトキ
七、金融組合令第九十三條ノ二第二項ノ法人ヲ加入セシメントスルトキ

前項第一號ノ諸規則ニシテ朝鮮總督ノ定ムル準則ニ依リ制定又ハ變更スルモノハ認可ヲ受クルコトヲ要セス

前項ノ規定ニ依リ諸規則ヲ制定又ハ變更シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ朝鮮總督ニ屆出ツヘシ

第六十條　道知事ハ聯合會ヲシテ其ノ業務及財產ノ狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

第六十一條　理事長及理事ノ給料及手當ハ朝鮮總督之ヲ指定ス

監事ハ定款ノ規定又ハ總會ノ決議ニ依ルニ非サレハ報酬ヲ受クルコトヲ得ス

第六十二條　貸付金ノ期間ハ五年ヲ超ユルコトヲ得ス但シ所屬組合ノ長期貸付ニ要スル資金及金融組合令第九十三條ノ二第二項ノ法人ノ事業執行上必要ナル設備ニ要スル資金ハ二十年內ノ年賦償還ノ方法ニ依リ貸付ヲ爲スコトヲ得

前項但書ノ方法ニ依ル貸付ニ要スル資金ハ朝鮮殖產銀行ヨリノ借入金ノ外出資拂込金、法定準備金其ノ他ノ積立金及定期預金ノ三分ノ二以內ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第六十三條　期間一年內ノ貸付ハ手形ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得

當座預金貸越ノ方法ニ依ル貸付金ノ契約期間ハ二年ヲ超ユルコトヲ得ス

第六十四條　貸付ノ金額及期間ハ資產ノ狀態及資金ノ用途ヲ斟酌シテ之ヲ決定スヘシ

貸付ヲ爲ス場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ保證人ヲ立テシムヘシ

第六十五條　預リ金ノ種類ハ定期預金及當座預金トス

第六十六條　定期預金ハ金額五百圓以上期間三月以上ノモノニ限ル

第六十七條　聯合會ハ預金ノ拂戻準備金トシテ預金總額ノ十分ノ二以上ヲ備ヘ置クヘシ

前項ノ拂戻準備金ハ現金、國債證券、地方債證券其ノ他金融組合令第九條ノ規定ニ依リ朝鮮總督ノ認可シタル有價證券ニテ之ヲ保有シ又ハ朝鮮殖產銀行ニ預入ルヘシ

聯合會ハ第一項ノ拂戻準備金ヵ預金總額ノ十分ノ二ニ滿タサルニ至リタルトキハ之ヲ補塡スル迄ハ新規ノ貸付ヲ爲スコトヲ得ス

第六十八條　聯合會ハ常ニ所屬ノ組合及法人ノ資金ノ運轉其ノ他業務ノ經營ニ留意シ之ヵ指導ヲ怠ヘカラス

第六十九條　聯合會ハ毎年少クトモ一回所屬ノ組合又ハ法人ニ就キ業務ノ調査指導ヲ爲スヘシ

前項ノ調査指導ヲ爲シタルトキハ一月內ニ其ノ要領ヲ朝鮮總督ニ屆出ツヘシ

第七十條　所屬ノ組合又ハ法人カ法令若ハ定款ニ違反シ其ノ他監督官廳ノ命令又ハ處分ヲ必要トスル場合ニ於テハ聯合會ハ其ノ事由ヲ朝鮮總督及道知事ニ具申スヘシ

第七十一條　聯合會ハ第三號樣式ニ依リ每月實際報告表ヲ作成シ翌月五日迄ニ朝鮮總督ニ提出スヘシ

第七十二條　財產目錄、貸借對照表、事業報告書及剩餘金處分案ハ第四號樣式ニ依リ作成スヘシ

第七十三條　聯合會カ協議會又ハ講習會ヲ開催セントスルトキハ豫メ其ノ旨ヲ朝鮮總督ニ屆出ツヘシ

第七十四條　第四條乃至第六條、第九條、第十條、第十四條、第十七條乃至第十九條、第二十一條、第二十二條、第二十四條第一項、第二十五條乃至第二十八條、第四十四條、第四十七條、第五十三條、第五十四條、第一項第五十五條第三項ノ規定ハ聯合會ニ之ヲ準用ス但シ第四條第二項、第九條、第十條第一項、第三項、第十四條及第十八條中道知事トアルハ朝鮮總督トス

附　則（昭和四年四月三十日府令第三八號）

本令ハ金融組合令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ施行前ニ爲シタル契約ニシテ第三十條第二項、第三十一條、第三十五條第一項、第三十八條、第三十九條第二項、第四十條、第四十二條、第四十九條、第五十三條及第六十六條ノ規定ニ適合セサルモノニ付テハ其ノ契約ノ完了スル迄仍ホ舊令ニ依リ其ノ契約ニ關スル業務ヲ繼續スルコトヲ得但シ拂戻期限ノ定ナキ預金ニ付舊令第四十條ノ規定ニ依リ利子計算ヲ爲スハ本令施行後二月ニ限ル

三　金融組合定款案

第一章　總　則

第一條　本組合ハ何金融組合ト稱ス

第二條　本組合ハ組合員ノ金融ヲ緩和シ其ノ經濟ノ發達ニ必要ナル資金ヲ貸付スルコト

一、組合員ニ對シ其ノ經濟ノ發達ニ必要ナル資金ヲ貸付スルコト

二、組合員ノ爲ニ預金又ハ定期積金ヲ受入ルルコト

三、組合員ノ爲ニ其ノ貨物ヲ倉庫ニ保管シ又ハ之ニ對シ倉荷證券ヲ發行スルコト

四、公共團體又ハ產業組合ヨリ預金ヲ受入ルルコト

五、前號ニ揭ク者ヲ除ク外組合員ニ非サル者ヨリ定期積金又ハ左ノ預金ヲ受入ルルコト

イ、据置預金

ロ、貯蓄預金

ハ、据置貯金、貯蓄預金又ハ定期積金ニ依リ貯蓄セラレタル金額ノ定期預金

六、他ノ金融組合若ハ銀行ノ業務ヲ代理シ又ハ銀行ノ業務ノ媒介ヲ爲スコト

七、供託又ハ地方金融ノ調節ニ關シ朝鮮總督ノ命令アリタル業務ヲ爲スコト

第三條　本組合ノ區域ハ何道何府ノ內何町洞里郡何面及何面ノ內何洞里トス

第四條　本組合ノ事務所ハ之ヲ何道何府郡何面ニ置ク

第五條　組合員ハ本組合ノ區域內ニ住所ヲ有シ獨立ノ生計ヲ營ム者ニ限ル

第六條　本組合ノ公告ハ何道報及組合事務所ニ於ケル揭示場ニ之ヲ爲スモノトス

第七條　本組合ノ財產ニ對スル組合員ノ持分ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ定ム

一、拂込出資金ニ對シテハ拂込出資額ニ應シ算定ス

二、法定準備金及特別積立金ニ對シテハ拂込出資額ニ應シ事業年度每ニ算定加算ス

三、其ノ他ノ財產ニ對シテハ拂込出資額ニ應シ算定ス

四、損失アリ其ノ未タ補塡ヲ爲ササル前持分ヲ拂戾ストキハ特別積立金ニ對スル持分ニ按分シテ控除シ其ノ特別積立金ヲ以テ足ラサルトキハ法定準備金ニ對スル持分ニ按分シテ控除シ算定ス

本組合ニ損失アリタルトキハ之ヲ補塡シタル財產ノ科目ニ對スル持分ニ按分シテ持分ヲ控除ス第十五條但書ノ規定ニ依リ法定準備金又ハ特別積立金ヲ損失ノ補塡以外ニ處分シタル場合亦同シ

本組合財產カ拂込出資額ヨリ減少シタルトキハ拂込出資額ニ應シ持分ヲ算定ス

政府ヨリ基本金トシテ下附セラレタル資金ハ之ヲ組合ノ債務ト看做ス

第二章　出資及積立金

第八條　出資一口ノ金額ハ何圓トス

第九條　出資第一回ノ拂込金額ハ一口ニ付何圓トス

第十條　出資第二回以後ノ拂込ノ金額、期間及方法ハ配當スヘキ剩餘金ヲ以テ拂込ニ充ツル場合ノ外評議員會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム

第十一條　組合員其ノ出資ノ拂込ヲ怠リタルトキハ拂込期間滿了後一日ニ付其ノ拂込ムヘキ金額ノ五百分ノ一ニ當ル過怠金ヲ徵ス

第十二條　組合員ハ何時ニテモ百口ヲ超エサル範圍ニ於テ出資口數ヲ增加スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ增加ノ申込ト同時ニ增加口數ニ對スル第一回ノ拂込ヲ爲スコトヲ要ス

第十三條　本組合ハ每事業年度出資總額並ニ預金及定期積金總額ノ合計額ニ達スル迄剩餘金ノ四分ノ一以上ヲ法定準備金トシテ積立ツルモノトス

前項ノ法定準備金ノ外剩餘金ヨリ特別積立金ヲ積立ツルコトヲ得

第十四條　寄附ヲ受ケタル財產、第十一條ノ過怠金及脫退シタル組合員ニ對シ持分ノ拂戾ヲ爲ササリシ金額ハ之ヲ法定準備金ニ組入ルルコトヲ要ス

第十五條　法定準備金及特別積立金ハ損失ノ補塡ニ充ツルモノトス但シ監督官廳ノ認可ヲ受ケ之ヲ他ノ使途ニ處分スルコトヲ得

第十六條　法定準備金又ハ特別積立金ヲ處分セントスルトキハ總代會ノ決議ヲ經ルモノトス

第三章　機關

第十七條　本組合ニ組合長一人、理事一人、監事三人及評議員何人ヲ置ク

組合長、監事及評議員ハ名譽職トス

理事ニハ朝鮮總督ノ指定シタル給料及手當ヲ支給ス

第十八條　組合長ハ理事ト共同シテ本組合ヲ代表ス但シ常務ニ付テハ理事單獨ニ本組合ヲ代表スルコ

トヲ得

組合長又ハ理事ニ對シテ爲シタル意思表示ハ組合ニ對シテ其ノ効力ヲ生ス

組合長ハ別段ノ定ヲ爲ス場合ヲ除クノ外總代會及評議員會ノ議長ト爲ル

組合長事故アルトキハ理事之ヲ代理シ缺員ノ場合ハ其ノ職務ヲ行フ

第十九條　組合長ノ任期ハ三年トシ監事及評議員ノ任期ハ二年トス但シ任期中ノ最終ノ決算期ニ關スル定時總代會ノ終結前任期滿了シタルトキハ其ノ終結迄任期ヲ伸長ス

組合長監事及評議員ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス

第二十條　辭任其ノ他ノ事由ニ因リ監事又ハ評議員ニ缺員ヲ生シタルトキハ現任者法定ノ最少人員ニ不足スル場合ニ限リ臨時總代會ヲ開キ補缺選擧ヲ行フモノトス

補缺選擧ニ依リ就任シタル監事及評議員ハ其ノ前任者ノ殘任期間在任ス

第二十一條　評議員會ハ必要ニ應シ組合長之ヲ招集シ法令及本定款ニ定メタル事項ヲ議決ス

評議員會ハ評議員ノ半數以上出席スルニ非サレハ之ヲ開クコトヲ得ス但シ除名ノ決議ヲ爲サントスルトキハ三分ノ二以上出席スルコトヲ要ス

議事ハ出席シタル評議員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第二十二條　左ノ事項ハ評議員會ノ決議ヲ經ヘシ

一、業務、給與、職務、身元保證、懲戒及總代ノ選擧ニ關スル諸規則ノ制定又ハ變更

二、訴ノ提起

三、業務用土地建物ノ取得、處分又ハ借入

四、業務用建物ノ新築、改築、移築又ハ增築

五、國債證券、地方債證券其ノ他ノ有價證券ノ買入又ハ賣却

六、業務時間ノ變更

七、賣金ノ借入

八、經費豫算

九、預金及貸付金ノ利子歩合、定期積金ノ複利計算ニ依ル利廻竝ニ貸付金ノ遲延利息ノ歩合

十、當座預金及貯蓄預金ノ利子ヲ附スヘキ最低額及單位

十一、組合員信用程度ノ決定

十二、貨物ノ保管料ノ割合

十三、缺損ニ歸スヘキ債權ノ整理又ハ債務辨濟ノ爲引受ケタル物件ノ處分

十四、財產目錄ニ揭記シタル財產ノ價格ノ變更

十五、理事其ノ他職員ノ退職又ハ死亡後ニ於ケル身元保證金又ハ身元引受證書ノ還付

十六、其ノ他組合長及理事ニ於テ必要ト認ムル事項

前項第一號、第八號、第十二號及第十四號乃至第十六號ノ事項ニ付テハ會議ヲ開カス書面ヲ以テ評議員ノ意見ヲ徵シ其ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ決議ニ代フルコトヲ得但シ第八號ノ事項ニ付テハ費目ノ金額ヲ流用スル場合ニ限ル

第二十三條　評議員會ノ議長ハ組合長トノ關係ニ付決議ヲ爲ス場合ニ於テハ理事之ニ當ル

議長ハ評議員會ノ決議錄ヲ作リ開會ノ日時及場所、會議ノ顚末、評議員ノ現任者總數竝ニ出席者ノ員數ヲ記載スヘシ

決議錄ニハ出席者記名捺印スルコトヲ要ス

第二十四條　本組合ハ總代會ヲ設ク

第二十五條　總代ハ別表ニ定ムル區域毎ニ組合員之ヲ互選ス

前項ニ依リ選出スヘキ總代ノ員數ハ組合員何十人迄ニ付一人トシ何十人ヲ加フル毎ニ一人ヲ加フ

組合員ニ增減アリタル場合ニ於テモ現在總代ノ任期滿了スルニ至ル迄ハ其ノ員數ハ之ヲ變更セス

第二十六條　總代ノ選擧ハ組合長及理事ノ指名シタル組合員之ヲ管理シ組合員中ヨリ管理者ノ指名シタル二人以上ノ立會人ノ立會ヲ以テ組合ノ定ムル方法ニ依リ之ヲ行フ

管理者ハ總代選擧ノ狀況ヲ記錄シ之ヲ組合長及理事ニ提出スヘシ

第二十七條　總代ノ任期ハ二年トス

總代ハ任期滿了後ト雖後任者ノ就任スル迄仍ホ其ノ職務ヲ行フモノトス

辭任其ノ他ノ事由ニ因リ總代ニ缺員ヲ生シタルトキハ遲滯ナク補缺選擧ヲ行フモノトス

補缺選擧ニ依リ就任シタル總代ハ前任者ノ殘任期間在任ス

第二十八條　定時總代會ハ毎年四月之ヲ開ク

臨時總代會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

一、組合長ニ於テ必要アリト認メタルトキ

二、總代又ハ組合員カ總代又ハ組合員ノ總數ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得會議ノ目的及招集ノ理由ヲ記錄シタル書面ヲ提出シテ招集ヲ請求シタルトキ

第二十九條　總代會ノ招集ハ少クトモ十日前ニ其ノ會議ノ目的事項ヲ示シタル書面ヲ以テ各總代ニ通知ヲ發スルコトヲ要ス

前項ノ通知書ニハ招集者ノ職氏名ヲ記載スヘシ

第三十條　總代會ノ決議ハ總代總數ノ三分ノ一以上出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

組合長及監事ノ選任定款ノ變更ノ決議ハ總代總數ノ半數以上出席シ其ノ議決權ハ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

總代會ニ於テハ前條ノ規定ニ依リ通知ヲ爲シタル事項ニ付テノミ決議ヲ爲スモノトス

第三十一條　總代會ノ議長ハ組合長トノ關係ニ付決議ヲ爲ス場合ニ於テハ理事之ニ當ル

監事ノ招集シタル總代會ノ議長ハ總代會ヲ招集シタル監事之ニ當ル其ノ多數ナル場合ニ於テハ其ノ互選ニ依ル

第三十二條　議長ハ總代會ノ決議錄ヲ作リ開會ノ日時及場所會議ノ顚末總代ノ總數竝ニ出席者ノ員數ヲ記載シ且之ニ出席者名簿ヲ添附スルコトヲ要ス

決議錄ニハ議長及議長ノ指名シタル總代二人以上之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

第三十三條　解散合併及組合區域變更ノ決議ヲ爲サントスルトキハ總會ヲ招集スルコトヲ要ス

前項ノ決議ハ組合員ノ半數以上出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

組合員ハ代理人ヲ以テ決議權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席ト看做ス但シ代理人ハ組合員又ハ同居ノ戶主若ハ家族ナルコトヲ要ス

組合員ハ十人以上ヲ代理シテ議決權ヲ行フコトヲ得ス

代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ本組合ニ差出スヘシ

總代會ニ關スル規定ハ總會ニ之ヲ準用ス

第四章　業務ノ執行

第三十四條　本組合ノ事業年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第三十五條　組合長及理事ハ毎事業年度ノ終ニ於テ評議員ノ意見ヲ徴シ翌年度ニ於ケル資金ノ運轉其ノ他業務上ノ計畫ヲ定ムヘシ

第三十六條　一組合員ニ對スル貸付金ノ總額ノ最高限度ハ何圓トス（無擔保貸付但シ不動產動產有價證券又ハ定期預金据置預金若ハ定期積金ノ證書ヲ擔保トスル場合ニ於テハ總額何圓迄ト爲スコトヲ得

（擔保貸付）

擔保貸付ノ擔保トシテ徵スル有價證券ハ國債證券地方債證券社債道知事ノ認可ヲ受タル株券倉庫證券又ハ貨物引換證ニ限ル

第三十七條　貸付金ノ期間ハ一年以内トス但シ災害其ノ他特別ノ事由アルトキハ利子ノ支拂ヲ怠ラサル者ニ限リ其ノ期間ヲ更新スルコトヲ得（短期貸付）

第三十八條　無擔保貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ確實ナル保證人ヲ立テシムルモノトス但シ本組合カ表彰シタル模範組合員ニ對シ貸付ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三十九條　擔保貸付ノ金額ハ鑑定價額ノ十分ノ八以内トス

第四十條　不動產ヲ擔保トシテ徵スル場合ニ於ケル抵當權設定ハ第一順位ナルコトヲ要ス但シ本組合ヨリ借入ルル新債ヲ以テ其ノ舊債ヲ償還スル効果ニ依リ第一順位ト爲ルコトヲ得ヘキトキハ此ノ限ニ在ラス

第四十一條　貸付ノ擔保トシテ徵スル建物又工場ハ火災保險ヲ付シタルモノニ限ル

長期貸付ノ擔保トシテ徵スル株式ハ全額ヲ拂込ミタルモノニ限ル

第四十二條　貸付金ノ利子ハ貸付ノ日ヨリ償還ノ日迄日割ニ依リ之ヲ計算ス

第四十三條　組合員ハ償還期限前ト雖貸付金ノ全部又ハ一部ヲ償還スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ償還スル場合ニ於テハ手數料ヲ徵セス但シ低利ニ借替ヲ爲ス爲償還セラルルモノトナルトキハ其ノ償還金額ノ百分ノ一ノ手數料ヲ徵ス

年賦償還貸付及月賦賣還貸付ノ賦拂金ヲ拂込期日前ニ受ケル場合ニハ拂込期日迄ノ期間ニ應シ利子ノ割引ヲ爲ス

第四十四條　本組合ハ定期預金當座預金据置預金貯蓄預金及定期積金ヲ受入ルルモノトス

第四十五條　組合員ニ非サル者ノ定期預金及据置預金ノ契約期間ハ五年以内トス定期積金ノ契約期間ニ付立亦同シ

組合員ニ非サル者ノ當座預金ハ公共團體及產業組合ニ限リ之ヲ取扱フモノトス

第四十六條　定期預金ハ金額二十圓以上期間三月以上ノモノニ限ル

第四十七條　當座預金据置預金及複利ノ方法ニ依ラサル貯蓄預金ノ利子ハ毎日ノ最低殘高ニ對シ之ヲ附ス

複利ノ方法ニ依ル貯蓄預金ノ利子ハ月ノ初日ヨリ十五日迄及十六日ヨリ末日迄ヲ各一期間トシ毎期間ニ於ケル最低殘高ニ對シ之ヲ附ス

第四十八條　當座預金及貯蓄預金ノ利子ハ毎年二月及八月ニ之ヲ計算シ複利ノ方法ニ依ル貯蓄預金ノ利子ハ翌月一日之ヲ元加ス

第四十九條　寄託ヲ受ケタル貨物ノ保管期間ハ六月以内ニ於テ之ヲ定ム但シ其ノ期間ハ之ヲ更新スルコトアルヘシ

第五十條　左ノ貨物ハ寄託者ノ承諾ヲ得テ種類及品位ノ同一ナルモノヲ混合保管スルコトアルヘシ

一、穀物
二、酒
三、繰綿
四、繭
五、呉

混合保管シタル場合ハ倉荷證券ニ其ノ旨ヲ記載スヘシ

第五十一條　受寄物ニ對シテハ月ノ初日ヨリ十五日迄及十六日ヨリ末日迄ヲ各一期トシ出庫ノ際保管料ヲ受取人ヨリ徴ス但シ入庫及出庫シタル期ハ日數ニ拘ラス各之ヲ一期トス

第五十二條　保管貨物ニ對シテハ組合ニ於テ火災保險ヲ付ス但シ特約ニ依リ寄託者ニ於テ受寄物ニ火災保險ニ付スル場合ハ此ノ限リニ在ラス

第五章　剰餘金及缺損補塡

第五十三條　組合長及理事ハ毎事業年度ノ終ニ於テ諸勘定ヲ決算スヘシ

前項ノ決算ニ終リタルトキハ財產目錄、貸借對照表、事業報告書及剰餘金處分案又ハ損失金補塡方法案ヲ作成スヘシ

第五十四條　毎事業年度ニ於ケル貸付金利息、手數料其ノ他諸益金ヨリ事務費其ノ他ノ諸費用及諸損ヲ引去リタル殘額ニ前年度繰越金ヲ加減シタルモノヲ剰餘金トス

第五十五條　前條ノ剰餘金ヨリ法定準備金ニ積立ツヘキ金額ヲ控除シタル殘額ハ之ヲ配當金特別積立金又ハ繰越金トシテ處分スルモノトス

第五十六條　剰餘金ノ配當ハ拂込出資額ニ應シ其ノ率ハ年七分以内トス

第五十七條　損失ノ補塡ハ先ツ特別積立金ヲ以テシ次ニ法定準備金ヲ以テス

第六章　加入及脫退

第五十八條　本組合ニ加入ノ申込アリタルトキハ評議員會ノ議決ニ附シ其ノ諾否ヲ決ス

加入申込ノ承諾ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ申込人ニ通知シ出資第一回ノ拂込ヲ爲サシメタル後組合員名簿ニ記載スルコトヲ要ス

第五十九條　組合員其ノ持分ヲ讓渡セントスルトキハ組合ノ承諾ヲ受クルコトヲ要ス

持分ノ讓受人組合員ニ非サルトキハ評議員會ノ議決ニ附シ其ノ諾否ヲ決ス

第六十條　死亡ニ因リ脫退シタル組合員ノ相續人ニシテ被相續人ノ持分ヲ承繼セントスルトキハ遲滯ナク加入ノ申込ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ申込アリタルトキハ評議員會ノ議決ニ附シ其ノ相續加入ノ諾否ヲ決ス

第六十一條　組合ニ於テ前二條ノ規定ニ依ル申込ノ承諾ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ申込人ニ通知シ其ノ持分ノ讓受又ハ承繼終リタル後組合員名簿ニ記載スルコトヲ要ス

第六十二條　組合員ハ事業年度ノ終ニ於テ脫退ヲ爲スコトヲ得但シ三月前ニ其ノ旨ヲ組合ニ豫告スルコトヲ要ス

第六十三條　組合員左ノ事由ノ一ニ當ルトキハ之ヲ除名ス

一、出資ノ拂込其ノ他組合ニ對スル債務ノ支拂ヲ怠リ組合員タルニ適セスト認メタルトキ

二、組合ノ事業ヲ妨クルノ所爲アリタルトキ

三、犯罪其ノ他ノ所爲ニ依リ信用ヲ失ヒタルトキ

第六十四條　脫退シタル組合員ニハ請求ニ依リ其ノ脫退シタル事業年度ノ終ニ於ケル組合財產ニ基キ第七條ニ定ムル特分ノ拂戻ヲ爲スモノトス但シ法定準備金ニ對スル持分ニ付テハ此ノ限ニ在ラス除名ニ因ル脫退者ノ持分ノ拂戻ハ其ノ拂込出資額ニ止ムルモノトス

持分ノ拂戻ハ事業年度經過後ニ非サレハ之ヲ請求スルコトヲ得ス

第六十五條　脫退シタル組合員ノ持分計算ヲ爲スニ當リ組合ノ財產ヲ以テ其ノ債務ヲ完濟スルニ足ラサルトキハ脫退シタル組合員ハ拂込未濟出資額ニ應シ拂込未濟出資額ヲ限度トシテ其ノ負擔ニ歸スヘキ額ヲ拂込ムコトヲ要ス

第七章　解散

第六十六條　本組合解散ノ場合ニ於テ組合ノ債務ヲ完濟シ殘餘ノ財產アルトキハ第七條ニ定ムル持分ニ應シ之ヲ組合員ニ分配ス

附則

本組合設立當初ノ組合長及監事左ノ如シ

組合長　何某

監事　何某

監事　何某

監事　何某

別表

代選擧區域

第一區（何町 洞里 何面何洞里）

第二區　同

第何區　同

備考

一、本案第二條第三號ノ業務ヲ爲ササル組合ニ在リテハ同號第二十二條第一項第十二號第二項中「第十二號及第四十九條乃至第五十二條ヲ削ルコト

二、朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ手形ノ割引ヲ爲ス組合ニ在リテハ

イ、本案第二條第一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フルコト

二　組合員ニ對シ前號ノ資金ノ爲手形ノ割引ヲ爲スコト

ロ、本案第二十二條第一項第九號ヲ左ノ如ク改ムルコト

九　預金及貸付金ノ利子歩合、定期積金ノ復利計算ニ依ル利廻貸付金ノ遲延利息ノ歩合竝ニ手形ノ割引歩合

ハ、本案第三十六條第一項中「貸付金」ヲ「貸付金及手形割引」ニ改ムルコト

ニ、本案第三十七條中「一年」ヲ「六月」ニ改ムルコト

ホ、本案第三十八條ヲ左ノ如ク改ムルコト

無擔保貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ確實ナル保證人又ハ手形上ノ從タル債務者ヲ立テシムルモノト

ス但シ本組合カ確實ト認ムル手形上ノ債務者アル手形ノ割引ヲ爲シ又ハ本組合ガ表彰シタル模範組合員ニ對シ貸付又ハ手形割引ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラス

ヘ、本案第三十七條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フルコト

第三十八條貸付ハ手形ニ依リ之ヲ爲スコトアルベシ但シ短期貸付ニ限ル當座預金ノ取引アル組合員ニ對シテ爲ス貸越契約ノ期間ハ六月以内ニ於テ之ヲ定ムルモノトス但シ其ノ契約期間ハ之ヲ更新スルコトアルヘシ

ト、本案第四十二條ヲ左ノ如ク改ムルコト

貸付金ノ利子ハ貸付ノ日ヨリ償還ノ日迄日割ニ依リ之ヲ計算ス手形ノ割引料ニ付亦同シ

チ、朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ從タル事務所ヲ設クル組合ニ在リテハ

イ、本案第四條ヲ左ノ如ク改ムルコト但シ從タル事務所ノ所在地主タル事務所ノ所在地ト同一ナル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四條本組合ハ主タル事務所ヲ何道何府郡何面ニ置ク

ロ、本案第十七條中「理事一人」ヲ「理事一人副理事何人」ニ「理事」ヲ「理事及副理事」ニ改ムルコト

ハ、本案第十八條ニ左ノ一項ヲ加フルコト

副理事ハ組合長及理事ヲ補佐シ從タル事務所ニ於テ理事ノ職務ヲ代理ス

四、隣接ノ金融組合ノ區域ノ一部又ハ全部カ其ノ區域ニ屬スル組合ニ在リテハ左ノ一條ヲ本案第五條ノ次ニ加フルコト

第六條本組合ノ組合員ハ他ノ金融組合ニ加入スルコトヲ得ス

五、咸府ヨリ基本金ヲ下付セラレサル組合ニ在リテハ第七條第四項ヲ削ルコト

六、本案第二十五條第二項ノ組合員數ハ二十人ヨリ四十人迄ノ間ニ於テ之ヲ定ムルコト

七、總代會ヲ設ケサル組合ニ在リテハ本案第十六條乃至第十八條中「總代會」ヲ「總會」ニ「第二十二條中懲戒及總代ノ選舉ヲ」及「懲戒」ニ「第二十四條乃至第三十三條ヲ左ノ如ク改メ別表ヲ削ルコト

第二十四條定時總會ハ每年四月之ヲ開ク臨時總會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

一、組合長ニ於テ必要アリト認メタルトキ

二、組合員カ總組合員五分ノ一以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目的及招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ招集ヲ請求シタルトキ

第二十五條總會ノ招集ハ少クトモ十日前ニ其ノ會議ノ目的事項ヲ示シタル書面ヲ以テ各組合員ニ通知ヲ發スルコトヲ要ス

前項ノ通知書ニハ招集者ノ職氏名ヲ記載スヘシ

第二十六條總會ニ於テハ前條ノ規定ニ依リ通知ヲ爲シタル事項ニ付テノミ決議ヲ爲スモノトス

第二十七條總會ノ決議ハ總組合員ノ三分ノ一以上出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

組合長及監事ノ選任、定款ノ變更、解散及合併ノ決議ハ總組合員ノ半數以上出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

第二十八條組合員ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席ト看做ス但シ代理人ハ組合員又ハ同居ノ戶主若ハ家族ナルコトヲ要ス

組合員ハ十人以上ヲ代理シテ議決權ヲ行フコトヲ得ス

代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ本組合ニ差出スヘシ

第二十九條總會ノ議長ハ組合長トノ關係ニ付決議ヲ爲ス場合ニ於テハ理事之ニ當ル

監事ノ招集シタル總會ノ議長ハ總會ヲ招集シタル監事之ニ當ル其ノ多數ナル場合ニ於テハ其ノ互選ニ依ル

第三十條　議長ハ總會ノ決議錄ヲ作リ開會ノ日時及場所、會議ノ顚末、組合員ノ總數並ニ出席者ノ員數ヲ記載シ且之ニ出席者名簿ヲ添付スルコトヲ要ス

決議錄ニハ議長及議長ノ指名シタル組合員二人以上之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

八、既設ノ組合ニ在リテハ本案附則ヲ省キ缺損補塡準備金及特別準備金ヲ有スル組合ハ之ニ代ヘテ左ノ二項ノ附則ヲ設クルコト但シ特別準備金ヲ有セサル組合ハ第一項及第二項中「及特別積立金」ヲ削ルコト

本定款改正ノ際現ニ存スル特別準備金ハ之ヲ特別積立金ト看做ス

組合員ノ本定款改正ノ際ニ於ケル持分ハ法定準備金及特別積立金ニ對シテハ第七條ノ規定ニ拘ラス拂込出資ノ年累計額ニ應シ之ヲ算定スルモノトス

九、第一號、第二號、第四號又ハ第七號ニ基ク本案條文ノ增減ハ條數又ハ號數ノ順次繰上又ハ次順繰下ニ依リ之ヲ整理シ之カ爲條數ニ變更ヲ生シタル條項ヲ引用セル他ノ條文又ハ附則ニ付テハ當該引用條項ノ條數ヲ改ムルコト

四　金融組合聯合會定款案

第一章　總則

第一條　本會ハ何道金融組合聯合會ト稱ス

第二條　本會ハ左ノ業務ヲ行フヲ以テ目的トス

一、會員ニ必要ナル資金ヲ貸付スルコト

二、會員ヨリ預金ヲ受入ルルコト

三、會員ニ對シ業務上ノ指導ヲ爲スコト

四、會員相互ノ聯絡及業務上ノ便宜ヲ圖ルコト

五、貯蓄銀行ヨリ預金ヲ受入ルルコト

第三條　本會ノ區域ハ何道一圓トス

第四條　本會ノ事務所ハ之ヲ何道何府郡何面ニ置ク

第五條　會員ハ金融組合及朝鮮總督ノ指定シタル產業ニ關スル法人ニシテ本會ノ區域內ニ主タル事務所ヲ有スルモノニ限ル

第六條　本會ノ公告ハ何道報及本會事務所ニ於ケル揭示場ニ之ヲ爲スモノトス

第七條　本會ノ財產ニ對スル會員ノ持分ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ定ム

一、拂込出資金ニ對シテハ拂込出資額ニ應シ算定ス

二、法定準備金及特別積立金ニ對シテハ拂込出資額ニ應シ事業年度每ニ算定加算ス

三、其ノ他ノ財產ニ對シテハ拂込出資額ニ應シ算定ス

四、損失アリ其ノ未タ補塡ヲ爲ササル前持分ヲ拂戾ストキハ特別積立金ニ對スル持分ニ按分シテ控除シ其ノ特別積立金ヲ以テ足ラサルトキハ法定準備金ニ對スル持分ニ按分シテ控除シ算定ス

本會ニ損失アリタルトキハ之ヲ補塡シタル財產ノ科目ニ對スル持分ニ按分シテ持分ヲ控除ス第十四條但書ノ規定ニ依リ法定準備金又ハ特別積立金ヲ損失ノ補塡以外ニ處分シタル場合亦同シ

本會財產カ拂込出資額ヨリ減少シタルトキハ拂込出資額ニ應シ持分ヲ算定ス

第二章　出資及積立金

第八條　出資一口ノ金額ハ五百圓トス

第九條　出資第一回ノ拂込金額ハ一口ニ付百圓トス

第二回以後ノ拂込ハ配當スヘキ剩餘金ヲ以テ拂込ニ充ツルモノノ外第一回ノ拂込ヲ爲シタル翌年度ヨリ出資一口ニ付每年度五月末日迄ニ百圓宛拂込ムモノトス

第十條　會員其ノ出資ノ拂込ヲ怠リタルトキハ期日後一日ニ付其ノ拂込ムヘキ金額ノ二百分ノ一ニ當ル過怠金ヲ徵ス

第十一條　會員ハ何時ニテモ百口ヲ超エサル範圍ニ於テ出資口數ヲ增加スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ增加ノ申込ト同時ニ增加口數ニ對スル第一回ノ拂込ヲ爲スコトヲ要ス

第十二條　本會ハ每事業年度出資總額及預金總額ノ合計額ニ達スル迄剩餘金ノ四分ノ一以上ヲ法定準備金トシテ積立ツルモノトス

前項ノ法定準備金ノ外剩餘金ヨリ特別積立金ヲ積立ツルコトヲ得

第十三條　寄附ヲ受ケタル財產第十條ノ過怠金及脫退シタル會員ニ對シ持分ノ拂戻ヲ爲ササリシ金額ハ之ヲ法定準備金ニ組入ルルコトヲ要ス

第十四條　法定準備金及特別積立金ハ損失ノ補塡ニ充ツルモノトス但シ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ之ヲ他ノ使途ニ處分スルコトヲ得

第十五條　法定準備金又ハ特別積立金ヲ處分セントスルトキハ總會ノ決議ヲ經ルモノトス

第三章　機關

第十六條　本會ニ理事長一人、理事何人及監事三人ヲ置ク

理事長及理事ニハ朝鮮總督ノ指定シタル給料及手當ヲ支給ス

監事ハ名譽職トス

第十七條　理事長ハ本會ヲ代表シ本會ノ事務ヲ執行ス

理事ハ理事長ヲ補佐ス

理事長事故アルトキハ理事長ノ指定シタル理事之ヲ代理シ缺員ノ場合ハ上席理事其ノ職務ヲ行フ

第十八條　監事ノ任期ハ二年トス但シ任期中ノ最終ノ決算期ニ關スル定時總會ノ終結前任期滿了シタルトキハ其ノ終結迄任期ヲ伸長ス

監事ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス

第十九條　辭任其ノ他ノ事由ニ因リ監事ニ缺員ヲ生シタルトキハ現任者法定ノ最少人員ニ不足スル場合ニ限リ臨時總會ヲ開キ補缺選擧ヲ行フモノトス

補缺選擧ニ依リ就任シタル監事ハ其ノ前任者ノ殘任期間在任ス

第二十條　定時總會ハ每年五月之ヲ開ク

臨時總會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

一、理事長ニ於テ必要アリト認メタルトキ

二、會員カ總會員五分ノ一以上ノ同意ヲ得會議ノ目的及招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ招集ヲ請求シタルトキ

第二十一條　總會ノ招集ハ少クトモ十日前ニ其ノ會議ノ目的事項ヲ示シタル書面ヲ以テ各會員ニ通知ヲ發スルコトヲ要ス

第五章　現行金融組合關係諸法規

前項ノ通知書ニハ招集者ノ職氏名ヲ記載スヘシ

第二十二條　會員ハ本會ノ總會ニ出席スル爲其ノ代表者中ヨリ出席者一名ヲ定メ豫メ本會ニ屆出ツルコトヲ要ス之ヲ變更シタル場合亦同シ

第二十三條　總會ノ議長ハ理事長トノ關係ニ付決議ヲ爲ス場合ニ於テハ上席理事之ニ當ル監事ノ招集シタル總會ノ議長ハ總會ヲ招集シタル監事之ニ當ル其ノ多數ナル場合ニ於テハ其ノ互選ニ依ル

第二十四條　總會ノ決議ハ總會員ノ三分ノ一以上出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス監事ノ選任定款ノ變更及解散ノ決議ハ會員ノ半數以上出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

第二十五條　議長ハ總會ノ決議錄ヲ作リ開會ノ日時及場所會議ノ順末會員ノ總數並ニ出席者ノ員數ヲ記載シ且之ニ出席者名簿ヲ添附スルコトヲ要ス

決議錄ニハ議長及議長ノ指名シタル出席者二人以上之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

第二十六條　給與服務身元保證及懲戒ニ關スル諸規則ハ總會ノ決議ヲ經テ之ヲ定ムルモノトス

第四章　業務ノ執行

第二十七條　本會ノ事業年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十八條　理事長ハ毎事業年度ニ於ケル資金ノ運轉其ノ他業務上ノ計畫及經費豫算ヲ定ムヘシ

第二十九條　貸付金ノ期間ハ五年以内トス但シ金融組合ノ長期貸付ニ要スル資金及朝鮮總督ノ指定シタル產業ニ關スル法人ノ事業執行上必要ナル設備ニ要スル資金ハ二十年以内ノ年賦償還ノ方法ニ依リ貸付ヲ爲スコトヲ得

第三十條　期間一年以内ノ貸付ハ手形ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得

當座預金ノ取引アル會員ニ對シテハ期間二年以内ノ貸越契約ニ依リ貸付ヲ爲スコトヲ得

第三十一條　貸付ヲ爲ス場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ保證人ヲ立テシムルモノトス

第三十二條　貸付金ノ利子ハ貸付ノ日ヨリ償還ノ日迄日割ニ依リ之ヲ計算スルモノトス

第三十三條　會員ハ償還期限前ト雖貸付金ノ全部又ハ一部ヲ償還スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ償還スル場合ニ於テハ手數料ヲ徵スルモノトス但シ低利ニ借替ヲ爲ス爲償還セラルルモノナルトキハ其ノ償還金額ノ百分ノ一ノ手數料ヲ徵スルモノトス

第三十四條　預金ノ種類ハ定期預金及當座預金トス

第三十五條　定期預金ハ金額五百圓以上期間三月以上ノモノニ限ル

第三十六條　當座預金ノ利子ハ毎日ノ最少殘高ニ對シ之ヲ附シ毎年二月及八月ニ之ヲ計算スルモノトス

當座預金ノ殘高二百圓未滿ナルトキハ利子ヲ附セス殘高二百圓以上ノ場合其ノ百圓未滿ノ端數額ニ付亦同シ

第三十七條　會員ハ毎事業年度ノ初ニ於テ事業計畫及經費豫算ヲ本會ニ提出スヘシ

經費豫算ヲ變更シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ本會ニ報告スヘシ

第三十八條　會員ハ毎月業務ノ狀況報告書ヲ翌月十日迄ニ本會ニ提出スヘシ

第三十九條　會員ハ其ノ定款又ハ役員ノ氏名住所ニ變更アリタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ本會ニ通知スヘシ

第四十條　前三條ニ規定スルモノノ外本會ハ會員ヲシテ其ノ業務ノ指導上必要ナル書類ヲ提出セシム

ルコトヲ得

第四十一條　理事長又ハ理事ハ少クトモ毎年一回會員ニ就キ業務ノ調査指導ヲ爲スヘシ

第四十二條　會員ハ其ノ業務經營ニ關スル事項ニ付本會ニ質疑ヲ爲シ其ノ他指導ヲ求ムルコトヲ得

第四十三條　本會ハ會員ノ業務ニ關スル事項ニ付講習會、講話會又ハ協議會ヲ開クコトアルヘシ

第四十四條　本會ハ會員ノ業務經營ニ關スル事項ノ調査、必要ナル物品ノ購入ノ斡旋其ノ他業務上ノ便宜ヲ圖ルコトアルヘシ

第四十五條　業務執行ニ關スル細則ハ理事長之ヲ定ムルモノトス

第五章　利餘金及缺損補塡

第四十六條　理事長ハ毎事業年度ノ終ニ於テ諸勘定ヲ決算スヘシ

前項ノ決算ヲ終リタルトキハ財產目錄、貸借對照表、事業報告書及剩餘金處分案ヲ作成スヘシ

第四十七條　毎事業年度ニ於ケル貸付金利息其ノ他諸益金ヨリ事務費其ノ他ノ諸費用及諸損ヲ引去リタル殘額ニ前年度繰越金ヲ加減シタルモノヲ剩餘金トス

第四十八條　前條ノ剩餘金ヨリ法定準備金ニ積立ツヘキ金額ヲ控除シタル殘額ハ之ヲ配當金、特別積立金又ハ繰越金ト爲シ處分スルモノトス

第四十九條　剩餘金ノ配當ハ拂込出資額ニ應シ其ノ率ハ年七分以內トス

第五十條　損失ノ補塡ハ先ツ特別積立金ヲ以テシ次ニ法定準備金ヲ以テス

第六章　加入及脫退

第五十一條　本會ニ加入セントスルトキハ申込書ニ左ノ書類ヲ添附シ差出スコトヲ要ス

一、定款ノ謄本

二、最近ニ作成シタル貸借對照表

三、總會又ハ總代會ノ決議錄ノ謄本

四、設立許可ノ年月日及役員ノ氏名住所ヲ記載シタル書面

總會ノ決議ニ依リ加入ノ申込ヲ承諾シタルトキハ理事長ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ申込者ニ通知シ出資第一回ノ拂込ヲ爲サシムヘシ

第五十二條　會員其ノ持分ヲ讓渡セントスルトキハ本會ノ承諾ヲ受クルコトヲ要ス

持分ノ讓受人會員ニ非サルトキハ總會ノ決議ニ依リ其ノ讓受加入ノ諾否ヲ決ス

第五十三條　會員ハ事業年度ノ終ニ於テ脫退スルコトヲ得但シ三月前ニ其ノ旨ヲ本會ニ豫告スルコトヲ要ス

第五十四條　脫退シタル會員ニハ請求ニ依リ其ノ脫退シタル事業年度ノ終ニ於ケル本會財產ニ基キ第七條ニ定ムル持分ノ拂戻ヲ爲スモノトス但シ法定準備金ニ對スル持分ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

除名ニ因ル脫退ノ場合ニ於ケル持分ノ拂戻ハ其ノ拂込出資額ニ止ムルモノトス

持分ノ拂戻ハ事業年度經過後ニ非サレハ之ヲ請求スルコトヲ得ス

第五十五條　脫退シタル會員ノ持分計算ヲ爲スニ當リ本會ノ財產ヲ以テ其ノ債務ヲ完濟スルニ足ラサルトキハ脫退シタル會員ハ拂込未濟出資額ニ應シ拂込未濟出資額ヲ限度トシテ其ノ負擔ニ歸スヘキ額ヲ拂込ムコトヲ要ス

第七章　解散

第五十六條　本會解散ノ場合ニ於テ債務ヲ完濟シ殘餘ノ財產アルトキハ第七條ニ定ムル持分ニ應シ之ヲ會員ニ分配ス

第四章　現行金融組合關係諸法規

附　則

本定款改正ノ際現ニ存スル特別準備金ハ之ヲ特別積立金ト看做ス

會員ノ本定款改正ノ際ニ於ケル持分ハ法定準備金及特別積立金ニ對シテハ第七條ノ規定ニ拘ラス拂込出資ノ年累計額ニ應シ之ヲ算定スルモノトス

備考

特別準備金ヲ有セサル聯合會ハ附則ノ第一項及第二項中「及特別積立金」ヲ削ルコト

第六編　金融組合及同聯合會關係の法人團體

第一章　朝鮮金融組合協會

全鮮金融組合運動の中央的機關たる朝鮮金融組合協會は朝鮮經濟協會を解散して更生したもので昭和三年十月十三日を以て法定の成立を遂げた。尤も其の間幾多の變遷を經て今日に到つた譯であつて、地方金融組合理事倶樂部の設置より地方金融組合會の創立となり、再轉して朝鮮經濟協會の設置となり三轉して現今の金融組合協會の新生を見るに至つたのである。今順を追ふてその變遷の經路を辿つて見よう。

地方金融組合理事倶樂部

朝鮮經濟協會の前身は、地方金融組合會であつて、其の目的とする處地方金融組合に關係あるものを以て組織し、知識の交換品性の向上を圖るにあつたのであるが、抑是れが濫觴は遠く隆熙二三年の交に在る。當時義兵隊解散の後であつて、暴徒の猖獗甚だしく各地に勤務せる地方金融組合理事の身上は、實に風前の燈火であつたが、幸にして危難を免れたものゝ風土病等にて倒れたるも

のもあり何等かの方法を以て組合職員の共濟の道を講ずる必要があつたのみならず、組合員の指導訓練を爲すべき組合理事者の爲めに人の儀表たるべき人格の陶冶と、僻地に在る新進有爲の人物の時勢に後れしめざらんが爲めに修養機關がなくてはならず、且つ理事者の將來の生活に對する保證的方法を設け度いと云ふ輿論があつて、當局に於ては相當計劃する所があつたのであるが何分にも當時の組合の實力は極めて微々として、此の種の機關を設置するには餘りに貧弱であつたが爲めに、實現の域に至らずして止むだ。其の後久しからずして當局は益々理事者の身上を顧慮するの必要上、隆熙三年(明治四十二年)八月理監發第九六四號を以て、財務監督局長宛地方金融組合理事倶樂部設立に關する件」として左の如く通牒する處があつた。

光武十一年五月以來政府ハ地方金融組合ニ對シ或ハ資本ノ補助ニ或ハ業務指導監督ニ幾多ノ經營ヲ爲シ來タリ候得共固ヨリ右ハ創立日尙淺キノ時止ムコトヲ得サルニ出タル次第ニ有之且保護監督ノ實績ナルモノハ當ニ是ヲ與フルモノノ注意指導ニノミ之ヲ俟ツヘキモノニ非ラスシテ是ヲ受クルモノニ於テモ亦自ラ修メ自ラ勵ム所ナカル可ラサルハ當然ノ事ニ有之候想フニ地方金融組合ノ數ハ今ヤ將ニ百箇所ニ達セントシ其ノ古キハ旣ニ幾多ノ經驗ヲ重ネ其ノ新シキハ旣設組合ノ範ニ做ヒ相共ニ孜々業務ノ發展ニ盡瘁シタルノ結果其ノ實績漸ク見ルヘキモノ有之政府所期ノ目的ヲ貫徹シ得ンコト蓋シ遠キニ有之間數從テ組合ノ本質ニ鑑ミ地方的特殊ノ事情ニ融和シ獨立自營地方ノ產業ニ資センカ爲メニ組合相互ノ聯絡ヲ謀リ採長補短以テ組合自治ノ基礎ヲ定メシムヘキ機運今ヤ漸ク熟シタル哉ニ被存候又譯ツテ組合所在地ノ現況ヲ見ルニ多クハ僻陬ノ地研究候業ノ機關ナク生活ノ單調ヲ破リ趣味ノ向上ヲ謀ルヘキ設備ナク從ツテ斯ル地ニ職ヲ奉スルモノ或ハ知識ノ練磨ト品性ノ修養ヲ忽ニスルカ如キコトナキヲ保シ難ク延テハ間接直接ニ組合業務ノ發展ヲ阻害スルノ虞モ有之候ニ就テハ此ノ際組合自治自營ノ基礎ヲ作リ併テ後段諸陳ノ弊害ヲ豫防セントスルノ主旨ヲ以テ左ニ地方金融組合理事倶樂部設置ノ要項ヲ指示致候條貴官ハ是ニ依リ九月中ニ該倶樂部規則ヲ制定シ本部ノ承認ヲ經タル上他ノ規則ト共ニ速ニ其ノ規則實行ニ著手相成候樣致度此段及通達候也

地方金融組合理事倶樂部設置要項

一、倶樂部ハ何々財務監督局管內地方金融組合理事倶樂部ト稱スルコト

二、事務所ハ財務監督局所在地ニ在ル地方金融組合內ニ之ヲ置クコト但シ財務監督局所在地ニ金融組合ヲ在ラサル時ハ財務監督局內ニ之ヲ置クコト

三、管內地方金融組合理事全部ヲ以テ會員トスルコト但シ財務監督局長ニ於テ必要ト認メタル地方金融組合役員、技手及設立委員ヲ加入セシムルコトヲ得

四、前項但書ニ定メタル資格ヲ有スルモノノ加入又ハ脫退ニ付テハ其ノ都度會長之ヲ本部へ報告スルコト

五、役員ヲ會長、評議員及幹事ノ三種トシ財務監督局長ヲ以テ會長トシ財務監督局事務官ヲ以テ評議員トシ事務所ノ設置アル地方金融組合理事ヲ以テ幹事トス

主事ノ一人ヲ以テ幹事トス

六、前項但書ニ依ル幹事ノ選任ハ財務監督局長事ヲ行フコト

七、役員ノ職務及權限ハ本要項ニ牴觸セサル限リ倶樂部規則ノ定ムル所ニ依ル

八、倶樂部ニ於テハ有要ナル書籍及專門又ハ娯樂用雜誌ヲ購入シ順次役員及會員ノ回覽ニ付スルコト但シ回覽ニ關スル規則ハ役員會ノ決議ニ依リ會長之ヲ定ム

九、書籍又ハ雜誌ノ購入ハ役員又ハ會員ノ申込ニ依リ會長之ヲ決スルコト

十、回覽ニ付シタル書籍又ハ雜誌ハ事務所ニ於テ之ヲ保管スルコト但シ保管ニ關スル規則ハ第二項但書ニ準ス

十一、役員又ハ會員ハ回覽ニ付シタル書籍又ハ雜誌ヲ更ニ借覽スルコトヲ得ルコト但シ借覽ニ關スル規則ハ前項但書ニ同シ

十二、組合事務ニ關シ相互ニ狀況ヲ知悉スルニ便ナラシムル爲メ會員間ニ輪番通信(Cyclical Correspondence)ヲ爲スコト但シ輪番通信ニ關スル規則ハ以下二項ノ規定ニ依ルノ外第六項但書ニ準ス

十三、輪番通信ニハ一定ノ樣式ヲ備ヘタル用箋ヲ用ヒ且ツ該用箋カ會員ヲ一週シタル後ハ事務所ニ於テ之ヲ保管スルコト

十四、輪番通信ノ第一回ノ通信ハ少クトモ毎月一回之ヲ發スルコト

十五、組合事務又ハ其ノ他ノ事項ニ關シ會員相互ノ研究ニ附スル爲メ本部又ハ會長ハ題目ヲ提出シテ會員ニ解答ヲ命スルコト但シ本部ノ提出ハ會長ヲ經由ス

十六、役員又ハ會員ハ會長ニ對シ前項題目ノ提出ヲ請求スルコトヲ得ルコト

十七、會員ノ研究ニ附シタル事項ニ對スル各自ノ解答ハ會長ニ於テ之ヲ取纏メ本部及會員ヘ報告スルト同時ニ一部ハ事務所ニ於テ之ヲ保管スルコト

十八、經費ハ會員ノ負擔トスルコト但シ役員ハ此ノ限ニ在ラス

十九、會員ハ毎月金一圓ヲ會費トシテ納付スルコト但シ技手ハ半額トスルコトヲ得

二十、會費ノ納付及返還ニ關スル事項ハ本要項ニ牴觸セサル限リ倶樂部規則ヲ以テ定ムルコト

二十一、書籍及雜誌ノ回覽、輪番通信、研究ニ附シタル事項ニ對スル解答及會費ノ納付ニ要スル郵便料ハ當該會員ノ在勤スル地方金融組合ヨリ之ヲ支出セシムルコト但シ借覽ニ要スル費用ハ此ノ限ニ在ラス

二十二、前項以外ニ於テ定時又ハ臨時ニ要スル費用ハ本部ノ承認ヲ經タル時ハ財務管督局長ハ地方金融組合ヲシテ是ヲ支出セシムルコトヲ得ルコト

二十三、倶樂部ノ收支計算ハ幹事之ヲ司ルコト

二十四、收支計算ハ會長ノ承認ヲ經タル上毎月之ヲ會員ヘ報告スルコト

二十五、倶樂部規則ヲ變更セントスルトキハ會長ハ豫メ本部ノ承認ヲ經ルコト

二十六、前項以外ノ規則又ハ細則ヲ定メ又ハ變更シタルトキハ直ニ之ヲ本部ヘ報告スルコト

此の理事倶樂部は巡回週報を發行して、組合所在地の經濟狀況と各組合の實況を、相互に通信し併せて、理事の知識を擴むる事を目的としたのにあつたが、財務監督局管內(後に各道に)個々に分立したる結果局面の變化に乏しく、內容も亦類似の事のみ多くして、期待した程の效果を得すして、大正三年に至つた。

地方金融組合會

然るに同年金融組合令は發布せられ、組合の面目は愈々一新した。於此是非共中央に金融組合關係の會を組織せしめむとする叫びが高潮されて、大正三年八月、地方金融組合會なるものが呱呱

の聲を京城に擧げたのである。この會は組合共同の機關にして、廣く會員に門戶を開放し極めて庶民的に會則の如きも頗る簡單に制定せられ、九月雜誌「地方金融組合會」一號が創刊された、因に同會の會則を揭げて過去の追憶に資し度い。

地方金融組
合會々則

第一條　本會ハ地方金融組合ニ關係アルモノヲ以テ組織シ知識ノ交換品性ノ向上ヲ圖ルヲ目的トス

第二條　本會ヲ名ツケテ地方金融組合ト稱ス

第三條　本會ハ金融經濟產業其ノ他組合ノ
二、甲種會員
地方金融組合役員
地方金融組合ニ關係アル官廳所屬官吏竝銀行會社員
三、乙種會員

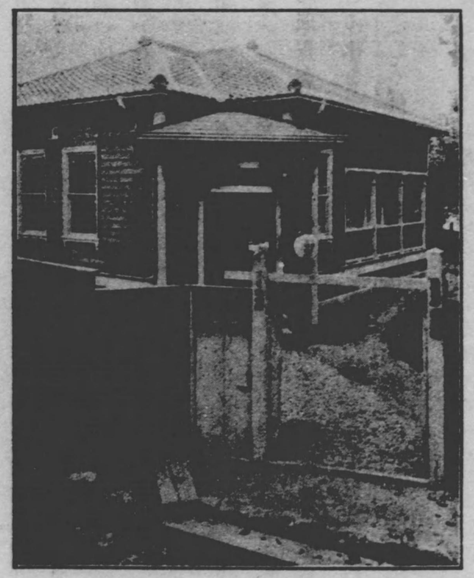

地方金融組合會事務所

經營ニ關スル內外ノ施設ヲ調査シ之ヲ報道スル爲月刊雜誌ヲ會員ニ頒ツ

第四條　本會ノ會員ヲ左ノ三種トス
一、特別會員
地方金融組合ニ關係在ル官廳所屬高等官竝銀行會社本支店支配人其他之ニ準スヘキ者

地方金融組合事務員

第五條　會員ハ每月左ノ會費ヲ納ムルモノトス
一、特別會員　金五拾錢
二、甲種會員　金參拾錢
三、乙種會員　金貳拾錢

第六條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク
一、幹部二人
二、地方幹事拾參人

第七條　幹事ハ度支部高等官及京畿道財務部長ヲ以テ之ニ充テ本會ノ事務ヲ掌理ス

第八條　地方委員ハ各道財務部長ヲ以テ之ニ充テ所轄道內ニ於ケル本會ノ事務ヲ擔當ス

第九條　本會ニ事務員若干名ヲ置キ雜誌編輯其ノ他ノ常務ヲ處理セシム

地方金融組合會處務要項

第一雜誌ニ關スル件
一、雜誌ハ每月十五日發行スルコト
二、原稿ハ每月末日迄ニ締切ルコト
地方委員ハ原稿ヲ蒐集シ前項期日迄ニ之ヲ事務所ニ送付スルコト
三、雜誌ハ事務所ヨリ直接會員ニ送付スルコト

第二經理事務
一、本會ノ收支ハ總テ朝鮮商業銀行ヲシテ取扱ハシムルコト

二、組合納付金及會費ハ振替貯金ニ依リ取扱銀行ニ拂込ムコト
三、組合納付金ノ拂込期日及拂込ノ方法ハ幹事之ヲ指定スルコト
　會費ハ毎月末日迄ニ其ノ月分ヲ一時ニ拂込ムコト但シ數月分ヲ拂込ムコトヲ得
四、組合納付金及會員ノ納入ニ對シテハ一々領收書ヲ發送セス雜誌ニ之ヲ揭載スルコト
五、支出ハ支拂傳票ニ基キ取扱銀行ヲシテ支拂ハシムルコト
　傳票ニハ幹事及主席事務員之ニ捺印スルコト
六、取扱銀行ハ毎月末經費支拂明細書及納入金明細書ヲ事務所ニ報告スルコト
　前項ノ報告書ハ之ヲ地方委員ニ送付シ承認ヲ求ムルコト
第三、幹事及地方委員ノ補助員設置ノ件
（省略ス）

如斯會則の下に主として、雜誌の發行を事業として、その名稱も地方金融組合會と稱し、記事の內容を見るも金融組合の業務を主として滿載してあつて、眞に金融組合の機關雜誌であると云ふことが頷かれたのであつた。就中同會幹事にして理財課長たりし藤原正文氏、理財課屬寺島德實氏同星慶藏氏の組合經營に關する種々の指導的文獻は、單に組合當事者に多大の利益を與へたのみならず、當時の靑年理事者を鼓舞激勵する所尠くなかつた。

雜誌「地方金融組合會」

朝鮮經濟協會

地方金融組合會は會誌號を重ぬるに從ひ前述の如く益內容の充實を來すに至つたが、大正八年五月同會は組織の變更となり、會名も亦朝鮮經濟協會となり雜誌「金融と經濟」が發行せらるゝに及んで內容が一變した。今此の間の消息を「金融と經濟」初號より抜書すると。

『回顧すれば金融組合會が始めて組織せられ機關雜誌として「金融組合會」を發行することゝなり、其の創刊號を發行したのは、實に大正三年九月にして、爾來五個星霜を經過し雜誌の號を重ぬること六卷四號に及んだ。此の間金融組合の制度は幾多の變遷を經て、去秋の改正に次いで金融組合聯合會の創設を見、組織と統制とに一大刷新が施されて其の任務も亦重且つ大を加へた。然るに之れと前後して殖產銀行の設立せらるゝや。同行と金融組合との關係は一層の緊密を加ふることゝなつた、加之一般金融及財務等各般に亙る進展は、相互連繫並進に資する機關を設くるの必要を痛感せしめ

雜誌「金融と經濟」

爰に朝鮮銀行、東洋拓殖會社京城支店、朝鮮殖產銀行等の贊助を得て、金融組合會の組織を變更し會名を朝鮮經濟協會と改め、廣く金融及財政に關する調査研究を爲す爲め、此等の業務に關係あるものを以て組織し、其の發行雜誌を「金融と經濟」と改題することに決定し、本月を以て改題創刊號を出すの運びとなつたのは本會の自祝禁せざる所である。

曉近朝鮮の經濟界、殊に產業の發達貿易の段賑は、頗る著しきものあり、之れを併合前に比すれば方に倍蓰の進境を示してゐる。蓋し是れ併合以來官民一致協力して殖產興業に力を竭した結果である。併し遠き將來を顧慮せば是れとて僅かに發達の一歩を踏み出したまでゞ一大發展を遂ぐるには、これから更らに努力長驅するの覺悟が必要である。此の時に際し會員の熱誠に俟ち、朝鮮經濟上世益を進むるを得ば獨り本會ばかりでなく、寔に邦家の爲めに慶賀すべきである。』

經濟協會は如此宣言の下に、成立し金融組合と新設の金融組合聯合會竝に朝鮮殖產銀行との連繫の爲めに、將又東洋拓殖株式會社及朝鮮銀行等の業務研究に資せむが爲めに、廣く金融及財政に關する調査研究を爲す機關となつた譯である。從つて其の雜誌「金融と經濟」が多少從來と面目を異にして來たと云ふことも蓋し當然の事であらう。

顧つて金融組合會が創立せられた大正三年の金融組合の狀態を顧ると、組合數が二百二十七貸出金二百十四萬七千圓、預り金六萬八千圓と云ふ計數を示すに過ぎず、從つて同會の事業としては僅かに機關雜誌を發行するのみで、他に何等の事業も到底爲し得られなかつたのである。然しながら日に息むことなき時代の進運に副ふべき金融組合の機關として、何等かの展開を講じなければならぬことになつて來た。殊に大正七年の組合令の改正の如きは、是れを促す理由の一たるを失はぬ。さりとて大正八年にはその主たる村落組合の漸く組合數三百六十貸出金千八百三十九萬圓、預り金四百六十二萬六千圓に達した位であつて、廣く會員の增加も不可能にして醵出金の如きも多額を望み得なかつたが、朝鮮經濟協會の創設によつて規模の擴張を促し、相互に目的の貫徹に便益を加ふることゝなつた。

今左に朝鮮經濟協會の會則を掲記せむ

朝鮮經濟協會々則

第一條　本會ハ朝鮮經濟協會ト稱シ朝鮮ノ金融及財政ニ關係アルモノヲ以テ組織ス

第二條　本會ハ廣ク金融及財政ニ關係スル事項ヲ調査研究スルヲ以テ目的トス

第三條　本會ノ事業左ノ如シ

一、金融及財政ニ關スル事項ヲ調査研究スルコト

二、每月雜誌ヲ發刊シ會員ニ頒ツコト

三、金融及財政ニ關スル研究會又ハ講演會ヲ開催スルコト

四、其ノ他會員ノ智識ノ交換ニ必要ナル事項ヲ施設スルコト

第四條　本會ハ京城ニ本部ヲ置キ各道ニ支部ヲ置ク

第五條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

理事　四名

評議員　若干名

委員　若干名

支部ニ左ノ役員ヲ置ク

支部長　一名
委員　若干名

第六條　理事ハ會務ヲ處理ス
評議員ハ主要ノ會務ヲ評議ス
委員ハ理事ヲ補佐シ會務ヲ分擔ス
第七條　本會ノ事務ヲ處理セシムル爲ノ主幹以下事務員若干名ヲ置ク
第八條　會員ハ毎月左ノ會費ヲ納ムルモノトス
特別會員　五拾錢
通常會員　貳拾錢
第九條　本會ノ會計年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス
第十條　本會ノ處務及會計ノ報告ハ本會雜誌ヲ以テ發表ス

以上の會則を制定して、大に金融組合の調査研究を爲す筈であつたが、其の間一回の講演會の如きも開催せられたることなく、單に雜誌が刊行せらるゝに過ぎず、且つ雜誌の内容も昔日の面影なく、何となく金融組合側より見ると物足らぬ感じのするのみか、金融組合と同會との關係は甚だ薄弱となつた感がある樣に見受けられた、結局、有力銀行會社の援助によりて經費が稍潤澤となつたと云ふ事と、金融組合以外の多數の會員を有するに至つたと云ふ事の外には案外に何等得る所がなかつた樣である。然るに其の後金融組合及同聯合會の進展は著しく、此の大勢は遂に純然たる金融組合の機關の更生を望むものを生じ、また大正十一年十二月朝鮮財務協會の新設に依つて「稅務通信」の發行となり、朝鮮殖産銀行は「會心」等の發行ありて、夫々其の方面の研究機關が起され、爲め

に脫退する者尠からず、組合關係以外の會員數當初千五百人の多數であつた者が、大正十三年には三百六十人に減じてしまつた。尙ほ經濟協會に於ては、昭和元年の二月より金融組合並に其の聯合會の所要物品の共同調辨を行ひ、また大正五年以來地方金融組合建物損害補塡積立金規約なるものを引續きて金融組合建物災害共濟會規約として更新して之れが事務を續行し、ひたすら會勢の挽回策を講じたのである。また大正十五年一月以來月刊彙文新聞「金融組合」を發行し全鮮の金融組合員に分頒し金融組合精神の普及に盡すところがあつた。

今經濟協會の昭和二年度末現在に於ける資產營業の狀態及其の他各般の業務の現狀を揭記すれば左の如くである。

朝鮮經濟協會決算

財產目錄　（昭和三年三月三十一日現在）

資產

種類	摘要	金額
預ケ金	當座預金	三四、一〇六、〇六
定期預金		四四四、七九
貯金		二、八七、三
共同購入關係預金		一四三、〇〇
振替貸	九口	三七、七四、八六
現金		約四八、八四
總計		六、三一〇、〇八、三

貸借対照表

（昭和三年三月三十一日現在）

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	一、二四五、六七〇	資本金	一〇、〇〇〇、〇〇
当座預金	四、三二一、〇〇〇	積立金	一、〇〇〇、〇〇
受取手形	二、五〇〇、〇〇〇	当期利益金	一、一三五、六七〇
売掛金	三、四五六、七八九		
有価証券	一、〇〇〇、〇〇〇		
商品	一、二三四、五六七		
貸付金	五〇〇、〇〇〇		
建物	三、〇〇〇、〇〇〇		
什器備品	四五〇、〇〇〇		
合計	二〇、一三五、六七〇	合計	二〇、一三五、六七〇

損益計算書

（自昭和三年四月一日至昭和三年三月三十一日）

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
給料手当	一、二〇〇、〇〇〇	受取利息	三五、〇〇〇
通信費	一八〇、五四〇	受取配当金	一二〇、〇〇〇
旅費交通費	三二〇、四五〇	雑収入	四五、〇〇〇
減価償却費	一五〇、〇〇〇		
賃借料	二四〇、〇〇〇		
雑費	九五、〇〇〇		
当期利益金	一、一三五、六七〇		
合計	三、二〇〇、二六〇	合計	三、二〇〇、二六〇

利益金処分案

（昭和三年三月三十一日）

科目	金額
当期利益金	一、一三五、六七〇
前期繰越利益金	一〇、三二四、五一一
合計	一一、四六〇、一八一
利益処分額	
配当金	一、〇〇〇、〇〇〇
役員賞与金	一〇〇、〇〇〇
次期繰越利益金	一〇、三六〇、一八一

貸借対照表

（昭和三年三月三十一日現在）

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	一、二四五、六七〇	資本金	一〇、〇〇〇、〇〇
当座預金	四、三二一、〇〇〇	積立金	一、〇〇〇、〇〇
受取手形	二、五〇〇、〇〇〇	当期利益金	一、一三五、六七〇
売掛金	三、四五六、七八九		
有価証券	一、〇〇〇、〇〇〇		
商品	一、二三四、五六七		
貸付金	五〇〇、〇〇〇		
建物	三、〇〇〇、〇〇〇		
什器備品	四五〇、〇〇〇		
合計	二〇、一三五、六七〇	合計	二〇、一三五、六七〇

損益計算書

（自昭和三年四月一日至昭和三年三月三十一日）

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
給料手当	一、二〇〇、〇〇〇	受取利息	三五、〇〇〇
通信費	一八〇、五四〇	受取配当金	一二〇、〇〇〇
旅費交通費	三二〇、四五〇	雑収入	四五、〇〇〇
減価償却費	一五〇、〇〇〇		
賃借料	二四〇、〇〇〇		
雑費	九五、〇〇〇		
当期利益金	一、一三五、六七〇		
合計	三、二〇〇、二六〇	合計	三、二〇〇、二六〇

利益金処分案

（昭和三年三月三十一日）

科目	金額
当期利益金	一、一三五、六七〇
前期繰越利益金	一〇、三二四、五一一
合計	一一、四六〇、一八一
利益処分額	
配当金	一、〇〇〇、〇〇〇
役員賞与金	一〇〇、〇〇〇
次期繰越利益金	一〇、三六〇、一八一

金融組合火災共済会決算

財産目録

（昭和三年三月三十一日現在）

借方		貸方	
種類	金額	種類	金額
所属預金		定期預金	五、〇〇〇、〇〇
特別預金		不二農業株式会社預金	三、〇〇〇、〇〇
貯金			
有価証券			
什器備品			
建物			
合計		合計	

貸借対照表

借方		貸方	
種類	金額	種類	金額
当期利益金	一、一三五、六七〇	一口国庫未済ノ分	
前期繰越利益金	一〇、三二四、五一一		
合計	一一、四六〇、一八一	合計	一一、四六〇、一八一

損益計算書

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
給料及手当	一、二〇〇、〇〇〇	受取利息	三五、〇〇〇
通信費	一八〇、五四〇	受取配当金	一二〇、〇〇〇
旅費交通費	三二〇、四五〇	雑収入	四五、〇〇〇
減価償却費	一五〇、〇〇〇		
賃借料	二四〇、〇〇〇		
雑費	九五、〇〇〇		
当期利益金	一、一三五、六七〇		
合計	三、二〇〇、二六〇	合計	三、二〇〇、二六〇

利益金処分案

科目	金額
当期利益金	一、一三五、六七〇
前期繰越利益金	一〇、三二四、五一一
合計	一一、四六〇、一八一
利益処分額	
配当金	一、〇〇〇、〇〇〇
役員賞与金	一〇〇、〇〇〇
次期繰越利益金	一〇、三六〇、一八一

批金計算

利			益		損		失	
科目			金額		科目		金額	
積立金			一〇、〇〇〇、〇〇		株式配當金		一、〇〇〇、〇〇	
繰越金			一一、二六〇、〇一		定期積金利息		一一、二六〇、〇一	
繰越金			三、五六〇、三一					
合計			一一〇、四〇五、一一		合計		一一〇、四〇五、一一	

各種事業現在表

區別	組合數	共濟會契約		「金融と經濟」會員數			金融組合	共同販賣		
		加入濟	未加入	元年	二年	三年	職員總數	取引件數	金額	
京畿	三五	三三	二	四五	四五	四五	一、〇〇五	一、二三一	△	二一〇、四一一、〇〇〇
忠北	二六	二五	一	三四	三四	三四	一、〇四七	四〇六	△	一〇一、三八一、〇四〇
忠南	四四	四三	一	四六	四六	四六	一、〇四〇	一、〇四六	△	一八一、〇四六、〇〇〇
全北	四六	四五	一	四六	四六	四六	一、〇四〇	一、〇四六	△	一八一、〇四六、〇〇〇
全南	五二	五一	一	四九	五〇	五一	一、〇四〇	一、〇四六	△	一八一、〇四六、〇〇〇
南北	三五	三五	一	四九	五一	五一	一、〇四〇	一、〇四六	△	一八一、〇四六、〇〇〇
農會	三	三		四九	五一	五一	一、〇四〇	一、〇四六	△	一八一、〇四六、〇〇〇

朝鮮金融組合協會

如斯經濟協會の事務は、決して退嬰的ではない、寧ろ進展の域にあるものと言ふことが出來るけれども金融組合の爲めの精進は、愈々金融組合獨自の機關としての運命を形造る根源となることは明かなりとこゝうで亦それが當然の歸結であつて亦それが當然の歸結である時は、其の基礎書目の論にあらず、進展又進展大正十三年度末現在

昭和三年五月現在、組合數五百拾、組合員數三十七萬五千、預金額三千七百七十萬三千人、預り金六千六百七十四萬圓、貸出金額五千八百二十五萬圓よりの組合數五百七十五組合、組合員數五十萬三千人、預り金六千六百七十四萬圓、貸出

金額八千八百六十四萬圓に達し預金については銀行總預金額の二億一千萬圓の約三分の一貸出高に於ては銀行總貸出高三億六千七百萬圓の約四分の一を占むるの盛況を示し、聯合會勘定は二年度末現在に於て會員數六百八、出資金拂込濟額三十二萬四千餘圓、借入金千六百九十三萬餘圓、預り金二千八百二十五萬七千餘圓、貸付金三千八百九十四萬一千餘圓、預け金九百四十八萬八千餘圓である。之れを經濟協會創立當時の夫れに比して其の數字の膨脹著しく、今日の盛運と對比して雲壤も啻ならずといふことが出來る。

この實力の上からしてもまた前記の諸々の理由からしても會を組織すること、なり、全鮮金融組合及同聯合會の中軸となつて專ら金融組合及び其の聯合會と總督府との間の連絡を圖り、業務上に在りては、朝鮮經濟協會に於て爲されたる雜誌の發行、共同

理事見習の講習會

調辨、建物の損害補塡等の外に從來より以上に、圖書の出版、金融組合事業に關する講習會、講演會等を開催するは勿論、新に金融組合事業に關する功勞者の表彰と、金融組合關係職員の退職慰勞金及弔慰金支給等を行ふことゝなつた。今朝鮮金融組合協會寄附行爲せむ。

朝鮮金融組合協會寄附行爲

第一章　總　則

第一條　本會ハ財團法人トシ朝鮮金融組合協會ト稱ス

第二條　本會ノ事務所ハ之ヲ京城府太平通一丁目一番地ニ置ク

第三條　本會ノ報告ハ會報ヲ以テ之ヲ爲ス

第四條　本寄附行爲ノ事業ヲ行フ

一、會報其ノ他ノ圖書ヲ發行スルコト

二、金融組合總旨ノ宣傳ヲ爲スコト

三、金融組合事業ニ關スル調査研究ヲ爲スコト

第一章　朝鮮金融組合協會

雜誌「金融組合」

施行ニ關シ必要ナル細則ハ會長之ヲ定ム

第二章　目的及事業

第五條　本會ハ金融組合及金融組合聯合會ノ發達及聯絡ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第六條　本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ

第一章　朝鮮金融組合協會

四、金融組合事業ニ關スル講習講話會ヲ開催スルコト
五、金融組合事業ニ關スル功勞者ノ表彰ヲ行フコト
六、金融組合、金融組合聯合會及本會ノ職員ニ對シ退職慰勞金弔慰金其ノ他ノ支給ヲ爲スコト
七、金融組合及金融組合聯合會ノ建物ノ損害補塡ヲ爲スコト
八、金融組合及金融組合聯合會ノ爲ニ其ノ所要物品ノ共同調辨ヲ爲スコト
九、前各號ノ外本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項

第三章　役員

第七條　本會ニ理事六名以上監事三名ヲ置キ理事中ニ會長一名常務理事二名以上ヲ置ク
會長ハ會務ヲ統理シ理事會及評議員會ノ議長トナル
會長事故アルトキハ會長ノ指名ニ依リ理事中ノ一人之ヲ代理シ缺員ノ場合ハ互選ニ依リ理事中ノ一人其ノ職務ヲ行フ
常務理事ハ本會ノ常務ヲ執行ス
監事ハ本會ノ財產及業務執行ノ狀況ヲ監査ス
第八條　會長ニハ朝鮮總督府財務局長ヲ推薦ス
理事中三名ハ朝鮮總督府理財課長、京畿道財務部長及京畿道金融組合聯合會理事長ヲ以テ之ニ充テ常務理事ハ評議員會ノ選任シタル二倍ノ候補者中ヨリ會長之ヲ任命シ其ノ任期ヲ四年トス
評議員ハ左ノ者ヲ以テ之ニ充ツ
一、各道(京畿道ヲ除ク)ノ財務部長及金融組合聯合會理事長
二、金融組合代表者中ヨリ會長ノ選任シタル者

會長ノ選任シタル評議員ノ任期ハ三年トス
監事ハ評議員ノ互選ニ依リ之ヲ定メ其ノ任期ヲ三年トス
第九條　會長ハ顧問若干名ヲ囑託スルコトヲ得
顧問ハ會長ノ諮問ニ應スルモノトス

第四章　理事及評議員會

第十條　理事會ハ本會ノ重要ナル事務ヲ議決ス
第十一條　理事會ハ理事之ヲ組織シ會長之ヲ召集ス
理事會ノ決議ハ理事ノ半數以上出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス可否同數ナル時ハ議長之ヲ決ス
會議ハ時宜ニ依リ之ヲ開カス書面ヲ以テ理事ノ意見ヲ徵シ其ノ三分ノ二以上ノ同意アリタルトキハ之ヲ以テ決議ニ代フルコトヲ得
第十二條　評議員會ハ本寄附行爲ニ別段ノ定アルモノノ外左ノ事項ヲ議決ス
一、寄附行爲ノ變更
二、經費豫算ノ編成及更正
三、基本財產ノ處分
四、第六條中第五號乃至第七號ニ關スル規程ノ制定及變更
五、本會ノ解散
六、其ノ他會長ニ於テ必要ト認ムル事項
第十三條　第十一條ノ規定ハ評議員會ニ之ヲ準用ス

第五章　資　産　及　會　計

第十四條　本會ノ資産左ノ如シ
一、本會ニ屬スル土地建物、金錢其ノ他ノ物件
二、金融組合及金融組合聯合會ノ醵出金
三、公私ノ贈與ニ依リ取得スル財産
四、本會ノ事業又ハ所有財産ヨリ生スル收入
五、其ノ他ノ雜收入

第十五條　本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第十六條　本會ノ基本財産ハ本會設立ニ際シ寄附シタル財産ヲ以テ之ニ充ツ

第十七條　本會ノ事業資金及經費ハ基本財産ヨリ生スル果實及其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第十八條　毎會計年度ノ剩餘金ハ之ヲ翌年度ノ經費ニ充テ之ヲ基本財産ニ編入ス

第十九條　會長ハ毎年四月前年度ノ決算ヲ報告スルモノトス

然し乍ら朝鮮金融組合協會は今や更生の一刹那であつて、業務の進展は寧ろ今日以後のことに屬する。吾人は協同の力に依つて益々之れを發達せしめ、一層高級なる機能の遂行機關に移進せむことを所期してゐる。

第二章　朝鮮産業組合及漁業組合

第一節　産　業　組　合

朝鮮に於ける産業組合は、大正十五年一月二十五日制令第二號を以て朝鮮産業組合令の發布せられ同令に基き、昭和二年一月二十六日忠清南道舒川、扶餘、保寧、靑陽竝に咸鏡南道永興の産業組合が業務を開始したのを以て嚆矢とする。産業組合は金融組合と等しく現代の經濟組織に於て、中産以下の階級をして精神的にも物質的にも、其の合同力によつて著實穩健の手段を須ゐて、社會上層階級の經濟的地位と同一の利益を獲得せしめむとする一種の經濟組織であつて、農村の振興開發に必要缺くべからざるものたることは言を要しない。而して朝鮮の産業組合は大體に於て範を先進たる內地産業組合法に採つたのであるが、朝鮮には既に日韓合併以前より金融組合の存するあり、特種の發達をして居る關係上、其の現狀に適應せる施設を實行するのが必要で、組合業務の範圍を販賣購買及利用の三種類に限定した、乃ち信用事業を除きたる事業組合のみとした。斯くして産業組合は其の領域の範圍內に於て、金融組合と互に併立して組合員の經濟的發達を企圖するにあるのであるが、産業組合も其の業務に順應すべき金融上の援助を要することは勿論であるが故に、茲に金融組合とは密接なる關係を保つ爲めに、産業組合を金融組合聯合會の所屬會員たるを得せしめ、同時に朝鮮殖産銀行とも資金上の連絡を保ちて長期無擔保にて、資金の融通を受くるこ

とをも可能ならしめ、其の順調圓滿なる發達を所期してゐる。

上述の如く朝鮮産業組合は、信用事業を營まざるを以て内地産業組合と趣を異にしてゐるが、名稱に於ては内地に於けるが如く業務の種類によりて名稱を異にするが如きことなく、一樣に産業組合と稱し、組織に在つては有限責任の一種と爲したるが如きは著しく相違したる點であつて、尚設立者の最少人員を定めざるが如き、組合長、理事の選任に付て道知事の認可を受けしむる等若干の異なりたる所がある。

然し乍ら、是れ朝鮮の實情に立脚して採長補短以て、愼重なふ物品は、組合員の生産品に限るので、組合員をして販路の範圍を擴大し生産品を大量ならしむると共に、之を統一しよく大製造業者と同一の地歩を開拓し、弱小生産者をしてその利益を增大ならしめんことを主眼としてゐる。組合員たるものが單獨に生産品の販賣を仲買人に委託するとも其の利益の大部分は、彼等に搾取せられて得る所幾何もなき結果に陷り、又自ら携えて市場に赴むくも運搬に勞力と時間を空費し、其の損失測り知るべからざるものがある。之を組合に委託し販賣するに於ては、是等の不便を除去し有利有益なるは論を俟たず、又農産物の如き粗製品及原料品は之を加工し、精製すれば更に一層の利益がある。而して販賣の方法に組合員が販賣物を組合に委託し、他日その販賣金の精算を爲す委託主義と、之に反し組合と直接取引を爲す賣却主義の二方法しめて所得に餘剩を生せしむることが主眼であるものを高價に買入れ、生産品を以て代金に充當するもの今尚多く、故に種々の理由の下に生産

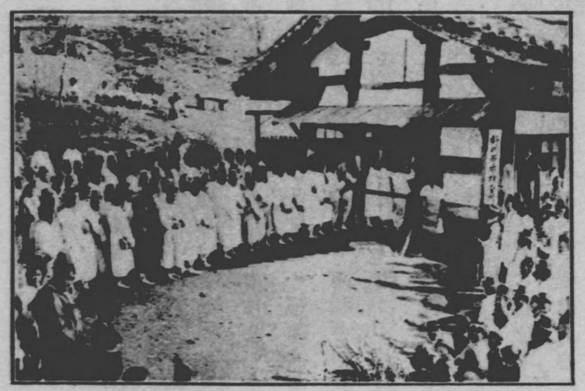

舒川産業組合員の生産品檢査の實況

(イ)　販賣事業

販賣事業は組合員の生産したる物に加工し又は加工せずして之を賣却するを目的とする、從つて販賣事業に於て取扱ふ物品は、組合員の生産品に限るので、組合員をして販路の範圍を擴大し生産品を大量ならしむると共に、之を統一しよく大製造業者と同一の地歩を開拓し、弱小生産者をしてその利益を增大ならしめんことを主眼としてゐる。組合員たるものが單獨に生産品の販賣を仲買人に委託するとも其の利益の大部分は、彼等に搾取せられて得る所幾何もなき結果に陷り、又自ら携えて市場に赴むくも運搬に勞力と時間を空費し、其の損失測り知るべからざるものがある。之を組合に委託し販賣するに於ては、是等の不便を除去し有利有益なるは論を俟たず、又農産物の如き粗製品及原料品は之を加工し、精製すれば更に一層の利益がある。而して販賣の方法に組合員が販賣物を組合に委託し、他日その販賣金の精算を爲す委託主義と、之に反し組合と直接取引を爲す賣却主義の二方法しめて所得に餘剩を生せしむることが主眼であるものを高價に買入れ、生産品を以て代金に充當するもの今尚多く、故に種々の理由の下に生産

舊時市場に於ける苧布苧麻販賣の狀況

(ロ)　購買事業

購買事業は、産業若は經濟に必要なる物品を買入れ、之に加工若は加工せずして組合員に賣却し、又は産業若は經濟に必要なる物品を生産して、組合員に賣却するを目的とするに依つて、各種の方法に分類せらるゝも、要する所は組合員の利益を多からしめ、且消費を節約せ

品は安價に見積られ更に期間の長短に拘らず高率の利子を附せらるゝ有樣で其の損失たるや莫大である。於此組合員合同の力によつて、多量に且つ品質善良なる原料品を容易に購入し、たゞに生産費を減少するのみならず、生計品の廉買をも行ふて消費節約を爲さしむるも、小産業者にとつて缺くべからざる緊要事となさなければならない。

（八）利用事業

利用事業は、組合員として産業又は經濟に必要なる設備を利用せしむるを目的とするものである、主として産業組合で利用事業を經營し、組合員の獨力を以てしては、利用し得ざる生産手段を活用せしむるを要するのであつて、産業上にありては、或は發動機械、荷車、電力、倉庫、土地等の設備又消費經濟上必要なる設備の利用としては住宅の建築浴場、洗濯所、冠婚葬祭の器具等その他幾多適切なる事業の存するものがあると思はれる。

近時朝鮮に於ても文化の發展に伴ひ、機械工業の進歩は手工業の廢滅を誘致し、小産者は失職を餘儀なくせられ悲慘なる狀況に陷るの日に甚だしきを加へて行くは明白なることであらうと思ふ。之を救濟するの道、蓋し産業組合に於ける利用事業に俟つべきもの尠からざるものがあると信ずる。

産業組合の事業は、前記の如くであつて尙朝鮮産業組合の成立は、最近のことに屬し、その成績の未だ見るべきものがない。其の發達は今日以後にあるのであるが、今後金融組合事業と相俟つて朝鮮庶民階級を指導啓發する處が尠くないであらうことを信ずる。今最近に於ける朝鮮産業組合の概況を掲ぐれば次の通である。

産業組合概況（昭和三年三月末日現在）

組合名	設立年月日	事務所所在地	事業	組合員數	出資總額	出資 拂込濟出資金	出資 借入金	出資 其ノ他	出資 計	運轉資金 販賣額	運轉資金 購買品賣却額	運轉資金 加工料又ハ利用料	事業ノ分擔
舒川産業組合	昭和二年一月二十六日	忠淸南道舒川郡舒川面	販賣（學）購買（學）（布）	四、九四三人	五八、八四〇円	三一、〇〇〇円	二一、五七三円	五九、二五六円	四五九、〇八五円	四〇、三一〇円	一円	
扶餘同	同	忠淸南道扶餘郡鴻山面	販賣（學）購買（學）利用（共同作業場）（布）（麻）	二、一五三	三五、四四〇	四〇、五〇〇	三、八四七	四七、八二一	一九五、六五三	一九、〇八〇	加工料 三八 利用料 一〇一	
保寧同	同	忠淸南道保寧郡大川面	販賣（學）購買（學）（布）（麻）	九七九	一九、八七〇	一〇、〇四〇	四八三	五二、九六〇	六六、一五五	一〇、三四〇	加工料 二、二六八		
青陽同	同	忠淸南道青陽郡青陽面	販賣（學）購買（學）（布）（麻）	一、二四二	一八、三〇〇	一五、四四〇	一、五二八	八、七九八	四二、二五六	五、九二一	加工料 一、二三五		
忠淸南道計		組合數四		九、三四四	一三一、九五〇	一二八、四四〇	一七、三四〇	一四八、八二五	七六三、三八	七三、三二一	三、七〇三		
井邑産業組合	昭和二年三月二十八日	全羅北道井邑郡井邑面	販賣（學）購買（學）利用（共同作業場）（布）（麻）	一、四二九	一五、六二〇	一五、〇〇〇	四三	九、六〇三	二一、一六六	七六六	一四七		
高敞同	同	全羅北道高敞郡高敞面	販賣（學）布氈類）購買（學）麻繩皮）利用（共同作業場）	四六九	四、六九〇	四、六九〇	七、〇〇〇	七七四	八、三四三	六、六九四	七一七	—	
茂朱同	同	全羅北道茂朱郡茂朱面	販賣（氈類）購買（楮皮）利用（共同作業場）	二七九	二、七九〇	二、七九〇	七、〇〇〇	七、二六四	一四五	一、〇二六	—		
全羅北道計		組合數三		二、一六七	二四、〇九〇	二三、〇〇〇	八二一	二五、一三〇	一八、〇〇五	二、四四九	一四五		
鷺梁産業組合	昭和二年三月八日	全羅南道鷺梁郡鷺梁面	販賣（竹製品）購買（竹林其ノ他）利用（共同作業場）	三三二	三、四二〇	三、三二〇	二、〇六七	三、九五二	九、三二一	一、〇三五	—		

組合名	設立年月日	事務所所在地	事業	組合員数	総出資額	出資 出捐株金	出資 借入金	出資 其ノ他	出資 計	事業ノ分量 販賣額	事業ノ分量 販賣每貨額品	事業ノ分量 ハ加工用料又
慶尚南道計			組合数 一	六三人	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一
慶尚南道計	八三昭和一一日月年	全羅南道珍島郡珍島面	利賣販用貢賣（共作作業場材料品）	一六人	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一
慶尚北道計			組合数 一	一六人	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一
慶尚北道計	二三昭和一一日月年	慶尚北道蔚山郡蔚山面	利賣販用貢賣（共作作業場材料品）	一三人	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一
慶尚南道計	二七昭和一一日月年	慶尚南道統營郡統營面	利賣販用貢賣（共作作業場材料品）	一六人	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一
慶尚南道計	二七昭和一一日月年	慶尚南道晋州北晋面	利賣販用貢賣（共作作業場材料品）	一〇人	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一
慶尚南道計	九七昭和一一日月年	慶尚南道西晋郡西晋面	利賣販用貢賣（共作作業場材料品）	一〇六人	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一
慶尚南道計	二六昭和一一日月年	慶尚南道咸安郡咸安面	利賣販用貢賣（共生産作業場材料品）	一〇人	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一
慶尚北道計	二〇昭和一一日月年	慶尚北道門慶郡門慶面	利賣販用貢賣（共生産作業場材料品）	一六人	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一
慶尚北道計			組合数 六	六三人	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一
慶尚南道計	十五昭和一一日月年七	慶尚南道統營郡統營面	利賣販用貢賣（共作作業場材料品）	六三人	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一
慶尚南道計			組合数 一	六三人	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一

附右の外決算未了の産業組合(組合数九)

組合名	設立年月日	事務所所在地	事業
釜山第一産業組合	昭和三年一月十九日	慶尚南道釜山府本町	利賣販用貢賣（（冷藏鹽藏魚介類、油、海苔、共同未作業場、タンク船））
其賣産業組合	昭和三年三月二十七日	全羅北道古賣郡古賣面	利賣販用貢賣（（共同作業場））
不二農村産業組合	昭和三年三月三十一日	全羅北道沃構郡若色面	利賣販用貢賣（（未土木、事業地、住家建築ノ為ノ調物製及其ノ附屬ノ物肥料））
平康産業組合	同	江原道平康郡平康面	利賣販用貢賣（（未土木、事業地、住家建築ノ為ノ調物製及其ノ附屬ノ物肥料））

組合名	設立年月日	事務所所在地	事業	組合員数	総出資額	出資 出捐株金	出資 借入金	出資 其ノ他	出資 計	事業ノ分量 販賣額	事業ノ分量 販賣每貨額品	事業ノ分量 ハ加工用料又
鎭川産業組合	二三昭和一一日月年十七	平安南道鎭川郡鎭川面	利賣販用貢賣（共作作業場材料品）	一人	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一
平安南道計			組合数 一	一人	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一
等邊産業組合	十三昭和一一日月年	平安南道北城郡北城面	利賣販用貢賣（共生産作業場材料品）	一二人	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一
平安北道計			組合数 一	一二人	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一
永興産業組合	一十六昭和一一日月年	咸鏡南道永興郡永興面	利賣販用貢賣（共作作業場材料品）	一二人	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一
咸鏡南道計			組合数 一	一二人	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一
合計			總組合数 一九	三六人	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一

組合名	設立年月日	事務所所在地	事業
大陽産業組合	昭和三年四月二十日	慶尙南道陜川郡大陽面	販賣（朝鮮紙） 購買（楮皮） 利用（製紙用機械設備）
咸陽産業組合	昭和三年四月二十一日	慶尙南道咸陽郡咸陽面	販賣（朝鮮紙） 購買（楮皮） 利用（製紙用機械設備）
陽德産業組合	昭和三年七月二日	平安南道陽德郡九龍面	販賣（麻布） 購買（亞麻糸） 利用（共同作業場）
新義州織造産業組合	昭和三年九月十九日	平安北道新義州府若竹町	販賣（靴下、手袋） 購買（原糸） 利用（靴下、手袋製作用機械）
德山産業組合	昭和三年九月二十六日	慶尙南道山淸郡丹城面	販賣（朝鮮紙） 購買（楮皮） 利用（製紙用機械設備）

尙設立計劃中であつて近く創立の運びに至るものに左記の組合がある。

組合名	設立豫定年月日	事務所所在地	事業
順川産業組合	未定	平安南道順川郡順川面	絹布
鎭南浦産業組合	未定	平安南道鎭南浦	果實

而して既に設立せられたる前記産業組合は、全部事務所々在地を區域とする金融組合聯合會に加入して、其の所屬會員となり、何れも前表に見るが如き事業資金の借入を爲して居る。金融組合聯合會は會員たる産業組合に對し資金の融通と業務の指導を爲すものではあるが業務方面に於ては將來産業組合も産業組合聯合會の成立を見、業務上の指導及事業の中心機關たるであらうが其の大局の使命に於て金融組合と同樣であるから將來と雖金融組合聯合會に加入し資金的連鎖を持續する必要があるであらう。吾人は産業組合の健全なる發達を冀ひ、相共に其の領域の範圍內に於て、朝鮮統治の上に翼贊せむことを祈るものである。

尙終りに産業組合に關する法規を揭げ以て參考に供したい。

朝鮮産業組合令（大正十五年一月二十五日制令第二號）

第一章　總則

第一條　本令ニ於テ産業組合ト稱スルハ組合員ノ産業又ハ其ノ經濟ノ發達ヲ企圖スル爲左ニ揭クル事項ノ全部又ハ一部ヲ目的トシテ設立スル社團法人ヲ謂フ

一、組合員ノ生産シタル物ニ加工シ又ハ加工セスシテ之ヲ賣却スルコト

二、産業若ハ經濟ニ必要ナル物ヲ買入レ之ニ加工シ若ハ加工セスシテ組合員ニ賣却シ又ハ産業若ハ經濟ニ必要ナル物ヲ生産シテ組合員ニ賣却スルコト

三、組合員ヲシテ産業又ハ經濟ニ必要ナル設備ヲ利用セシムルコト

第二條　産業組合ノ組合員ハ組合ノ區域內ニ居住スル者ニ限ル

第三條　産業組合ノ住所ハ主タル事務所ノ所在地ニ在ルモノトス

第四條　産業組合ノ名稱中ニハ産業組合ナル文字ヲ用フヘシ

産業組合ニ非ラスシテ其ノ名稱中ニ産業組合タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用フルコトヲ得ス

第五條　産業組合ニハ本令ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外商法及商法施行法中商人ニ關スル規定ヲ準用ス

第六條　本令ニ規定スルモノノ外産業組合ノ業務ノ取締ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第二章　設立

第七條　産業組合ヲ設立セムトスル者ハ定款ヲ作リ朝鮮總督ノ許可ヲ受クヘシ

第二章　朝鮮産業組合及漁業組合

第八條　定款ニハ本令ニ規定アルモノノ外左ノ事項ヲ記載シ設立者之ニ署名捺印スヘシ

一、目的
二、名稱
三、區域
四、主タル事務所ノ所在地
五、出資一口ノ金額及其ノ拂込ノ方法
六、第一回拂込ノ金額
七、剰餘金處分ニ關スル規定
八、準備金ノ額及其ノ積立ノ方法
九、組合員タル資格ニ關スル規定
十、組合員ノ加入及脫退ニ關スル規定
十一、組合ノ目的タル事業ノ執行ニ關スル規定
十二、存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由

第九條　産業組合ハ其ノ組合員ノ數ヲ限定スルコトヲ得ス

第十條　出資一口ノ金額ハ均一ニ之ヲ定ムヘシ
出資一口ノ金額ノ最高限ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第十一條　産業組合カ其ノ設立ノ許可ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク各組合員ヲシテ第一回ノ拂込ヲ爲サシムヘシ

第十二條　前條ノ拂込アリタルトキハ二週間内ニ主タル事務所ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スヘシ
一、第八條第一號乃至第三號、第五號及第十二號ニ揭クル事項
二、主タル事務所
三、出資ノ總口數及拂込ミタル出資ノ總額
四、設立許可ノ年月日
五、組合長、理事及監事ノ氏名及住所

前項ニ揭クル事項ニ變更ヲ生シタルトキハ二週間内ニ其ノ登記ヲ爲スヘシ
但シ前項第三號ノ事項ニ付テハ每事業年度末日ノ現在ニ依リ年度終了後一月内ニ登記ヲ爲スコトヲ得

第十三條　前條ノ登記前ニ在リテハ組合ノ設立又ハ登記事項ノ變更ヲ以テ他人ニ對抗スルコトヲ得ス

第十四條　行政區畫又ハ土地ノ名稱ニ變更アリタルトキハ登記簿ニ記載シタル其ノ名稱ハ當然之ヲ變更シタルモノト看做ス

前項ノ變更アリタルトキハ産業組合ハ遲滯ナク之ヲ登記所ニ通知スヘシ

前項ノ通知アリタルトキハ登記所ハ登記簿ノ記載ヲ變更スヘシ

第一項ノ規定ハ組合ノ區域及事務所所在地ニ關スル定款ノ規定ニ之ヲ準用ス

第十五條　民法第四十七條及第四十八條ノ規定ハ産業組合ニ之ヲ準用ス但シ同法第四十八條中一週間トアルハ二週間トス

第三章　組合員ノ權利義務

第十六條　組合員ハ出資一口以上ヲ有スヘシ

第十七條　組合員ノ責任ハ其ノ出資額ヲ限度トス

第十八條　組合員ハ組合ニ拂込ムヘキ出資額ニ付相殺ヲ以テ組合ニ對抗スルコトヲ得ス

第十九條　組合員ハ組合ノ承諾アルニ非サレハ其ノ持分ヲ讓渡スルコトヲ得ス

組合員ニ非サル者ニシテ持分ヲ讓受ケムトスルトキハ加入ノ例ニ依ルヘシ

第二十條　組合員ハ持分ヲ質權ノ目的ト爲スコトヲ得ス

第二十一條　持分ノ讓受人ハ其ノ持分ニ付讓渡人ノ權利義務ヲ承繼ス

第二十二條　組合員ハ總組合員五分ノ一以上ノ賛ヲ得テ總會ノ目的及其ノ招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ

第二章　朝鮮産業組合及漁業組合

提出シテ總會ノ招集ヲ組合長ニ請求スルコトヲ得

前項ノ請求アリタルトキハ組合長ハ二週間内ニ總會招集ノ手續ヲ爲スヘシ

第二十三條　組合員總會招集ノ手續又ハ其ノ決議ノ方法カ本令、本令ニ基キテ發スル命令又ハ定款ニ違反スト認ムルトキハ決議ノ日ヨリ一月内ニ其ノ決議ノ取消ヲ道知事ニ請求スルコトヲ得

第四章　管　理

第二十四條　産業組合ニ左ノ役員ヲ置ク

組　合　長　一人又ハ數人

理　事　二人以上

監　事

組合長、理事及監事ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任ス

組合長及理事ノ選任ハ道知事ノ認可ヲ受クヘシ

第二十五條　組合長、理事及監事ノ選任ハ總組合員ノ半數以上出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

産業組合設立當時ノ組合長、理事及監事ノ任期ハ三年トス但シ定款ヲ以テ任期中ノ最終ノ決算期ニ關スル定時總會ノ終結ニ至ル迄其ノ任期ヲ伸長スルコトヲ得

第二十六條　組合長及理事ノ任期ハ二年トス但シ定款ヲ以テ別段ノ定メヲ爲スコトヲ得

監事ノ任期ハ二年トス但シ定款ヲ以テ別段ノ定メヲ爲スコトヲ得

第二十七條　組合長ハ産業組合ヲ代表ス

組合長ハ總會ノ議長トナル

組合長事故アル場合又ハ闕員ノ場合ニ於テハ定款ノ定ムル所ニ依リ理事之ヲ代理シ又ハ其ノ職務ヲ行フ

第二十八條　組合長及理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ産業組合ノ業務ヲ執行ス

第二十九條　民法第四十四條第一項、第五十四條、第五十五條、第六十條及第六十一條第一項ノ規定ハ産業組合ニ之ヲ準用ス但シ同條中理事トアルハ組合長トス

第三十條　監事ハ其ノ他ノ役員又ハ組合ノ職員ト相兼ヌルコトヲ得ス

第三十一條　民法第五十九條ノ規定ハ産業組合ノ監事ニ之ヲ準用ス

第三十二條　組合長及理事闕ケタルトキハ總會ノ招集ハ監事之ヲ行フ

組合長カ第二十二條第一項ノ規定ニ依ル請求アリタル日ヨリ二週間内ニ正當ノ事由ナクシテ總會招集ノ手續ヲ爲ササルトキハ監事ハ其ノ總會ヲ招集スヘシ

第三十三條　組合カ組合長又ハ理事ト契約ヲ爲ス場合ニ於テハ監事組合ヲ代表ス組合長又ハ理事トノ間ニ於ケル訴訟ニ付亦同シ

第五章　評議員

第三十四條　第二十四條ノ役員ノ外定款ノ定ムル所ニ依リ産業組合ニ評議員ヲ置クコトヲ得

評議員ハ評議員會ヲ組織ス

評議員會ハ定款ニ定ムル事項ヲ決議ス

評議員會ノ招集、決議ノ方法其ノ他評議員會ニ關スル事項ハ定款ヲ以テ之ヲ定ム

第三十五條　總會ノ決議ハ本令又ハ定款ニ別段ノ定メアル場合ヲ除クノ外出席シタル組合員ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

第三十六條　組合員ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席ト看做ス

代理人ハ組合員又ハ同居ノ親族ナルコトヲ要ス

代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ組合ニ差出スヘシ

第三十七條　組合長ハ定時總會ノ會日ヨリ少クトモ一週間前ニ財産目錄、貸借對照表、事業報告書及剩餘金處分案ヲ監事ニ提出シ且ツ之ヲ主タル事務所ニ備フヘシ

組合員及組合ノ債權者ハ前項ニ揭クル書類ノ閲覽ヲ求ムルコトヲ得

第三十八條　組合長ハ前條第一項ニ揭クル書類及監事ノ意見書ヲ定時總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムヘシ

組合長ハ前項ノ承認ヲ得タルトキハ二週間内ニ其ノ書類ヲ道知事ニ提出シ且貸借對照表ヲ公告スヘシ

第三十九條　産業組合カ其ノ組合員ニ對シテ爲ス通知又ハ催告ハ組合員名簿ニ記載シタル組合員ノ住所又ハ

第二章　朝鮮産業組合及造業組合

其ノ者カ組合ニ通知シタル住所ニ宛フルヲ以テ足ル

前項ノ通知又ハ催告ハ通常其ノ到達スヘカリシ時ニ到達シタルモノト看做ス

第四十條　民法第六十二條、第六十四條、第六十五條第一項及第六十六條ノ規定ハ産業組合ニ之ヲ準用ス

第四十一條　定款ノ變更ハ總會ノ決議ヲ經朝鮮總督ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ決議ハ總組合員ノ半數以上出席シ其ノ決議權ノ四分ノ三以上ヲ以テ之ヲ決ス但シ定款ニ別段ノ定メアルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四十二條　産業組合ハ定款ヲ各事務所ニ備ヘ置キ且組合員名簿ヲ主タル事務所ニ備ヘ置クヘシ

組合員名簿ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一、各組合員ノ氏名及住所

二、各組合員ノ出資口數

三、出資各口ニ付拂込ミタル金額及其ノ拂込年月日

四、出資各口ノ取得ノ年月日

組合員及組合ノ債權者ハ第一項ニ掲クル書類ノ閲覽ヲ求ムルコトヲ得

第四十三條　産業組合カ出資一口ノ金額ノ減少ノ決議ヲ爲シタルトキハ其ノ決議ノ日ヨリ二週間内ニ財産目錄及貸借對照表ヲ作ルヘシ

産業組合ハ前項ノ期間内ニ其ノ債權者ニ對シ異議アルトキハ一定ノ期間内ニ之ヲ述フヘキ旨ヲ定款ニ定ムル方法ニ從ヒテ公告シ且知レタル債權者ニ各別ニ之ヲ催告スヘシ但シ其ノ期間ハ二月ヲ下ルコトヲ得ス

第四十四條　債權者カ前條第二項ノ期間内ニ出資ノ減少ニ對シ異議ヲ述ヘサリシトキハ之ヲ承認シタルモノト看做ス

債權者カ異議ヲ述ヘタルトキハ組合ハ之ニ辨濟ヲ爲シ又ハ相當ノ擔保ヲ供スルニ非サレハ出資ヲ減少スルコトヲ得ス

第四十五條　組合員カ出資ノ拂込ヲ終ル迄ハ之ニ配當スヘキ剩餘金ハ其ノ拂込ニ充ツヘシ

前項ノ配當スヘキ剩餘金ノ計算ニ付テハ計算上不便ナル拂込金ノ端數金額ハ之ヲ切捨ツルコトヲ得

第四十六條　産業組合ハ損失ヲ塡補シタル後ニ非サレハ剩餘金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ス

剩餘金配當ニ關スル制限ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第四十七條　産業組合ハ定款ヲ以テ定ムル準備金ノ額ニ達スル迄毎事業年度ノ剩餘金ノ四分ノ一以上ヲ積立ツヘシ

第四十八條　産業組合ハ組合員ノ持分ヲ取得スルコトヲ得ス

第五章　加入及脫退

第四十九條　新ニ組合員トナリタル者ハ持分ノ讓受ニ依ル場合ヲ除クノ外定款ノ定ムル所ニ依リ遲滯ナク第一回ノ出資拂込ヲ爲スヘシ

第五十條　組合員ハ事業年度ノ終ニ於テ脫退スルコトヲ得但シ三月前ニ其ノ豫告ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ豫告期間ハ定款ヲ以テ之ヲ延長スルコトヲ得但シ一年ヲ超ユルコトヲ得ス

第五十一條　組合員ハ左ノ事由ニ因リテ脫退ス

一、組合員タル資格ノ喪失

二、死　亡

三、破　産

四、禁治産

五、除　名

第五十二條　除名ノ事由ハ定款ヲ以テ之ヲ定ム

除名ハ總會ノ決議ニ依ル但シ評議員ヲ置ク組合ニ在リテハ定款ノ定ムル所ニ依リ評議員會ノ決議ヲ以テ總會ノ決議ニ代フルコトヲ得

除名ハ除名シタル組合員ニ其ノ旨ヲ通知スルニ非サレハ之ヲ以テ其ノ組合員ニ對抗スルコトヲ得ス

第五十三條　脫退シタル組合員ハ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ持分ノ拂戻ヲ請求スルコトヲ得

第二章　朝鮮産業組合及造業組合

第二章　朝鮮産業組合及漁業組合

前項ノ拂戻ノ請求權ハ二年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

第五十四條　脫退シタル組合員ノ持分ハ其ノ脫退シタル事業年度ノ終ニ於ケル組合財産ニ依リテ之ヲ定ム但シ定款ノ定ムル所ニ依リ脫退當時ノ財産ニ依リテ之ヲ定ムルコトヲ得

第五十五條　持分ノ計算ヲ爲スニ當リ組合財産ヲ以テ組合ノ債務ヲ完濟スルニ足ラサルトキハ脫退シタル組合員ハ出資額ヲ限度トシテ其ノ負擔ニ歸スヘキ金額ヲ拂込ムヘシ

第五十六條　脫退シタル組合員カ組合ニ對スル債務ヲ完濟スル迄ハ組合ハ其ノ持分ノ拂戻ヲ停止スルコトヲ得

第六章　監督

第五十七條　産業組合ハ朝鮮總督及道知事之ヲ監督ス

第五十八條　監督官廳ハ産業組合ヲシテ其ノ業務及財産ノ狀況ヲ報告セシメ又ハ之ヲ檢査スルコトヲ得

監督官廳ハ産業組合ノ業務又ハ財産ノ狀況ニ依リ組合ニ對シ財産ノ供託ヲ命シ其ノ他監督上必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

道知事必要アリト認ムルトキハ府尹、郡守又ハ島司ヲシテ第一項ニ規定スル監督權ノ一部ヲ行ハシムルコトヲ得

第五十九條　組合長及理事ノ闕ケタル爲損害ヲ生スル虞アルトキハ道知事ハ假ニ組合長又ハ理事ヲ選任スルコトヲ得

第六十條　産業組合カ本令本令ニ基キテ發スル命令若ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ、定款ニ違反シタルトキ、公益ヲ害スル虞アルトキ又ハ組合ノ事業ノ繼續困難ナルトキハ監督官廳ハ總會ノ決議ヲ取消シ、組合長、理事若ハ監事ノ改選ヲ命シ又ハ組合ノ事業ヲ停止スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ朝鮮總督ハ組合ノ解散ヲ命スルコトヲ得

第七章　解散

第六十一條　産業組合ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

一、定款ニ定ムル存立時期ノ滿了又ハ事由ノ發生

二、總會ノ決議

三、合併

四、組合員ノ缺亡

五、破産

六、前條第二項ノ命令

第六十二條　解散及合併ノ決議ハ組合員ノ半數以上出席シ其ノ議決權ノ四分ノ三以上ヲ以テ之ヲ決ス

前項ノ決議ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クヘシ

第六十三條　産業組合カ解散シタルトキハ合併及破産ノ場合ヲ除クノ外二週間内ニ主タル事務所ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スヘシ

第十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十四條　合併ニ因リテ組合ヲ設立スル場合ニ於テハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關スル行爲ハ各組合ニ於テ選任シタル者共同シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

第六十二條第一項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル選任ニ之ヲ準用ス

第六十五條　第四十三條及第四十四條ノ規定ハ産業組合ノ合併ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十六條　産業組合カ合併ヲ爲シタルトキハ二週間内ニ主タル事務所ノ所在地ニ於テ合併後存續スル組合ニ在リテハ變更ノ登記ヲ爲シ合併ニ因リテ消滅シタル組合ニ在リテハ解散ノ登記ヲ爲シ合併ニ因リテ設立シタル組合ハ合併ニ因リテ設立シタル組合ノ權利義務ヲ承繼ス

第六十七條　合併後存續スル組合又ハ合併ニ因リテ消滅シタル組合ノ權利義

第二章　朝鮮産業組合及漁業組合

第二章　朝鮮産業組合及漁業組合

第六十八條　産業組合カ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハサルニ至リタルトキハ裁判所ハ組合長若ハ債權者ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ破産ノ宣告ヲ爲ス

前項ノ場合ニ於テ組合長ハ遲滯ナク破産宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ要ス

第六十九條　解散シタル産業組合債務ヲ完済シ殘餘ノ財産アルトキハ定款ノ定ムル所ニ依リ之ヲ處分ス

第八章　清算

第七十條　清算人ハ就職後遲滯ナク組合財産ノ狀況ヲ調査シ財産目錄及貸借對照表ヲ作リ總會ヲ招集シ之ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムヘシ

第七十一條　清算人ハ組合ノ債務ヲ辨濟シ又ハ辨濟ニ必要ナル金額ヲ供託スルニ非サレハ組合ノ財産ヲ分配スルコトヲ得ス

第七十二條　清算事務終リタルトキハ清算人ハ遲滯ナク決算報告書ヲ作リ總會ヲ招集シ之ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムヘシ

第七十三條　清算人タル者ナキトキ又ハ清算人ノ缺ケタル爲損害ヲ生スル虞アルトキハ道知事ハ清算人ヲ選任スルコトヲ得

第七十四條　監督官廳ハ清算事務及財産ノ狀況ヲ檢査シ、財産ノ供託ヲ命シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

重要ナル事由アルトキハ道知事ハ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第七十五條　清算人ハ就職後二週間内ニ主タル事務所ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スヘシ

前項ノ登記事項ニ變更アリタルトキハ清算人ハ二週間内ニ主タル事務所ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スヘシ

第十三條ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十六條　清算結了シタルトキハ清算人ハ遲滯ナク主タル事務所ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ニ於テ清算人ハ清算ノ顚末ヲ監督官廳ニ報告スヘシ

第七十七條　民法第七十三條、第七十四條、第七十八條乃至第八十一條及非訟事件手續法第百三十八條ノ規定ハ産業組合ノ清算ニ之ヲ準用ス但シ民法第七十四條中理事トアルハ組合長トス

第九章　登記

第七十八條　産業組合ノ登記ニ付テハ主タル事務所所在地ヲ管轄スル地方法院又ハ其ノ支廳若ハ出張所ヲ以テ管轄登記所トス

第七十九條　登記所ニ産業組合登記簿ヲ備フ

第八十條　第十二條第一項ノ登記申請書ニハ定款ヲ添附スヘシ

第八十一條　登記事項變更ノ登記ノ申請書ニハ其ノ變更ヲ證スル書面ヲ添附スヘシ

第八十二條　出資一口ノ金額減少ノ登記申請書ニハ其ノ事實ヲ證スル書面ノ外第四十三條第二項ノ規定ニ依リ債告ヲ爲シタルコト及若シ異議ヲ述ヘタル債權者アルトキハ之ニ對シ辨濟ヲ爲シ又ハ擔保ヲ供シタルコトヲ證スル書面ヲ添附スヘシ

第八十三條　産業組合解散ノ登記ノ申請書ニハ解散ノ事由ヲ記載シ且總會ノ決議又ハ合併ニ因リテ解散シタルトキハ總會ノ決議錄ヲ添附スヘシ

前條ノ規定ハ合併ニ因ル解散ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第八十四條　産業組合朝鮮總督ノ命令ニ因リテ解散シタルトキハ登記所ハ其ノ囑託ニ因リテ登記ヲ爲スヘシ

第八十五條　産業組合ニ關シ登記シタル事項ハ裁判所遲滯ナク之ヲ公告スヘシ

第八十六條　非訟事件手續法第百四十一條乃至第百四十三條、第百四十七條乃至第百四十九條、第百五十條ノ二第百五十一條乃至第百五十一條ノ六、第百五十四條乃至第百五十七條及第百七十五條乃至第百七十八條ノ規定ハ産業組合ノ登記ニ之ヲ準用ス

第十章　産業組合聯合會

第八十七條　産業組合ハ左ニ揭クル事項ノ全部又ハ一部ヲ目的トシテ道ノ區域ニ依リ産業組合聯合會ヲ設立スルコトヲ得

第二章　朝鮮産業組合及漁業組合

第二章　朝鮮産業組合及漁業組合

一、所屬組合ノ賣却スル物ニ加工シ又ハ加工セスシテ之ヲ賣却スルコト
二、所屬組合ノ購買スル物ヲ買入レ之ニ加工シ若ハ加工セスシテ所屬組合ニ賣却シ又ハ所屬組合ノ購買スルモノヲ生産シテ所屬組合ニ賣却スルコト
三、所屬組合ヲシテ必要ナル設備ヲ利用セシムルコト

産業組合聯合會ハ所屬組合ニ對シ業務上ノ指導ヲ爲シ並所屬組合相互ノ聯絡及事業上ノ斡旋ヲ爲スコト得

第八十八條　産業組合聯合會ハ法人トス

第八十九條　産業組合聯合會ニ左ノ役員ヲ置ク

理事長
理　事　一人又ハ數人
監　事　二人以上

理事長及理事ハ所屬産業組合ノ組合長及理事ノ中ヨリ、監事ハ所屬産業組合ノ監事ノ中ヨリ總會ニ於テ之ヲ選任ス

理事長及理事ノ選任ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クヘシ

産業組合聯合會設立當時ノ理事長、理事及監事ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第九十條　理事長ハ産業組合聯合會ヲ代表シ其ノ業務ヲ執行ス

理事長ハ總會ノ議長トナル

理事ハ理事長ヲ輔佐シ理事長事故アル場合又ハ闕員ノ場合ニ於テハ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ職務ヲ代理シ又ハ其ノ職務ヲ行フ

第九十一條　産業組合カ産業組合聯合會ニ加入シ又ハ脫退セムトスルトキハ總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス第六十二條ノ規定ハ前項ノ決議ニ之ヲ準用ス

第九十二條　産業組合聯合會ハ朝鮮總督之ヲ監督ス

朝鮮總督必要アリト認ムルトキハ道知事ヲシテ其ノ監督權ノ一部ヲ行ハシムルコトヲ得但シ第五十八條第二項及第六十條ノ規定ニ依ル監督權ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第九十三條　第三條乃至第二十三條、第二十五條、第二十六條、第二十九條乃至第三十五　乃至第四十二條、第四十五條乃至第五十一條、第五十三條乃至第五十六條、第五十八條第一項、第二項、第五十九條乃至第八十一條及第八十三條乃至第八十六條ノ規定ハ産業組合聯合會ニ之ヲ準用ス但シ第二十三條、第三十八條、第七十三條及第七十四條中道知事トアルハ朝鮮總督、第十二條、第二十二條、第二十五條、第二十六條、第二十九條、第三十二條、第三十三條、第三十七條、第三十九條、第六十條、第六十八條及第七十七條中組合長トアルハ理事長トス

第十一章　罰則

第九十四條　第四條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十五條　左ノ場合ニ於テハ産業組合ノ組合長、理事、監事若ハ清算人ヲ五圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

一、監督官廳ノ認可ヲ受クヘキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケサルトキ
二、登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ
三、官廳又ハ總會ニ對シ不實ノ申立ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ
四、第十一條、第十四條、第二項、第二十二條、第二項、第三十八條、第四十三條、第四十四條、第二項、第四十五條、第一項、第四十七條、第四十八條、第六十八條、第二項又ハ民法第六十條ノ規定ニ違反シタルトキ
五、本令、本令ニ基キテ發スル命令又ハ定款ニ違反シテ剩餘金ヲ處分シタルトキ
六、第三十七條第一項若ハ第四十二條第一項ノ規定ニ違反シ又ハ第三十七條第一項若ハ第四十二條第一項ニ揭クル書類ニ記載スヘキ事項ヲ記載セス、不正ノ記載ヲ爲シ若ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ閱覽セシメサルトキ

七、第五十八條又ハ第七十六條第二項ニ規定スル報告ヲ爲ササルトキ
八、公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

第二章　朝鮮産業組合及漁業組合

九、清算ノ場合ニ於テ第七十條乃至第七十二條、民法第七十九條若ハ同法第八十一條第一項ノ規定ニ違反シ又ハ債權申立期間滿了前ニ債權者ニ對シ辨濟ヲ爲シタルトキ

十、監督官廳ノ檢査ヲ拒ミ、之ヲ妨ケ若ハ忌避シ又ハ當該官吏ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛僞ノ陳述ヲ爲シタルトキ

十一、監督官廳ノ命令又ハ處分ニ從ハサルトキ

第九十六條　非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前條ノ過料ニ之ヲ準用ス

附　則

本令施行ノ期日ハ朝鮮總督之ヲ定ム

朝鮮産業組合令ハ大正十五年三月一日ヨリ之ヲ施行ス（大正十五年一月二十五日府令第五號）

朝鮮産業組合令施行規則（大正十五年一月二十五日府令第四號）

第一條　産業組合（以下組合ト稱ス）カ其ノ業務ヲ開始シタルトキハ遲滯ナク道知事ニ届出ツヘシ

組合設立ニ關スル費用ハ組合成立ノ後組合費ヲ以テ支辨スヘシ

第二條　組合カ主タル事務所以外ノ事務所ヲ設置セムトスルトキハ其ノ名稱、位置及業務ノ種類ヲ定メ道知事ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更シ又ハ事務所ヲ廢止セムトスルトキ亦同シ

前項ノ規定ニ依リ設置シタル事務所ニ於テ業務ヲ開始シタルトキハ遲滯ナク道知事ニ届出ツヘシ

第三條　組合ノ出資一口ノ金額ハ五十圓ヲ超ユルコトヲ得ス

第四條　組合ノ第一回拂込ノ金額ハ出資一口ノ金額ノ十分ノ一ヲ下ルコトヲ得ス

第五條　組合ノ準備金ノ額ハ出資總額ヲ下ルコトヲ得ス

第六條　組合ノ剩餘金ノ配當ハ持分ノ全部若ハ一部又ハ取扱ヒタル物ノ數量、價額若ハ事業ノ分量ニ對スル外之ヲ爲スコトヲ得ス

持分ノ全部又ハ一部ニ對スル剩餘金配當ノ率ハ年七分ヲ超ユルコトヲ得ス

但シ特別ノ事由アルトキハ道知事ノ認可ヲ受ケ年一割迄ヲ增加スルコトヲ得

第七條　組合カ新ニ加入スル者ヨリ加入金ヲ徵收シ又ハ新ニ出資口數ヲ增加スル者ヨリ增口金ヲ徵收スルトキハ其ノ金額ハ之ヲ準備金ニ組入ルヘシ脫退シタル組合員ニ對シ其ノ持分ノ一部ヲ拂戻スヘキコトヲ定メタルトキハ其ノ殘額ニ付亦同シ

第八條　組合ノ業務上ノ餘裕金ハ一時國債證券若ハ地方債證券ヲ買入レ郵便貯金ト爲シ又ハ朝鮮總督ノ指定スル銀行若ハ金融組合若ハ金融組合聯合會ニ預入ヲ爲スノ外之ヲ使用スルコトヲ得ス

第九條　組合ノ事業年度ハ曆年ニ依ル但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十條　組合ノ役員ハ定款ノ規定又ハ總會ノ決議ニ依ルニ非サレハ給料、報酬又ハ賞與ヲ受クルコトヲ得ス

第十一條　組合借入金ヲ爲サムトスルトキハ道知事ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ認可申請書ニハ借入金額、利率、期限、償還方法及借入先ヲ記載スヘシ

第十二條　左ノ場合ニ於テハ組合ハ道知事ノ認可ヲ受クヘシ

一、業務、給與、服務及懲戒ニ關スル規程ヲ設ケ又ハ之ヲ變更セムトスルトキ

二、每事業年度ノ業務上ノ計畫及經費豫算ヲ定メ又ハ之ヲ變更セムトスルトキ

三、準備金其ノ他ノ積立金ヲ使用セムトスルトキ

四、業務用ノ土地若ハ建物ヲ取得シ又ハ業務用建物ヲ新築、改築若ハ移築セムトスルトキ

五、國債證券又ハ地方債證券ヲ買入レ又ハ之ヲ賣却セムトスルトキ

六、財産目錄ニ掲クル財産ノ價額ヲ增加セムトスルトキ

第十三條　役員ニ移動アリタルトキハ朝鮮産業組合令第二十四條第三項ノ場合ヲ除クノ外其ノ登記前ニ遲滯ナク其ノ事由、氏名及住所ヲ道知事ニ届出ツヘシ

前項ノ届書ニハ總會ノ決議ニ依ラサル場合ニ在リテハ監事ノ證明書ヲ添附スヘシ

第十四條　組合總會ヲ開カムトスルトキハ少クトモ十日前ニ會議ノ目的タル事項、開會ノ日時及場所ヲ道知事ニ届出ツヘシ

第十五條　組合ハ每月實際報告表ヲ調製シ翌月五日迄ニ道知事ニ之ヲ提出スヘシ

第二章　朝鮮産業組合及漁業組合

第十六條　組合ノ事業報告書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一、組合員ノ職業別ノ數及出資口數ノ異動

二、出資拂込ノ總額及剩餘金ヲ以テ出資ノ拂込ニ充テタルトキハ其ノ總額

三、借入又ハ償還シタル金額及借入金ノ利率

四、損益ノ計算

五、準備金其ノ他ノ積立金

六、總會ノ決議及評議員ヲ置ク組合ニ在リテハ評議員會ノ決議

七、事業ノ狀況

第十七條　組合ノ公告ハ所轄道廳ノ發行スル道報及組合事務所ニ於ケル揭示場ニ之ヲ爲スヘシ

第十八條　組合ノ出資一口ノ金額ノ減少ノ認可申請書及總會ノ決議ニ因ル解散ノ認可申請書ニハ財産目錄及貸借對照表ヲ添附スヘシ

第十九條　道知事朝鮮産業組合令第五十八條第二項、第五十九條又ハ第六十條第一項ノ規定ニ依リ命令又ハ處分ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨朝鮮總督ニ報告スヘシ

第二十條　組合カ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク朝鮮總督ニ届出ツヘシ

第二十一條　朝鮮産業組合令第六十一條第一項第一號又ハ第四號ノ事由ニ因ル解散ヲ爲シタルトキハ其ノ事由ヲ記載シ解散當時ニ於ケル監事ノ證明書ヲ添附シ遲滯ナク之ヲ道知事ニ届出ツヘシ

第二十二條　合併ノ認可申請書ニハ合併契約書、財産目錄、貸借對照表及合併後存續スル組合又ハ合併ニ因リテ設立スル組合ノ定款竝朝鮮産業組合令第六十四條第一項ノ場合ニ於テハ申請者カ同條ノ規定ニ依リ選任セラレタル者ナルコトヲ證スル書面ヲ添附スヘシ

第二十三條　組合ノ清算人ハ朝鮮産業組合令第七十條ノ規定ニ依リ總會ノ承認ヲ得タルトキハ財産目錄及貸借對照表ヲ朝鮮總督ニ差出スヘシ

第二十四條　組合ノ清算人ハ每月清算事務報告書及貸借對照表ヲ調製シ翌月十日迄ニ朝鮮總督ニ差出スヘシ

第二十五條　産業組合聯合會（以下聯合會ト稱ス）ノ出資一口ノ金額ハ五百圓ヲ超ユルコトヲ得ス

第二十六條　組合ノ加入ヲ承諾シタルトキハ聯合會ハ遲滯ナク之ヲ朝鮮總督ニ届出ツヘシ

第二十七條　左ノ場合ニ於テハ聯合會ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クヘシ

一、業務、給與、服務及懲戒ニ關スル規程ヲ設ケ又ハ之ヲ變更セムトスルトキ

二、每事業年度ノ業務上ノ計畫及經費豫算ヲ定メ又ハ之ヲ變更セムトスルトキ

三、準備金其ノ他ノ積立金ヲ使用セムトスルトキ

四、國債證券又ハ地方債證券ヲ買入レ又ハ之ヲ賣却セムトスルトキ

第二十八條　左ノ場合ニ於テハ聯合會ハ道知事ノ認可ヲ受クヘシ

一、業務用ノ土地若ハ建物ヲ取得シ又ハ業務用建物ヲ新築、改築若ハ移築セムトスルトキ

二、財産目錄ニ揭クル財産ノ價額ヲ增加セムトスルトキ

第二十九條　聯合會ハ每年一回以上所屬組合ニ就キ業務ノ調査ヲ爲スヘシ

前項ノ調査ヲ爲シタルトキハ其ノ調査ノ要領ヲ朝鮮總督ニ届出ツヘシ

第三十條　所屬組合カ法令又ハ定款ニ違反シ其ノ他道知事又ハ朝鮮總督ノ處分ヲ必要トスル場合ニ於テハ聯合會ハ其ノ事由ヲ道知事又ハ朝鮮總督ニ具申スヘシ

第三十一條　本令又ハ朝鮮産業組合令ニ依リ朝鮮總督又ハ道知事ニ提出スル書類ニシテ總會ノ決議ヲ經ヘキ事項ニ係ルモノハ其ノ決議錄ヲ添附スヘシ

定款ノ定ムル所ニ依リ評議員會ノ決議ヲ經ヘキ事項ニ係ルモノニ付亦同シ

第三十二條　第一條、第四條乃至第十一條、第十三條乃至第十八條及第二十條乃至第二十四條ノ規定ハ聯合會ニ之ヲ準用ス但シ第一條、第六條、第十一條、第十三條乃至第十五條及第二十一條中道知事トアルハ朝鮮總督トス

附　則

本令ハ朝鮮産業組合令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二章　朝鮮産業組合及漁業組合

第二章　朝鮮産業組合及造林組合

産業組合定款例（大正十五年十月四日通牒第六〇號）
何産業組合定款（政務總監通牒各道知事宛）

第一章　總　則

第一條　本組合ハ何々産業組合ト稱ス

第二條　本組合ハ組合員ノ産業又ハ其ノ經濟ノ發達ヲ企圖スル爲メ左ノ事業ヲ行フヲ以テ目的トス

一、組合ノ委託ヲ受ケ其ノ生産シタル物ニ加工シ又ハ加工セスシテ之ヲ賣却スルコト

二、組合員ノ産業若ハ經濟ニ必要ナルモノヲ買入レ之ニ加工シ若ハ加工セスシテ組合員ニ賣却シ又ハ總組合員ノ産業若ハ經濟ニ必要ナルモノヲ生産シテ組合員ニ賣却スルコト

三、組合員ヲシテ産業又ハ經濟ニ必要ナル設備ヲ利用セシムルコト

第三條　本組合ノ區域ハ何道何府(郡)何(面)何(町)トス

第四條　本組合ノ事務所ハ何道何府(郡)何(面)何町何里(洞)何番地ニ置ク

本組合ハ前項ノ事務所ノ外必要ナル地ニ事務所ヲ設置スルコトアルヘシ

第五條　組合員ハ本組合ノ區域内ニ居住シ且ツ獨立ノ生計ヲ營ム者ニ限ル

第六條　組合員ハ本組合ト同一ノ目的ヲ有スル他ノ産業組合ニ加入スルコトヲ得ス但シ組合長ノ承諾ヲ經タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七條　本組合ノ公告ハ何道報及組合事務所ニ於ケル揭示場ニ之ヲ爲ス

第八條　本組合ノ財産ニ對スル組合員ノ持分ハ左ノ表準ニ依リ之ヲ定ム

一、出資金ニ對シテハ出資額ニ應シ年度毎ニ之ヲ算定加算ス

二、準備金ニ對シテハ拂込濟出資累計額ニ應シ算定ス

三、特別積立金ニ對シテハ本組合ヨリ購買シタル物ノ價額及本組合ニ支拂ヒタル利用料ノ額ヲ合算シタル金額ニ應シ年度毎ニ算定加算ス但シ總會ノ決議ニ依リ販賣シタル物ノ價額及購買シタル物ノ價額ニ對スル持分算定ノ率ハ種類ニ依リ之ヲ異ニスルコトヲ得

四、其ノ他ノ財産ニ對シテハ拂込濟出資累計額ニ應シテ之ヲ算定ス

五、損失ノ塡補ヲ爲ササル前ニ於テ持分ヲ拂戻ストキハ特別積立金ニ對スル持分ニ按分シテ控除シ其ノ特別積立金ヲ以テ足ラサルトキハ準備金ニ對スル持分ニ按分シテ控除シ持分ヲ算定ス

本組合ニ損失アリタルトキハ之ヲ塡補シタル財産ノ科目ニ對スル持分ニ按分シテ控除シ持分ヲ算定ス第十五條ノ規定ニ依リ特別積立金ヲ臨時ノ支出ニ處分シタル場合亦同シ

本組合財産カ出資額ヨリ減少シタルトキハ出資額ニ應シ持分ヲ算定ス

第二章　出資及積立金

第九條　出資一口ノ金額ハ十圓トス

第十條　出資第一回拂込ノ金額ハ一口ニ付一圓トス

第十一條　出資第二回以後ノ拂込ノ金額、日時及方法ハ配當スヘキ剰餘金ヲ以テ拂込ニ充ツル場合ヲ除クノ外評議員會ノ議決ニ依リ之ヲ定ム

第十二條　組合員其ノ出資ノ拂込ヲ怠リタルトキハ期日後一日ニ付其ノ拂込ムヘキ金額ノ二百分ノ一ニ當ル過怠金ヲ徵ス

第十三條　本組合ハ出資總額ニ達スル迄毎事業年度ノ剰餘金ノ四分ノ一以上ヲ準備金トシテ積立ツルモノトス

本組合ハ前項ノ準備金ノ外剰餘金ヨリ特別積立金ヲ積立ツルコトヲ得

第十四條　加入金、增口金、過怠金及第七十九條ノ規定ニ依リ拂戻ヲ爲ササル持分額ハ之ヲ準備金ニ組入ルルモノトス

第十五條　準備金及特別積立金ハ損失ノ塡補ニ充ツルモノトス但シ特別積立金ハ臨時ノ支出ニ處分スルコトヲ得

第十六條　準備金又ハ特別積立金ヲ處分セムトスルトキハ總會ノ決議ヲ經ヘシ

第三章　機　關

第二章　朝鮮産業組合及造業組合

第二章　朝鮮産業組合及農業組合

第十七條　本組合ニ組合長、理事一人、監事三人及評議員何人ヲ置ク

評議員ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任ス

組合長、監事及評議員ハ名譽職トシ理事ハ之ヲ有給トス

第十八條　理事ハ組合長ヲ輔佐シ組合ノ業務ヲ掌理シ組合長事故アル場合又ハ闕員ノ場合之ヲ代理シ又ハ其ノ職務ヲ行フ

第十九條　組合長及理事ノ任期ハ三年トシ監事及評議員ノ任期ハ二年トス但シ任期中ノ最終決算期ニ關スル定時總會ノ終結前任期滿了シタルトキハ其ノ終結迄任期ヲ伸長ス

第二十條　組合長、理事、監事及評議員ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス

第二十一條　辭任其ノ他ノ事由ニ因リ監事又ハ評議員ニ闕員ヲ生シタルトキハ通常總會ノ時期迄豫メ補闕選舉ヲ行フモノトス

補缺選舉ニ依リ就任シタル監事又ハ評議員ハ前任者ノ殘任期間在任ス

第二十二條　評議員會ハ必要ニ應シ組合長之ヲ招集ス

評議員會ノ議長ハ組合長ヲ以テ之ニ充ツ

評議員會ハ評議員定數ノ半數以上出席スルニ非サレハ開會スルコトヲ得ス但シ除名ノ決議ヲ爲サムトスルトキハ三分ノ二以上出席スルコトヲ要ス

議事ハ出席シタル評議員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

理事ハ評議員會ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得

第二十三條　左ノ事項ハ評議員會ノ議決ヲ經ヘシ

一、業務、給與、服務及懲戒ニ關スル諸規程ノ制定又ハ變更

二、經費豫算

三、業務用土地建物ノ取得、處分又ハ借入

四、業務用建物ノ新築、改築又ハ修築

五、國債證券又ハ地方債證券ノ買入又ハ賣却

六、資金ノ借入

七、償渡金及延納金ノ利息竝償渡金及延納金ノ遲延利息ノ歩合

八、手數料其ノ他ノ料金ノ標準

九、組合員ノ生産能力及信用程度ノ査定

十、缺損ニ際スヘキ積立金ノ整理又ハ債務辨濟ノ爲引受ケタル物件ノ處分

十一、財産目錄ニ掲ケタル財産ノ價額ノ變更

十二、訴ノ提起

第二十四條　定時總會ハ毎年一月之ヲ招集ス

臨時總會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ招集ス

一、組合長必要アリト認メタルトキ

二、朝鮮産業組合令第二十二條ノ規定ニ依リ請求アリタルトキ

三、組合長及理事ノ闕ケタルトキ

四、監事カ朝鮮産業組合令第三十一條ノ規定ニ依リ必要アリト認メタルトキ

第二十五條　總會ノ招集ハ少クトモ十日前ニ其ノ會議ノ目的タル事項ヲ示シタル書面ヲ以テ各組合員ニ通知ヲ發スルコトヲ要ス

第二十六條　總會ハ總組合員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ開會スルコトヲ得ス但シ組合長、理事及監事ノ選任、定款ノ變更、解散及合併ノ決議ヲ爲サムトスルトキハ半數以上出席スルコトヲ要ス

決議ハ出席シタル組合員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス但シ定款ノ變更解散及合併ノ決議ハ四分ノ三以上ヲ以テ之ヲ決ス

第二十七條　組合員ハ何人以上ヲ代理シテ議決權ヲ行フコトヲ得ス

第二十八條　總會及評議員會ノ議長ハ決議錄ヲ作リ會議ノ顚末及組合員ノ總數又ハ評議員ノ定數竝出席者ノ

第二章　朝鮮産業組合及農業組合

第二章　朝鮮產業組合及漁業組合

員數ヲ記載スヘシ

總會ノ決議錄ニハ議長及議長ノ指名シタル出席者二名以上之ニ署名又ハ記名捺印シ評議員會ノ決議錄ニハ議長及出席者署名又ハ記名捺印スルコトヲ要ス

第四章　業務ノ執行

第一節　通則

第二十九條　本組合ノ事業年度ハ曆年ニ依ル

第三十條　組合長ハ每事業年度ノ終ニ於テ翌年度ニ於ケル業務上ノ計畫ヲ定ムヘシ

第三十一條　組合長ハ組合員ノ生產能力及信用程度表ヲ作リ異動ノ都度之ヲ整理スヘシ

第三十二條　本組合ハ保管貨物ニ對シ火災保險ヲ附ス其ノ保管料ハ組合ノ負擔トス

第二節　販賣

第三十三條　本組合ニ於テ販賣スル物ノ種類左ノ如シ

一、綿布、麻布、苧布、綿布、生絲、紙、竹製品、藁工品、薪炭、何何

二、米、麥、大豆、繭、卵、何何

三、其ノ他總會ノ決議ヲ經タル物

第三十四條　本組合ニ於テ爲ス加工左ノ如シ

一、織物ノ精練、染色、糊附、仕上、何何

二、乾繭殺蛹、繭ノ仕上、何何

三、繩ノ仕上、何何

四、米麥ノ脫穀、精白、何何

第三十五條　組合員ハ組合長又ハ理事ノ承諾ヲ經ルニ非サレハ本組合ニ委託セスシテ本組合ニ於テ取扱フ物ヲ他ニ販賣スルコトヲ得ス

第三十六條　組合長又ハ理事ハ必要ニ應シ各組合員ノ生產物ニ付報告ヲ徵シ又ハ調査ヲ爲スコトヲ得

第三十七條　組合カ組合員ヨリ生產物ヲ受取リタルトキハ其ノ品等及數量ヲ査定シ組合長之ヲ組合員ニ通知スルモノトス組合ニ於テ加工ヲ爲シタル場合加工後ノ物ニ付亦同シ

品等査定ノ方法及標準ハ豫メ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三十八條　種類及品等ノ同一ナル受取物品ニ付テハ之ヲ混合保管ト爲スコトヲ得

第三十九條　組合員ハ其ノ販賣セムトスル物ニ付代價又ハ販賣ノ時期ヲ指定スルコトヲ得ス

第四十條　組合カ組合員ヨリ生產物ヲ受取リタルトキハ組合員ノ請求ニ依リ代金ノ假渡ヲ爲スコトヲ得但シ其ノ額ハ時價ノ十分ノ八以內ニ於テ組合長之ヲ定ム

前項ノ假渡金ハ一組合員ニ對シ總額百圓ヲ超ユルコトヲ得ス

第一項ノ假渡金ニ對シテハ百圓ニ付キ日步四錢以內ニ於テ組合長ノ定ムル利息ヲ支拂フコトヲ要ス

第四十一條　販賣品ニ對シ組合ニ於テ加工其ノ他特殊ノ勞費ヲ加ヘタルモノニ付テハ別ニ手數料ヲ徵收ス

前項ノ手數料ハ總會ノ決議シタル範圍內ニ於テ組合長之ヲ定ム

第四十二條　本組合ハ組合員ニ拂渡スヘキ代金又ハ取扱ヒタル數量ニ應シ手數料ヲ徵收ス

前條第二項ノ規定ハ前項ノ手數料ニ之ヲ準用ス

第四十三條　一箇月中ニ販賣シタル物品ノ代金ハ現金ヲ受取リタルト否トニ拘ラス每月末各品等ニ付之ヲ計算シ組合員カ委託シタル物品ノ數量ニ應シテ之ヲ配分スルモノトス

第四十條ノ假渡金及其ノ利息竝第四十一條又ハ第四十二條ノ手數料ハ前項ノ配分ヲ爲ストキ差引計算ス

第四十四條　物品受取當月中ニ賣却スルコト能ハサリシ物品ニ付テハ其ノ後ニ賣却シタル同品等物品ノ代金中ヨリ先ツ其ノ代金ヲ配分スルモノトス

第四十五條　引渡ヲ受ケタル委託販賣品ニ付テハ保管料ヲ徵セス

第三節　購賣

第四十六條　本組合ニ於テ賣却スル物ノ種類左ノ如シ

一、產業用機械、器具

第二章　朝鮮產業組合及漁業組合

二、繭、生絲、大麻、苧麻、棉花、綿絲、楮皮、竹、藁、肥料、蠶種、種禽、種卵、飼料、何何
三、米、麥、大豆、菜、乾物類、布帛類、石油、何何
四、其ノ他總會ノ決議ヲ經タル物
第四十七條　本組合ニ於テ爲ス加工又ハ生産左ノ如シ
一、肥料ノ配合、蠶種ノ催青、稚蠶ノ飼育、何何
二、家禽ノ飼育、何何
第四十八條　組合員ハ組合長又ハ理事ノ承諾ヲ經ルニ非サレハ本組合ニ於テ取扱フ物ヲ本組合外ヨリ購買スルコトヲ得ス
第四十九條　組合長又ハ理事ハ必要ニ應シ組合員ノ需要品ニ付報告ヲ徴シ又ハ調査ヲ爲スコトヲ得
第五十條　購買ノ申込多數ノ場合ニ於ケル賣却ノ順位又ハ數量ハ申込人ノ購買必要ノ程度等ヲ參酌シテ組合長之ヲ定ム
第五十一條　組合員ニ賣却スル物ノ代價ハ市價ヲ標準トシテ組合長之ヲ定ム
第五十二條　組合長ハ必要アリト認ムル時ハ時價ヲ指定シテ組合員ニ註文物ノ見積代金ノ一部ヲ提供セシムルコトヲ得
第五十三條　組合員ハ組合ヨリ購買物引渡ノ通知ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク之ヲ引取ルコトヲ要ス
前項ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ二週間内ニ引取ヲ爲サヽルトキハ購買代價ノ十分ノ一ニ當ル過怠金ヲ徴收ス
此ノ場合ニ於テハ本組合ニ於テ其ノ賣買契約ノ解除ヲ爲スコトヲ妨ケス
第五十四條　組合員ハ購買物引取ト同時ニ其ノ代金ヲ支拂フコトヲ要ス但シ組合長ニ於テ已ムヲ得サル事由アリト認ムルトキハ産業用機械ニ在リテハ五年内ノ割賦支拂、其ノ他ノ物ニ在リテハ一年内ノ延納ヲ承諾スルコトヲ得
前項但書ノ延納金ハ組合員ニ對シ産業用機械ニ在リテハ總額百圓、其ノ他ノ物ニ在リテハ總額五十圓ヲ超ユルコトヲ得ス

第一項但書ノ延納金額ハ第三十一條ニ掲クル生産能力及信用程度表ニ基キ購買物ノ用途ヲ斟酌シテ組合長之ヲ定ム
第一項但書ノ延納金ニ對シテハ百圓ニ付日歩四錢以内ニ於テ組合長ノ定ムル利息ヲ徴收ス
第五十五條　前條第一項但書ノ延納金及其ノ利息ハ第四十條第一項ノ規定ニ依リ代金ノ假渡ヲ爲シ又ハ第四十三條第一項ノ規定ニ依リ販賣代金ノ配分ヲ爲ストキ差引計算ス但シ組合長ニ於テ已ムヲ得サル事由アリト認ムルトキハ其ノ一部ヲ差引計算スルコトヲ得
第五十六條　組合長第五十四條第一項但書ノ規定ニ依リ延納ヲ承諾スル場合ニ於テハ組合員ヲシテ保證人ヲ立テシメ又ハ擔保物ヲ供セシムルモノトス
組合員ヲ保證人ト爲スニハ其ノ組合ニ對スル主タル債務ト保證債務トヲ合セテ第三十一條ノ生産能力及信用程度表ニ依ル信用程度ヲ超過セサル場合ニ限ル
擔保物ヲ徴スル場合ニ於ケル延納金額ハ組合長ニ於テ鑑定シタル擔保物評價額ノ十分ノ八以内トス
第五十七條　擔保物トシテ徴スル場合ノ土地評價ハ實地ニ就キ其ノ所在、等級、面積、收益等ヲ調査シ且土地臺帳又ハ地稅臺帳ニ掲クル地價及附近ノ實際賣買價額ヲ斟酌シテ組合長之ヲ定メ建物ノ評價ハ實地ニ就キ其ノ所在、構造、用材、使用法、將來使用ニ堪ユヘキ年限等ヲ調査シテ組合長之ヲ定ム
第五十八條　不動産ヲ擔保トシテ徴スル場合ニ於テハ抵當權又ハ質權設定ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ抵當權又ハ質權第一順位ナルコトヲ要ス
第五十九條　擔保トシテ徴スル土地ハ永續スヘキ確實ナル收益ノ見込アルモノニ限ル
第六十條　擔保トシテ徴スル動産ハ組合ニ於テ保管シ又ハ確實ナル第三者ヲシテ保管セシムルモノトス
第六十一條　本組合ヨリ購買シタル物ハ不用ニ歸シ其ノ他已ムヲ得サル場合ノ外之ヲ他ニ讓渡シ又ハ質權ノ目的ト爲スコトヲ得ス
組合員前項ニ規定スル事由ニ因リ本組合ヨリ購買シタル物ヲ他ニ讓渡シ又ハ質ノ目的ト爲ス場合ニハ豫メ其ノ旨組合長又ハ理事ニ申出ツヘシ

第二章　朝鮮産業組合及漁業組合

第四節　利用

第六十二條　本組合ニ於テ設備スルモノ左ノ如シ

一、倉庫、計場、理髪場、何何

二、産業用機械器具、何何

三、冠婚葬祭用具、何何

四、其ノ他總會ノ決議ヲ經タルモノ

第六十三條　組合員前條ノ設備ヲ利用セムトスルトキハ設備ノ名稱、所在地、數量及利用ノ期間ヲ記載シタル申込書ヲ組合長ニ差出スコトヲ要ス

組合長前項ノ申込ヲ受ケタルトキハ申込人ノ利用必要ノ程度ヲ考査シ利用セシムヘキ條件及方法ヲ定メ之ヲ申込人ニ通知スルモノトス

第六十四條　第五十條ノ規定ハ設備利用ノ申込多數ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十五條　組合長必要アリト認ムルトキハ設備ヲ利用セシムル組合員ヲシテ保證人ヲ立テシメ又ハ擔保ヲ供セシムルモノトス

第五十六條第二項及第五十七條乃至第六十條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十六條　組合員ハ設備ノ利用ニ對シ總會ニ於テ決議シタル範圍内ニ於テ組合長ノ定ムル利用料ヲ支拂フコトヲ要ス

利用中設備ヲ損傷シ又ハ之ヲ喪失シタルトキハ組合長ノ定ムル辨償金ヲ支拂フコトヲ要ス

第六十七條　前條第一項ノ利用料ハ日割ヲ以テ一月毎ニ之ヲ計算シ其ノ月末迄ニ之ヲ支拂フコトヲ要ス但シ組合長ニ於テ已ムヲ得サル事由アリト認ムルトキハ二月内ノ延納ヲ承諾スルコトヲ得

第五十四條第四項ノ規定ハ前項但書ノ延納金ニ之ヲ準用ス

前條第二項ノ辨償金ハ組合長カ辨償ノ請求ヲ爲シタル日ヨリ二週間内ニ之ヲ支拂フコトヲ要ス

第一項及第三項ノ支拂ヲ怠リタルトキハ期日後一日ニ付キ其ノ支拂フヘキ金額ノ千分ノ一ニ當ル過怠金ヲ徴收ス

第六十八條　組合長ハ組合員カ利用ノ條件ニ違反スト認ムルトキハ組合員ヲシテ其ノ設備ヲ返還セシムルコトヲ得

第五節　剰餘金處分及損失塡補

第六十九條　組合長ハ毎事業年度ノ終ニ於テ諸勘定ヲ決算スヘシ

前項ノ決算ヲ終リタルトキハ組合長ハ財産目錄、貸借對照表、事業報告書及剰餘金處分案又ハ損失金塡補方法書ヲ作成スヘシ

第七十條　毎事業年度ニ於ケル手數料、賣却益金、利用料、利息其ノ他諸益金ヨリ事務費其ノ他諸費用及諸損ヲ控除シタル殘額ヲ以テ剰餘金トス

第七十一條　剰餘金ヨリ準備金ニ積立ツヘキ金額及配當金ヲ控除シ尙殘餘アルトキハ特別配當金、役員賞與金又ハ雜損金ト爲スモノトス

第七十二條　剰餘金ノ配當ハ其ノ剰餘金ヲ生シタル年度ノ終ニ於ケル組合員ノ拂込濟出資額ニ應スルモノトス

剰餘金ノ特別配當ハ其ノ剰餘金ヲ生シタル事業年度内ニ於テ組合員カ本組合ニ委託シテ販賣シタル物ノ價額、本組合ヨリ購買シタル物ノ價額及本組合ニ支拂ヒタル利用料ノ額ヲ合算シタル金額ニ應スルモノトス但シ總會ノ決議ニ依リ販賣シタル物ノ價額ニ對スル配當ノ率ハ物ノ種類ニ依リ之ヲ異ニスルコトヲ得

前二項ノ配當ハ組位未滿ノ金額ニ對シテハ之ヲ爲ササルモノトス

第七十三條　損失ノ塡補ハ先ツ特別積立金ヲ以テシ次ニ準備金ヲ以テス

第六章　加入、增口及脫退

第七十四條　本組合ニ加入又ハ出資金口數增加ノ申込アリタルトキハ評議員會ノ決議ニ付シ其ノ諾否ヲ決ス

前項ノ申込ヲ承諾シタルトキハ其ノ旨申込人ニ通知シ出資第一回ノ拂込及加入金何錢又ハ增口金何錢ノ納付ヲ爲サシメタル後組合員名簿ニ記載スルコトヲ要ス但シ初年度ニ於テハ加入金又ハ增口金ハ之ヲ徵セス

第二章　朝鮮産業組合及漁業組合

徵收ス

第六十八條　組合長ハ組合員カ利用ノ條件ニ違反スト認ムルトキハ組合員ヲシテ其ノ設備ヲ返還セシムルコトヲ得

第五節　剰餘金處分及損失塡補

第六十九條　組合長ハ毎事業年度ノ終ニ於テ諸勘定ヲ決算スヘシ

前項ノ決算ヲ終リタルトキハ組合長ハ財産目錄、貸借對照表、事業報告書及剰餘金處分案又ハ損失金塡補方法書ヲ作成スヘシ

第七十條　毎事業年度ニ於ケル手數料、賣却益金、利用料、利息其ノ他諸益金ヨリ事務費其ノ他諸費用及諸損ヲ控除シタル殘額ヲ以テ剰餘金トス

第七十一條　剰餘金ヨリ準備金ニ積立ツヘキ金額及配當金ヲ控除シ尙殘餘アルトキハ特別配當金、役員賞與金又ハ雜損金ト爲スモノトス

第七十二條　剰餘金ノ配當ハ其ノ剰餘金ヲ生シタル年度ノ終ニ於ケル組合員ノ拂込濟出資額ニ應スルモノトス

剰餘金ノ特別配當ハ其ノ剰餘金ヲ生シタル事業年度内ニ於テ組合員カ本組合ニ委託シテ販賣シタル物ノ價額、本組合ヨリ購買シタル物ノ價額及本組合ニ支拂ヒタル利用料ノ額ヲ合算シタル金額ニ應スルモノトス但シ總會ノ決議ニ依リ販賣シタル物ノ價額ニ對スル配當ノ率ハ物ノ種類ニ依リ之ヲ異ニスルコトヲ得

前二項ノ配當ハ組位未滿ノ金額ニ對シテハ之ヲ爲ササルモノトス

第七十三條　損失ノ塡補ハ先ツ特別積立金ヲ以テシ次ニ準備金ヲ以テス

第六章　加入、增口及脫退

第七十四條　本組合ニ加入又ハ出資金口數增加ノ申込アリタルトキハ評議員會ノ決議ニ付シ其ノ諾否ヲ決ス

前項ノ申込ヲ承諾シタルトキハ其ノ旨申込人ニ通知シ出資第一回ノ拂込及加入金何錢又ハ增口金何錢ノ納付ヲ爲サシメタル後組合員名簿ニ記載スルコトヲ要ス但シ初年度ニ於テハ加入金又ハ增口金ハ之ヲ徵セス

加入又ハ増口ノ効力ハ第七十五條及第七十七條ノ場合ヲ除クノ外前項ノ拂込及納付ト同時ニ發生スルモノトス

第七十五條　組合員其ノ持分ヲ讓渡セムトスルトキハ組合長ノ承諾ヲ受クルコトヲ要ス

持分ノ讓受人組合員ニ非サルトキハ加入金及出資ノ拂込ヲ爲サシメサルノ外前條第一項及第二項ノ規定ヲ準用ス

第七十六條　組合員ハ事業年度ノ終ニ於テ脱退スルコトヲ得但シ三月前ニ其ノ旨ヲ組合ニ豫告スル事ヲ要ス

第七十七條　死亡ニ因リ脱退シタル組合員ノ相續人カ直ニ加入スルトキハ組合ハ被相續人ニ對スル持分ノ拂戻計算ヲ爲サス被相續人ト同一ノ權利ヲ有シ義務ヲ負フモノト看做ス但シ此場合ニ於テハ加入金ヲ徴セス

第七十八條　組合員左ノ事由ノ一ニ該當スルトキハ評議員會ノ決議ニ依リテ之ヲ除名ス

一、出資ノ拂込、過怠金ノ納付、手數料、購買代金、利用料、辨償金又ハ利息ノ支拂ヲ怠リ一月内ニ其ノ義務ヲ履行セサルトキ

二、自己ノ生産物ニ非サル物ノ販賣ヲ委託シタルトキ

三、第三十五條又ハ第四十八條ノ規定ニ違反シテ物ヲ販賣又ハ購買シタルトキ

四、組合長又ハ理事ノ承諾ヲ經スシテ組合ヨリ購買シタル物ヲ他ニ讓渡シ又ハ質權ノ目的ト爲シタルトキ

五、組合ノ設備ヲ他人ニ利用セシメタルトキ

六、組合ノ事業ヲ妨クル所爲アリタルトキ

七、犯罪其ノ他信用ヲ失フヘキ所爲アリタルトキ

第七十九條　脱退シタル組合員ニハ請求ニ依リ拂込出資額ヲ限度トシ其ノ脱退シタル事業年度ノ終ニ於ケル組合財産ニ依リ持分ノ拂戻ヲ爲スモノトス但シ除名ニ因ル場合ニ於テハ其ノ拂込濟出資額ノ半額ヲ限度トシ死亡、組合員タル資格ノ喪失其ノ他評議員會ニ於テ已ムヲ得サルモノト認メタル事由ニ因ル場合ニ於テハ其ノ持分ノ全額ヲ拂戻スモノトス

前項ノ持分ノ拂戻ハ事業年度經過後ニ非サレハ之ヲ請求スルコトヲ得ス

第七章　解散

第八十條　本組合解散シタルトキハ組合長其ノ清算人ト爲ル但シ總會ノ決議ニ依リ組合員中ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得

第八十一條　解散ノ場合ニ於テ組合ノ債務ヲ完濟シ殘餘ノ財産アルトキハ第八條ノ持分ニ應シ之ヲ組合員ニ分配ス

附則

本組合設立當時ノ組合長、理事、監事及評議員左ノ如シ

組合長	何	某
理事	何	某
監事	何	某
監事	何	某
監事	何	某
評議員	何	某

（以下連名）

右設立者　何　某

（以下設立者全員署名捺印）

第二節　漁業組合

朝鮮の漁業組合も亦多く金融組合聯合會に加入し、資金を借入れて居る、而して地圖にあるが如く、朝鮮の海岸線を見るにその延長は九千三百二十五浬の長きに亙つて、北境豆滿江口より釜山港

外に至る東海岸は、海岸線長大にして屈曲に乏しく、魚介の種類としては、明太魚、鰊、鱈、鰆、鰤、鯖、鰛、鰤、鮭、鱒、氷魚、油目、鱢、帆立貝、鱈場蟹、ズワイ蟹、昆布等であつて、之に反して全羅南道珍島の附近より鴨綠江の江口に至る西海岸は、屈曲多く大小の嶋嶼無數に散在し、遠淺にして潮流極めて急である魚介は石首魚、蝦、鰣、鮸、赤魚、火魚、蟶、玉珧貝、搗布等を産する。また南海岸にあつては特種の種族を産しないが、鰛、鯖、鰆、鯛、鱈、太刀魚等が重なるものである。由是觀之ば皆自然水族の洄游棲息に適する特色を持つて居て、其の地勢、海況、潮流等の關係に依つて各異なつてゐると云ふことが知られ得る。而して知識技能を啓發し、其の經濟狀態の改良を圖り、漁村の健全なる發達を企圖せむが爲め、漁業令及以下の關係法規を發布して、諸般の制度を確立し、漁業組合の普及改善に力を盡して漁民の教養漁村

三湖漁業組合改良權

之を要するに朝鮮の沿海は魚介類の棲息上天惠厚く、殆んど無盡藏の寶庫と稱するも敢て過言ではないかも知れぬ。

然るに日韓併合前の漁政を見るに施設上に於て何等見るべきものなく、漁民自身にあつても徒に舊慣を墨守して改良の方法を講せず、その漁獲高の如き云ふに足るものがなかつた。併合後に至りて專ら漁獲の增進と、水産製品の改良及産額の增加と、一面に於て漁民の

の維持に資したので漸次生産額の增加を招來し、明治四十四年に於て漁獲高六百七十六萬圓、製造高二百六十五萬圓たりしもの昭和元年度に於ては漁獲高五千六百二十二萬圓、製造高三千四百十二萬圓に達し、漁獲高に於て八倍三分製造高に於て十二倍三分の增加を見るに至つた。如斯長足の進歩を示したるは、實に漁業法の改良、漁具、漁船の改善に於て設備を整へたると、各種漁業試驗、漁業傳習、漁業資金の貸付、指導教養の然らしめた處であるが、最も重要なる施設としては、漁業組合の組織に待ちたるもの多きは疑を容れぬ處でなくてはならぬ。

古來朝鮮の漁場は、多く富豪又は兩班之を占有し、高率なる採收料を徵して弱小なる漁民は資力薄弱なる爲め、常に高利の借入金に依りて僅々漁業を營むに過ぎず、生活上悲慘なる狀況にあるは寧ろ農村以上である。之に對し低利資金を供給し、漁業權を取得せしめて永遠に地方漁民の漁場たらしめ、弱小漁業者の福祉を增進し以て漁業の發達を企圖するのみならず、社會の中産階級に誘導するの要あるは言を俟たぬ。實に漁業組合の設立目的は、這般の趣旨に順應せむが爲めの共同施設である、而して漁業組合の事業は主として

一、漁業權を取得し之を組合員に行使せしむ

二、漁獲物及其の製品の共同販賣

三、漁業資金の貸付

四、漁業用品の共同購入

五、漁獲物の共同運搬

六、模範漁船及漁網の製作
七、漁船繫留場、魚揚棧橋の築設
八、養殖場の設置、魚付林の造成
九、漁獲物處理用貯氷庫及永藏庫竝倉庫の設置等

であつて、其の他組合員の爲めに利益を增進する事業は、益々增加し來つてゐる。組合の經費は組合共有の漁業權の行使料及共同販賣、共同購入に依る手數料及漁業組合補助規則に依る國庫補助金等に依て支辨してゐる。

今參考の爲め昭和三年三月末日現在組合名及設立年月日は次の如くである。

漁業組合一覽表

道名	組合名	事務所々在地	設立年月日
○忠南	鹽島里漁業組合	保寧郡鰲川面鹽島里	大正七、六、三
同	外烟島里漁業組合	同　郡同　面外烟島里	同　八、三、元
○同	西面漁業組合	舒川郡西面都屯里	同　八、一〇、九
○同	安興漁業組合	鳴山郡近興面程竹里安興	同　九、一、二
	計四		
全北	於青島漁業組合	沃溝郡米面於青島	大正六、八、三〇
同	古群山西部漁業組合	同　郡同　面肚子島里	同　八、四、一〇
同	衣島里漁業組合	扶安郡下四面衣島里	同　一〇、三、二

道名	組合名	事務所々在地	設立年月日
全北	高敞海岸漁業組合	高敞郡興德面後浦里	大正三、二、八
同	鷲笑島里漁業組合	沃溝郡米面鷲笑島里	同　一四、八、一六
同	開也島里漁業組合	同　郡同面開也島里	同　一四、八、一八
	計六		
全南	落月島漁業組合	靈光郡落月面上落月里	大正三、三、一〇
同	月汀里漁業組合	濟州島舊左面月汀里	同　五、五、二
同	富島漁業組合	麗水郡南面富島里	同　七、三、五
同	安島漁業組合	同　郡同面安島里	同　七、三、一〇

道名	組合名	事務所々在地	設立年月日
全南	巨文島漁業組合	同　郡三山面巨文里	大正七、三、一〇
同	心臺里漁業組合	同　郡南　面心臺里	同　八、三、二
同	蜊島大里漁業組合	靈光郡蜊島面大　里	同　八、三、二八
同	椒子島漁業組合	濟州島椒子面大西里	同　八、三、二一
同	水門漁業組合	長興郡安良面水門里	同　九、三、一七
同	率月漁業組合	麗水郡率井面白也里	同　九、三、三
同	玉井漁業組合	同　郡同　面同　里	同　九、三、二七
同	濟州島海女漁業組合	濟州島濟州面三徒里	同　九、四、一七
同	金甲里漁業組合	珍島郡義新面金甲里	同　一〇、三、一六
同	下苔島漁業組合	務安郡黑山面苔島黑下苔島	同　一〇、三、二七
同	鳥島面漁業組合	珍島郡鳥島面倉柳里	同　一一、三、二八
同	高興郡海苔漁業組合	高興郡高興面	同　一二、一、一八
同	長興郡海苔漁業組合	長興郡大德面	同　同
同	康津郡海苔漁業組合	康津郡大口面	同　同
同	莞島郡海苔漁業組合	莞島郡莞島面郡內里	同　同
同	光陽郡海苔漁業組合	光陽郡光陽面	同　同
同	牟津江漁業組合	長興郡長興面	同　三、四、三
同	夢灘漁業組合	務安郡朴谷面明山里	同　三　八、五〇
同	莞島漁業組合	莞島郡莞島面郡內里	同　三、九、一
同	薪老島漁業組合	高興郡藥業面新錦里	同　三、九、三
同	麗水漁業組合	麗水郡麗水面	同　三、一一、九
同	全南	珍島郡海苔漁業組合	大正一四、八、一七
同	北平漁業組合	海南郡北平面南倉里	同　一五、二、一
同	西歸漁業組合	濟州島右　面西歸里	同　一四、八、一七
	計二六		
全南	珍島郡珍島面城內里	珍島郡珍島面城內里	大正一四、八、一七
同	北平漁業組合	海南郡北平面南倉里	同　一五、二、一
同	西歸漁業組合	濟州島右　面西歸里	同　一四、八、一七
	計二六		
全南	康陵島漁業組合	康陵島南　面道洞	大正三、三、三
同	迎日漁業組合	迎日郡浦項面	同　三、三、八
同	九龍浦漁業組合	同　郡迎州面九龍浦里	同　一二、一、九
同	甘浦漁業組合	慶州郡陽北面甘浦里	同　同
同	寧海漁業組合	盈德郡寧海面大津洞	同　三、三、六
同	淸河漁業組合	迎日郡淸河面月浦里	同　三、三、二〇
同	江口漁業組合	盈德郡盈德面江口洞	同　三、一二、九
同	丑山漁業組合	同　郡丑山面丑山洞	同　一三、一、二
同	迎日郡松羅面芳石里	迎日郡松羅面芳石里	同　一四、三、一〇
同	陽南漁業組合	慶州郡陽南面下西里	同　同
同	長鬐漁業組合	迎日郡長鬐面良浦里	同　同
同	曲江漁業組合	同　郡曲江面七浦洞	同　一五、三、一三
同	鳥保漁業組合	盈德郡鳥保	昭和　三、一、一一
	計一三		
慶南	巨濟漁業組合	統營郡巨濟面	大正元、一二、三〇
同	江東面漁業組合	蔚山郡江東面亭子洞	同　二、一、三六
同	大舰面漁業組合	同　郡大舰面南化里	同　同

道名	組合名	事務所々在地	設立年月日
鹿児島	混山面連業組合	姶良郡三浦山面連山原	大正二、三、二五
同	西生面連業組合	同　郡西生面新岩里	同　二、一、一四
同	東面連業組合	同　郡東　面方本里	同　二、一、一三
同	鹿屋連業組合	肝属郡日光面伊川里	同　二、一、一八
同	鏡東面連業組合	同　郡天神面鏡東里	同　二、一、一八
同	鏡天連業組合	同　郡天神面鏡天里	同　二、一、一八
同	鏡川連業組合	同　郡鏡田色面境内里	同　二、一、一八
同	南連業組合	油喰郡山田面油喰南新市	同　二、一、一八
同	岡山面連業組合	同　郡岡山面瓢箪里	同　二、一〇、二二
同	共栄連業組合	同　郡二俣面共栄新里	同　二、一〇、二五
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　二、一一、一九
同	共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　二、一一、二五
同	佐賀江連業組合	姶良郡加治木町	同　二、一一、二六
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　二、一一、二七
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　二、一二、一
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　二、一二、二
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　二、一二、三
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　二、一二、四
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　二、一二、五
同	佐賀江連業組合	同　郡加治木町	同　二、一二、六
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　二、一二、七
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　二、一二、八
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　二、一二、九
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　二、一二、一〇
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　二、一二、一一
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　二、一二、一二
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　二、一二、一三
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　二、一二、一四
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　二、一二、一五
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　二、一二、一六
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　二、一二、一七
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　二、一二、一八
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　二、一二、一九
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　二、一二、二〇
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　二、一二、二一
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　二、一二、二二
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　二、一二、二三
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　二、一二、二四
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　二、一二、二五
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　二、一二、二六
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　二、一二、二七
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　二、一二、二八
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　二、一二、二九
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　二、一二、三〇
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　二、一二、三一
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、一、一
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、一、二
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、一、三
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、一、四
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、一、五
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、一、六
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、一、七
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、一、八
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、一、九
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、一、一〇
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、一、一一
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、一、一二
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、一、一三
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、一、一四
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、一、一五
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、一、一六
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、一、一七
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、一、一八
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、一、一九
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、一、二〇
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、一、二一
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、一、二二
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、一、二三
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、一、二四
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、一、二五
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、一、二六
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、一、二七
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、一、二八
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、一、二九
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、一、三〇
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、一、三一
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、二、一
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、二、二
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、二、三
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、二、四
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、二、五
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、二、六
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、二、七
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、二、八
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、二、九
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、二、一〇
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、二、一一
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、二、一二
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、二、一三
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、二、一四
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、二、一五
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、二、一六
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、二、一七
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、二、一八
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、二、一九
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、二、二〇
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、二、二一
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、二、二二
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、二、二三
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、二、二四
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、二、二五
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、二、二六
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、二、二七
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、二、二八
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、二、二九
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、二、三〇
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、二、三一
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、三、一
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、三、二
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、三、三
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、三、四
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、三、五
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、三、六
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、三、七
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、三、八
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、三、九
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、三、一〇
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、三、一一
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、三、一二
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、三、一三
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、三、一四
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、三、一五
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、三、一六
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、三、一七
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、三、一八
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、三、一九
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、三、二〇
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、三、二一
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、三、二二
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、三、二三
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、三、二四
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、三、二五
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、三、二六
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、三、二七
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、三、二八
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、三、二九
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、三、三〇
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、三、三一
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、四、一
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、四、二
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、四、三
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、四、四
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、四、五
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、四、六
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、四、七
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、四、八
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、四、九
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、四、一〇
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、四、一一
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、四、一二
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、四、一三
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、四、一四
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、四、一五
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、四、一六
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、四、一七
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、四、一八
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、四、一九
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、四、二〇
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、四、二一
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、四、二二
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、四、二三
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、四、二四
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、四、二五
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、四、二六
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、四、二七
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、四、二八
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、四、二九
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、四、三〇
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、五、一
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、五、二
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、五、三
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、五、四
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、五、五
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、五、六
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、五、七
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、五、八
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、五、九
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、五、一〇
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、五、一一
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、五、一二
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、五、一三
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、五、一四
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、五、一五
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、五、一六
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、五、一七
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、五、一八
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、五、一九
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、五、二〇
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、五、二一
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、五、二二
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、五、二三
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、五、二四
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、五、二五
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、五、二六
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、五、二七
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、五、二八
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、五、二九
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、五、三〇
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、五、三一
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、六、一
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、六、二
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、六、三
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、六、四
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、六、五
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、六、六
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、六、七
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、六、八
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、六、九
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、六、一〇
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、六、一一
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、六、一二
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、六、一三
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、六、一四
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、六、一五
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、六、一六
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、六、一七
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、六、一八
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、六、一九
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、六、二〇
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、六、二一
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、六、二二
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、六、二三
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、六、二四
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、六、二五
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、六、二六
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、六、二七
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、六、二八
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、六、二九
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、六、三〇
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、七、一
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、七、二
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、七、三
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、七、四
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、七、五
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、七、六
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、七、七
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、七、八
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、七、九
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、七、一〇
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、七、一一
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、七、一二
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、七、一三
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、七、一四
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、七、一五
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、七、一六
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、七、一七
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、七、一八
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、七、一九
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、七、二〇
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、七、二一
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、七、二二
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、七、二三
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、七、二四
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、七、二五
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、七、二六
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、七、二七
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、七、二八
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、七、二九
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、七、三〇
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、七、三一
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、八、一
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、八、二
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、八、三
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、八、四
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、八、五
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、八、六
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、八、七
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、八、八
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、八、九
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、八、一〇
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、八、一一
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、八、一二
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、八、一三
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、八、一四
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、八、一五
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、八、一六
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、八、一七
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、八、一八
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、八、一九
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、八、二〇
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、八、二一
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、八、二二
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、八、二三
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、八、二四
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、八、二五
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、八、二六
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、八、二七
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、八、二八
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、八、二九
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、八、三〇
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、八、三一
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、九、一
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、九、二
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、九、三
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、九、四
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、九、五
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、九、六
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、九、七
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、九、八
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、九、九
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、九、一〇
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、九、一一
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、九、一二
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、九、一三
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、九、一四
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、九、一五
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、九、一六
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、九、一七
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、九、一八
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、九、一九
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、九、二〇
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、九、二一
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、九、二二
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、九、二三
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、九、二四
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、九、二五
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、九、二六
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、九、二七
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、九、二八
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、九、二九
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、九、三〇
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、十、一
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、十、二
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、十、三
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、十、四
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、十、五
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、十、六
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、十、七
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、十、八
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、十、九
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、十、一〇
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、十、一一
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、十、一二
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、十、一三
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、十、一四
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、十、一五
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、十、一六
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、十、一七
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、十、一八
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、十、一九
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、十、二〇
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、十、二一
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、十、二二
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、十、二三
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、十、二四
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、十、二五
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、十、二六
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、十、二七
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、十、二八
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、十、二九
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、十、三〇
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、十、三一
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、十一、一
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、十一、二
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、十一、三
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、十一、四
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、十一、五
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、十一、六
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、十一、七
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、十一、八
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、十一、九
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、十一、一〇
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、十一、一一
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、十一、一二
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、十一、一三
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、十一、一四
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、十一、一五
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、十一、一六
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、十一、一七
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、十一、一八
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、十一、一九
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、十一、二〇
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、十一、二一
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、十一、二二
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、十一、二三
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、十一、二四
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、十一、二五
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、十一、二六
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、十一、二七
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、十一、二八
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、十一、二九
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、十一、三〇
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、十一、三一
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、十二、一
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、十二、二
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、十二、三
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、十二、四
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、十二、五
同	有東港連業組合	阿多郡港町	同　三、十二、六
同	有江連業組合	同　郡加治木町	同　三、十二、七
同	鹿島連業組合	同　郡鹿島村	同　三、十二、八
同	松共色岡南連業組合	肝属郡南大隅町内	同　三、十二、九
同	加治連業組合	同　郡鹿屋市面金浦里	同　三、十二、一〇

道名	組合名	事務所々在地	設立年月日
咸北	清津漁業組合	清津府	大正二、二、九
同○	鏡城郡漁郎面松新洞漁大津漁業組合	鏡城郡漁郎面大津	同　三、七、三
同	日新里漁業組合	城津郡鶴南面日新里	同　四、二、九
同	西水羅洞漁業組合	慶興郡慶西面西水羅洞	同　四、二、一六
同	雄項津漁業組合	城津郡鶴南面龍興里雄項津	同　同
同	黄魚浦漁業組合	慶興郡慶西面土里洞黄魚浦	同　四、四、二〇
同	下加面漁業組合	明川郡下加面中郷里昌湖洞	同　五、六、二
同	良化洞漁業組合	同　郡西　面大良化洞	同　五、一〇、六
同	梨津洞漁業組合	富寧郡觀海面梨津洞	同　六、二、一五
同	海坪里漁業組合	城津郡鶴中面海坪洞臨湖津	同　七、五、七
同	多津洞漁業組合	明川郡東　面多津洞	同　七、六、五
同○	獨津漁業組合	鏡城郡梧村面獨津洞獨津	同　八、五、二六

道名	組合名	事務所々在地	設立年月日
咸北	零東洞漁業組合	明川郡西　面零東洞	大正九、三、二九
同	西浦項洞漁業組合	慶興郡慶西面西浦項洞	同　一〇、一、一〇
同	三浦洞漁業組合	明川郡東面三浦洞	同　同
同	龍岩洞漁業組合	城津郡鶴東面龍岩洞	同　一〇、二、一〇
同○	温大津漁業組合	鏡城郡朱乙温面永興洞温大津	同　一〇、八、九
同	雄基面漁業組合	慶興郡雄基面雄基洞	同　一一、三、二六
同	下古面漁業組合	明川郡下古面倉前洞佳湖	同　一二、九、一
同	禮洞漁業組合	城津郡鶴南面禮洞	同　一二、二、三
同	浦下漁業組合	明川郡上古面浦下洞	昭和二、三、三）
同	城津灣漁業組合	城津郡城津面本町	同　三、三、二六
計	二二		
合計	一五〇組合		

備考　○印は金融組合聯合會に加入済
△印は金融組合聯合會に加入手續中

表に依つて見るが如く現在組合數は百五十であつて、組合員數五萬九千六百八十四名に及び漁業者總戸數の約六割一分に當つて居る。組合員數の最も多きは全羅南道濟州島海女漁業組合の七千三百十九人であつて、同道莞島郡海苔漁業組合の六千九百三十六人之に次いでゐる。如斯漁業組合の數は相當見るべき域に達したが、漁業組合にして各業務區域を區域とする金融組合聯合會に加入してゐるものは、僅かに各道を通じて十七組合であつて、尚加入の手續中のもの二三あるに過ぎない。漁業組合を金融組合聯合會に加入せしめて、資金の融通を圖るに至つた事は極めて最近のことに屬し、其の成績未だ未知數に屬するも、今後の資金回收に於て又業務上の指導等にして、大なる支障なき限りは將來加入會員も增加すべく、資金の融通を圖り組合事業の發達を所期し、朝鮮漁業開發に資するは緊要なる事と思ふ。

漁業組合員の鯖水揚の狀況

最近に於ける當局の調査に千三百四萬一千圓は地方貸金業者又は魚問屋業或は主として內地に根據を有する魚類運搬業者の貸出であつて、少くとも年利三割以上を下らないといふ事である。其の如何に小漁業者が資金

難を訴へてゐるかが推察せらるゝではないか。

今金融組合聯合會に加入せる漁業組合起債調査表を掲げて見ん。

金融組合聯合會に加入せる漁業組合起債調（昭和三年三月末調査）

道名	組合名	起債認可年月日	起債額	用途	起債期間
咸南	三湖漁業組合	昭和二、八、三	五〇、〇〇〇	起債償還資金及漁業資金貸付事業資金	一ヶ年
同	同	同	七、〇〇〇	共同販賣前渡資金	六ヶ月以内
同	前津漁業組合	同	五〇、〇〇〇	起債償還資金及漁業資金貸付事業資金	一ヶ年以内
同	同	同	二、〇〇〇	共同販賣前渡資金	同
同	六台漁業組合	同	五〇、〇〇〇	起債償還資金及漁業資金貸付事業資金	同
同	同	同	一〇、〇〇〇	共同販賣前渡資金	同
同	新浦漁業組合	同	五〇、〇〇〇	起債償還資金及漁業資金貸付事業資金	同
同	同	同	一〇、〇〇〇	共同販賣前渡資金	同
同	同	二、九、一	二〇、〇〇〇	漁農物保管倉庫及漁農物共同販賣所建築費金	五ヶ年
同	新昌漁業組合	二、八、三	三二、〇二〇	起債償還資金及共同販賣前渡資金	一ヶ年
同	同	同	二、〇〇〇	共同販賣前渡資金	一ヶ年以内
同	南面漁業組合	同	一〇、〇〇〇	起債償還資金及漁業資金貸付事業資金	同
同	同	同	一〇、〇〇〇	共同販賣前渡資金	同
同	同	二、九、一	二、五〇〇	共同販賣所及同附屬建物建築費	五ヶ年
同	同	同	二、〇〇〇	漁船建造資金貸付資金	三ヶ年

江原	淮川面漁業組合	同	二、九、二〇	一〇、〇〇〇	漁業資金貸付資金	一ヶ年
同	同	同		二、〇〇〇	共同販賣代金立替資金	五ヶ年
慶北	江口漁業組合	同	二、二、二三	三四、〇〇〇	漁業資金貸付資金	四ヶ年半
忠南	西面漁業組合	同	二、二、一四	二〇、〇〇〇	漁業資金貸付資金	二ヶ年
平北	艾島漁業組合	同	二、二、二〇	一二、〇〇〇	漁業資金貸付資金共同販賣前渡資金及共同購入立替資金	一ヶ年内
黄海	徹湖島漁業組合	同	二、一〇、三一	一〇、〇〇〇	漁業資金貸付資金共同販賣前渡資金及共同購買資金	同
計				三二、〇〇〇		

金融組合聯合會と漁業組合の起債關係は以上の如くであるが、未だ前段に述べた通り加入せる組合も尠く、起債又最近の事に屬し全く試みの時代であつて、其の効果に就ては之を將來に期するより外にない。

終りに臨み漁業組合に關する法規竝に其の規約を掲げて參考とする

漁業組合規則（明治四十五年二月總令第十四號）

第一條　本令ニ於テ組合ト稱スルハ漁業組合令第十六條ノ規定ニ依リ設立スル漁業組合ヲ謂フ

第二條　組合ノ地區ハ面ノ區域又ハ面内ノ部落ノ區域ニ依リ之ヲ定メ重複スルコトヲ得ス但シ特別ノ事情アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三條　組合ノ名稱中ニハ漁業組合ナル文字ヲ用ウヘシ

組合ニ非ラスシテ其ノ名稱中ニ漁業組合ナル文字ヲ用ウルコトヲ得ス

第四條　組合設立ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ發起人ハ組合ノ地區タルヘキ區域内ニ居住スル漁業者

三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ定メタル規約初年度ニ於ケル經費ノ收支豫算及賦課徵收方法ヲ具シ願出ツヘシ但シ特別ノ事情ニ依リ區域内ノ漁業者ノ一部ヲ以テ組合ヲ設立セムトスルトキハ其ノ組合員タルヘキ漁業者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ以テスヘシ

組合員タルヘキ漁業者ハ他ノ漁業者ニ委任シテ前項ノ同意ヲ表スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ受任者ハ委任狀ヲ發起人ニ差出スヘシ

第五條　規約ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一、目的
二、名稱
三、地區及ヒ前條但書ノ規定ニ依リ設立スル場合ニ在リテハ組合員ノ資格
四、事務所ノ所在地
五、組合員ノ加入及脫退ニ關スル規定
六、役員ニ關スル規定
七、會議ニ關スル規定
八、會計及財產ニ關スル規定
九、組合ノ取得シ又ハ貸付ヲ受ケタル漁業權ノ行使及組合員ニ非サルモノノ入漁ニ關スル規定
十、共同施設事業ノ執行ニ關スル規定
十一、違約者ノ處分ニ關スル規定
十二、存續期間又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ期間又ハ事由
十三、清算ニ關スル規定

第六條　組合ハ設立ノ許可アリタルトキ成立ス

組合成立シタルトキハ其ノ地區内ニ居住スル漁業者ハ其ノ組合ニ加入スヘシ但シ第四條但書ノ規定ニ依リ組合ヲ設立シタル場合ニ於テ其ノ組合員タルヘキ漁業者亦同シ

第七條　組合ニハ左ノ役員ヲ置クヘシ

組合長
監　事

前項ノ役員ノ外規約ノ規定ニ依リ他ノ役員ヲ置クコトヲ得

役員ハ組合員總會ニ於テ之ヲ選任スヘシ但シ設立ノ際ニ限リ發起人ニ於テ之ヲ選任スルコトヲ得

監事ハ他ノ役員又ハ事務員ヲ兼スルコトヲ得

第八條　組合長ハ組合ノ業務ヲ執行シ組合ヲ代表ス

監事ハ組合ノ財產及業務執行ノ狀況ヲ監督ス

組合長故障アルトキハ規約ノ定ムル所ニ依リ他ノ役員之ヲ代理ス

第九條　左ノ事項ハ組合員總會ノ決議ヲ經ヘシ但シ初年度ニ於ケル第一號及第二號ノ事項ハ此ノ限ニ在ラス

一、經費ノ收支豫算
二、經費ノ賦課徵收方法
三、漁業權ノ得喪變更又ハ借受
四、基金ノ支出又ハ其ノ利用方法
五、起債及償還ノ方法

第二章　朝鮮産業組合及漁業組合

六、組合員ノ除名

七、組合員ニ非サルモノニ對スル漁業權ノ貸付

八、規約ノ變更

九、組合ノ解散

前項第三號、第五號及第七號乃至第九號ニ揭ケタル事項ノ決議ハ總組合員三分ノ二以上出席シ其ノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス但シ規約ニ別段ノ規定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第一項第一號、第二號、第四號及第六號ニ揭ケタル事項ノ決議ハ地方長官第五號、第八號及第九號ニ揭ケタル事項ノ決議ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス

第十條　組合長ハ毎年經費ノ收支決算書、剩餘金ノ處分書、財產目錄及事業報告書ヲ調製シ監事ノ審査ヲ受ケ之ヲ組合員總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムヘシ

前項ノ承認ヲ得タルトキハ之ヲ地方長官ニ屆出ツヘシ

第十一條　組合ハ毎年事業年度ノ剩餘金ノ十分ノ一以上ヲ基金トシテ積立ツヘシ

基金ハ天災其ノ他已ムコトヲ得サル事由アル場合又ハ著シク組合員共同ノ利益ヲ增進スル爲メ必要ナル場合ヲ除クノ外之ヲ支出スルコトヲ得ス

第十二條　組合ニ關シテハ水產組合規則第九條、第十條、第十二條、第十三條、第十五條乃至第二十六條及第二十九條ノ規定ヲ準用ス

第十三條　第三條第二項又ハ第六條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十四條　組合ノ行爲ニシテ本令ニ依ル基金ノ積立ヲ爲サス又ハ之ヲ不當ニ支出シタルトキハ其ノ役員又ハ清算人ヲ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附　則

本令ハ漁業令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

一定ノ地區內ニ居住スル漁業者ニシテ漁業令第十七條第一項ニ規定スル目的ヲ以テ本令施行前主務官廳ノ許可ヲ受ケ組合ヲ設立シタルモノハ本令施行後六月內ニ本令ノ規定ニ依リ組合設立許可ヲ願出ツヘシ

前項ニ規定スル本令施行前ノ設立ニ係ル組合ハ前項出願ノ許否處分ヲ受クル迄ノ間仍前ノ例ニ依ル

漁業組合規約例（大正六年十月官通牒七八號）

第一章　總　則

第一條　本組合ハ漁業權ヲ取得シ又ハ漁業權ノ貸付ヲ受ケ組合員ノ漁業ニ關スル共同施設ヲ爲スヲ以テ目的トス

第二條　本組合ハ何面漁業組合ト稱ス

第三條　本組合ノ地區ハ何道何府(郡)何面ノ區域ニ依ル

第四條　本組合ノ事務所ハ何道何府(郡)何面何洞(里)ニ置ク

第二章　組合員ノ加入脫退

第五條　本組合ニ加入スヘキモノハ其ノ旨組合長ニ申出ツヘシ

前項ノ申出アリタルトキハ組合長ハ其ノ住所、氏名、加入年月日ヲ組合員名簿ニ記載スヘシ

第六條　組合員其ノ住所又ハ氏名ヲ變更シタルトキハ之ヲ組合長ニ申出ツヘシ

第七條　組合員漁業ノ廢止其ノ他ノ事由ニ因リ組合員タル資格ヲ喪失シタルトキハ其ノ旨組合長ニ申出ツヘシ

第二章　朝鮮産業組合及漁業組合

第八條　前二條ノ申出アリタルトキハ組合員名簿ヲ相當訂正又ハ削除スヘシ

第三章　役員

第九條　本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

一、組合長　一人
二、理事　一人
三、監事　一人

役員ハ組合員中ヨリ總代會之ヲ選擧ス但シ特別ノ事由アルトキハ組合員ニ非サル者ヨリ之ヲ選擧スルコトヲ得

第十條　組合長ハ組合ノ業務ヲ執行シ組合ヲ代表ス

理事ハ組合長ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌理シ組合長故障アルトキハ之ヲ代理ス

監事ハ組合ノ財產及業務執行ノ狀況ヲ監査ス

第十一條　組合長及理事ノ任期ハ三年トシ監事ノ任期ハ二年トス但シ再選ヲ妨ケス

補缺選擧ニ依テ就任シタル役員ハ前任者ノ任期ヲ承繼ス

役員ハ任期滿了後ト雖後任者ノ就職スル迄仍其ノ職務ヲ行フ

第十二條　役員ハ名譽職トス

第十三條　組合員ハ正當ノ事由ナクシテ役員ノ當選ヲ辭シ又ハ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第四章　會議

第十四條　本組合ニ組合員總會ニ代ルヘキ總代會ヲ設ク

總代會ヲ組織スル總代ハ何人トシ左ノ各區ニ於テ其ノ區組合員之ヲ互選スルモノトス

第一區	何洞(里)	何人
第二區	何洞(里)	何人
第三區	何洞(里)	何人
第四區	何洞(里)	何人
第五區	何洞(里)	何人

役員及事務員ハ總代タルコトヲ得ス

第十五條　總代ノ任期ハ二年トス但シ再選ヲ妨ケス

第十一條第二項及第十二條ノ規定ハ總代ニ之ヲ準用ス

第十六條　總代會ハ通常總代會及臨時總代會ノ二種トス

通常總代會ハ毎年一回何月之ヲ招集ス

臨時總代會ハ左ノ場合ニ之ヲ招集ス

一、組合長カ必要アリト認メタルトキ

二、監事カ組合財產又ハ業務執行ノ狀況ニ付報告ヲ爲スノ必要アリト認メタルトキ

三、總代五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的及事由ヲ示シテ總代會ノ招集ヲ請求シタルトキ

前項第三號ノ場合ニハ組合長ハ其ノ請求ヲ受ケタル日ヨリ二週間内ニ之ヲ招集スヘシ

第十七條　總代會ヲ招集スルニハ少クトモ七日前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ各總代ニ通知スヘシ

臨時急施ヲ要シ總代會ヲ招集スルトキハ前項ノ期間ヲ短縮スルコトヲ得

第十八條　總代會ノ議長ハ組合長之ニ當リ組合長故障アルトキハ理事之ニ代ル但シ組合長及理事共ニ

第二章　朝鮮漁業組合及漁業組合

故障アルトキハ出席總代中ヨリ之ヲ互選ス

第十九條　總代會ハ漁業組合規則第九條第一項各號ニ揭ケタル事項ノ決議ヲ除クノ外通知以外ノ事項ト雖之ヲ決議スルコトヲ得但シ總代三分ノ二以上ノ出席アルコトヲ要ス

第二十條　總代會ハ漁業組合規則第九條第二項ノ決議ヲ爲ス場合ノ外總代半數以上ノ出席アルコトヲ要ス但シ同一事項ニ付再度招集シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十一條　總代會ノ決議ハ漁業組合規則第九條第二項ノ決議ヲ除クノ外出席シタル總代ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第二十二條　總代會ノ決議錄ニハ決議シタル事項出席者ノ氏名其ノ他會議ノ顚末ヲ記載シ之ニ議長及出席總代二人以上記名捺印スヘシ

第二十三條　總代會ノ議事ニ關スル細則ハ總代會ニ於テ之ヲ定ム

第五章　會計及財產ノ管理

第二十四條　組合ノ事業年度ハ一年トシ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十五條　每年度ノ剩餘金ハ左ノ範圍內ニ於テ總代會ノ議決ヲ經テ之ヲ處分ス

一、基金ノ積立　剩餘金ノ百分ノ二十以上

二、遭難救恤資金ノ積立　剩餘金ノ百分ノ二十以上

三、事業資金ノ積立　剩餘金ノ百分ノ二十以上

四、翌年度繰越金組合員分配金　剩餘金ノ百分ノ四十以下

第二十六條　基金遭難救恤資金事業資金其ノ他現金ハ郵便貯金ト爲スモノトス但シ十圓未滿ナルトキハ組合長ニ於テ之ヲ保管スルコトヲ得

第二十七條　本規約ニ於テ別ニ規定アルモノヲ除クノ外組合費ノ賦課徵收竝會計及財產ノ管理ニ關スル事項ハ總代會ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム

第六章　漁業權ノ行使及漁業ノ方法

第二十八條　本組合ノ享有スル第六種免許漁業ノ方法

一、捕介專用漁業　鮑(何)ノ採捕ハ別ニ總代會ニ於テ定ムル輪採區域別ニ依リ海士組ニ於テ之ヲ爲シ海鼠蛤(何)ノ採捕ハ何洞(里)ノ組合員ニ限ルモノトス

二、採藻專用漁業　和布(何)ノ採收ハ各洞(里)地先別ニ依リ其ノ地元洞(里)ニ於ケル組合員ニ於テ之ヲ爲シ石花菜(何)ノ採收ハ組合員各自共同シテ之ヲ爲ス

三、網漁專用漁業　地曳網、磯刺網、海鼠桁網漁業(何網漁業)ハ組合員ニ限リ共同シテ之ヲ爲ス

第二十九條　本組合ノ享有スル第何種免許漁業ノ行使方法ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、第一種免許漁業　擧網漁業(何網漁業)ハ組合員ノ入札ニ依リ每年漁業者ヲ定ム

二、第二種免許漁業　藻類養殖海苔(何)ノ養殖ハ何洞(里)ノ組合員ニ限リ共同シテ之ヲ爲ス

三、第三種免許漁業　地曳網漁業(何網漁業)ハ組合員ノ入札ニ依リ每年組合長ノ之ヲ定メ組合員ニ通知ス

第三十條　組合員ノ漁業ノ方法ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、鰒(何)ハ每年何月何日ヨリ何月何日迄ノ間ニ於テ之ヲ採捕ス

二、和布(何)ハ每年何月何日ヨリ何月何日迄ノ間ニ於テ採收ス但シ採收開始日ハ每年組合長之ヲ定メ組合員ニ通知ス

三、石花菜(何々)ハ每年何月何日ヨリ何月何日迄ノ間ニ於テ之ヲ採收ス但シ何山ニ赤旗ヲ揭ケタル時採收ヲ開始スルモノトス

第二章　朝鮮漁業組合及漁業組合